

令和 4 年度版

福岡市地域防災計画 修正案

- 1 本 編（1 頁～48 頁）
- 2 原子力災害対策編（49 頁～51 頁）

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由
全頁	-	(〇〇局・区・関係機関)	(削除)	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
該当頁	-	総括部 災害対策本部総括部 市災害対策本部総括部 各部 各部長 関係各部 各業務所管部 各所管部 水道部 水道部長 環境部 道路下水道部 住宅都市部 港湾空港部 総務企画部 経済観光文化部 財政部 警備部	災害対策本部室 災害対策本部室 災害対策本部室 各局等 各局長等 関係各局等 各業務所管局等 各所管局 水道局 水道局長 環境局 道路下水道局 住宅都市局 港湾空港局 総務企画局 経済観光文化局 財政局 消防局	現行の「総括部」の全てが「災害対策本部室」に修正ではありません。災害対応業務区分変更に基づく修正で災害対策本部室以外の局に変更になっている箇所は別途新旧対照表に記載しております。 災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
該当頁	-	避難勧告等 避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 災害発生情報	避難情報 高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
2-4	第2章 第1節	第2章 防災組織計画 第1節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 独立行政法人都市再生機構 <u>① 管理する住宅等の防災対策に関する事項</u> <u>② 災害時の被災住民への住宅の供給の協力等に関する事項</u> <u>③ 災害時の被災建物及び被災宅地の応急危険度判定</u>	第2章 防災組織計画 第1節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 独立行政法人都市再生機構 <u>① 被災建築物応急危険度判定士等の派遣に関する事項</u> <u>② 被災宅地危険度判定士等の派遣に関する事項</u> <u>③ 国等からの協力要請への対応</u> <u>ア 応急仮設住宅建設支援要員の派遣に関する事</u> <u>イ その他応急的に必要とされる要員の派遣に関する事</u>	独立行政法人都市再生機構防災業務計画の作成に伴う修正
2-6	第2章 第2節	第2節 災害対策本部の組織・運営 第1 福岡市災害対策本部等 福岡市災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和38年福岡市条例第22号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。 なお、対策本部の設置を迅速に行うため、情報収集態勢又は福岡市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報の収集などの業務にあたるものとする。 <u>1 情報収集態勢</u> (3) 廃止基準 ① 対象となる警報・注意報等が解除され、市域内における情報収集など、特段の対応が必要なくなったとき。 ② 対策本部が設置されたとき。 <u>2 警戒本部</u> (1) 警戒本部の組織 ① 福岡市危機管理監（以下「危機管理監」という。）を警戒本部長、市民局長を警戒副本部長とする。警戒本部長不在時は、警戒副本部長がその職務を代理する。 なお、警戒本部長、警戒副本部長不在時の順序は、別に定める。 ② 警戒本部長は、警戒本部の事務を統括し、指揮監督する。 ③ 警戒本部に部及び区警戒本部を置く。 <u>④ 警戒本部の事務分掌や運営については、対策本部に準ずるものとする。</u> (2) 警戒本部の設置 気象業務法に基づく警報が発表される等局所的な被害発生が予測され、事前の警戒措置を図る必要がある場合など「第2節 第2 職員の動員・配置 1 災害対策本部等の配備態勢」に定める発令基準に基づき設置する。 <u>① 危機管理監を警戒本部長とし、市民局長を警戒副本部長とする。</u> <u>② 警戒本部に部及び区警戒本部を置く。</u> <u>③ 警戒本部の事務分掌や運営については、対策本部に準ずるものとする。</u>	第2節 災害対策本部等の組織・運営 第1 福岡市災害対策本部等 福岡市災害対策本部（以下「 <u>市災害</u> 対策本部」という。）は、災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和38年福岡市条例第22号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。 なお、対策本部の設置を迅速に行うため、情報収集態勢又は福岡市災害警戒本部（以下「 <u>市災害</u> 警戒本部」という。）を設置し、情報の収集などの業務にあたるものとする。 <u>5 情報収集態勢</u> (3) 廃止基準 ① 対象となる警報・注意報等が解除され、市域内における情報収集など、特段の対応が必要なくなったとき。 ② <u>市災害対策（警戒）</u> 本部が設置されたとき。 <u>4 市災害警戒本部</u> (1) <u>市災害</u> 警戒本部の組織 ① 福岡市危機管理監（以下「危機管理監」という。）を <u>市災害</u> 警戒本部長、市民局長を <u>市災害</u> 警戒副本部長とする。 <u>市災害</u> 警戒本部長不在時は、 <u>市災害</u> 警戒副本部長がその職務を代理する。 なお、 <u>市災害</u> 警戒本部長、 <u>市災害</u> 警戒副本部長不在時の順序は、別に定める。 ② <u>市災害</u> 警戒本部長は、 <u>市災害</u> 警戒本部の事務を統括し、指揮監督する。 ③ <u>市災害</u> 警戒本部に区 <u>災害</u> 警戒本部を置く。 <u>（削除）</u> (2) <u>市災害</u> 警戒本部の設置 気象業務法に基づく警報が発表される等局所的な被害発生が予測され、事前の警戒措置を図る必要がある場合など「第2節 第2 職員の動員・配置 1 災害対策本部等の配備態勢」に定める発令基準に基づき設置する。 <u>（削除）</u>	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由
2-7		3 対策本部 (1) 対策本部の組織 ① 市長を対策本部長、副市長及び危機管理監を対策副本部長とする。対策本部長不在時は、対策副本部長（危機管理監を除く）が職務を代理し、その順序は、次のとおりとする。なお、第２以降の順位は、福岡市長職務代理者規則（以下「代理者規則」という。）に定める順序から、第１の職にある者を除き代理者規則に定める順序とする。 第１ 福岡市副市長担任意務規程に定める危機管理に関する事項を所管する副市長の職にある者 また、対策本部長、対策副本部長不在時の順序は、別に定める。 ② 市長は、必要に応じ①の職務代理者にその職務を代行させることができる。 ③ 対策本部に、<u>部及び区本部を置き、部は部長、副部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員をもって各々構成する。</u>ただし、災害発生初期においては、重要な防災活動に集中するため、臨時の応援態勢を敷くことがある。 ④ 部は、対策本部長の指揮の下に所管の防災事務を遂行する。 (2) 対策本部の設置 全市的に相当の災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合など、指定地方行政機関や指定公共機関などと連携し、市内全域にわたる円滑な危機管理対策を図る必要がある場合など「第２節 第２ 職員の動員・配置 １ 災害対策本部等の配備態勢」に定める発令基準に基づき設置する。 (3) 配備の強化・縮小等 <u>総括部</u>は、災害の規模や被害の状況等に応じて、配備態勢を強化又は縮小する。 また、各<u>部</u>及び各区災害警戒本部等は、災害の規模や被害の状況等に応じて、<u>総括部</u>に事前に報告の上、それぞれの配備態勢の強化又は縮小、及び配備人員を増員又は減員することができる。 (4) 廃止基準 災害応急対策が終結したと判断されたとき。（災害の規模、種類等によっては、部分的廃止もある。） (5) 対策本部設置及び廃止の周知 対策本部を設置又は廃止したときは、各区その他の本市の機関及び県、関係地方行政機関、指定公共機関、報道機関等へ通知する。	1 市災害対策本部 (1) <u>市災害対策本部の組織</u> ① 市長を<u>市災害対策本部長</u>、副市長及び危機管理監を<u>市災害対策副本部長</u>とする。<u>市災害対策本部長不在時は、市災害対策副本部長（危機管理監を除く）が職務を代理し、その順序は、次のとおりとする。なお、第２以降の順位は、福岡市長職務代理者規則（以下「代理者規則」という。）に定める順序から、第１の職にある者を除き代理者規則に定める順序とする。</u> 第１ 福岡市副市長担任意務規程に定める危機管理に関する事項を所管する副市長の職にある者 また、<u>市災害対策本部長、市災害対策副本部長不在時の順序は、別に定める。</u> ② 市長は、必要に応じ①の職務代理者にその職務を代行させることができる。 ③ <u>市災害対策本部に危機管理監を室長とする災害対策本部室および副市長を部長とする対策統括部、インフラ対策部、被災者対策部を置く。災害対策本部室は災害対策全般の総括、各部は各部所管の防災事務を遂行する。</u>ただし、災害発生初期においては、重要な防災活動に集中するため、臨時の応援態勢を敷くことがある。 ④ 部は、<u>市災害対策本部長</u>の指揮の下に所管の防災事務を遂行する。 (2) <u>市災害対策本部の設置</u> 全市的に相当の災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合など、指定地方行政機関や指定公共機関などと連携し、市内全域にわたる円滑な危機管理対策を図る必要がある場合など「第２節 第２ 職員の動員・配置 １ 災害対策本部等の配備態勢」に定める発令基準に基づき設置する。 (3) 配備の強化・縮小等 <u>災害対策本部室</u>は、災害の規模や被害の状況等に応じて、配備態勢を強化又は縮小する。 また、各<u>局等</u>及び各区災害対策本部は、災害の規模や被害の状況等に応じて、<u>災害対策本部室</u>に事前に報告の上、それぞれの配備態勢の強化又は縮小、及び配備人員を増員又は減員することができる。 (4) 廃止基準 災害応急対策が終結したと判断されたとき。（災害の規模、種類等によっては、部分的廃止もある。） (5) <u>市災害対策本部設置及び廃止の周知</u> <u>市災害対策本部</u>を設置又は廃止したときは、各区その他の本市の機関及び県、関係地方行政機関、指定公共機関、報道機関等へ通知する。	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
2-8		(6) 対策本部会議 ① 構成員 対策本部長、対策副本部長、<u>各部長</u>その他対策本部長が必要と認める者 ② 所掌事務 本部の活動の重要事項について協議し、決定し、全体活動の統一を保持する。 ③ 会 議 ア 対策本部を設置したときは、速やかに開催し、災害状況・被害状況の把握、応急活動の方針、応援要請等について決定する。 イ 災害状況等に応じて、対策本部長が招集し、対策本部長が議長となる。 <u>④ 防災主任及び防災副主任</u> <u>ア 防災主任及び防災副主任は、各部及び区災害対策本部毎にあらかじめ指名する職員をもって充てる。</u> <u>イ 防災主任及び防災副主任は、その属する部の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害対策活動に必要な情報を取りまとめて総括部に報告し、及び対策指令その他連絡事項を部内に伝達する。</u> <u>⑤ 部連絡員</u> <u>ア 災害対策本部室に、必要に応じ各部の連絡員を待機させる。</u> <u>イ 連絡員は、各部の防災副主任とし、災害対策本部総括部と各部との間の連絡調整に当たる。</u> <u>ウ 区本部との連絡調整については、総括部の職員を区毎に本部要員として配置する。</u> <u>(7) 関係機関との調整</u> <u>① 連絡会議</u> <u>ア 市全体の防災活動の遂行のため、必要に応じて連絡会議を招集する。</u> <u>イ 連絡会議は、福岡市防災会議のうち、必要と認める者をもって組織し、災害に関する情報の収集、関係機関との連絡調整、緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。</u> <u>(新設)</u> <u>(7) 関係機関との調整</u> <u>4 区災害対策本部</u> <u>5 機能別チーム</u> 災害対策（警戒）本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成する。 (1) 受援調整チーム（総務企画局、経済観光文化局） (2) 物資調達・輸送チーム（こども未来局、市民局、道路下水道局、港湾空港局、農林水産局） (3) り災証明チーム（財政局、市民局、<u>市長室</u>、住宅都市局、農林水産局、区役所） (4) 緊急医療調整チーム（<u>保健福祉局</u>、消防局）	(6) <u>市災害</u>対策本部会議 ① 構成員 <u>市災害</u>対策本部長、<u>市災害</u>対策副本部長、<u>各局長等</u>その他<u>市災害</u>対策本部長が必要と認める者 ② 所掌事務 本部の活動の重要事項について協議し、決定し、全体活動の統一を保持する。 ③ 会 議 ア <u>市災害</u>対策本部を設置したときは、速やかに開催し、災害状況・被害状況の把握、応急活動の方針、応援要請等について決定する。 イ 災害状況等に応じて、<u>市災害</u>対策本部長が招集し、<u>市災害</u>対策本部長が議長となる。 <u>(削除)</u> <u>(7) 局等連絡調整員</u> <u>ア 各局等は必要に応じ連絡調整員を災害対策本部室に待機する</u> <u>イ 連絡調整員は、各局等の防災副主任とし、災害対策本部室と各局等との連絡調整に当たる。</u> <u>ウ 区本部との連絡調整については、総括部の職員を区毎に本部要員として配置する。</u> <u>(8) 関係機関との調整</u> <u>2 区災害対策本部</u> <u>3 機能別チーム</u> 災害対策（警戒）本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成する。 (1) 受援調整チーム（総務企画局、経済観光文化局） (2) 物資調達・輸送チーム（こども未来局、市民局、道路下水道局、港湾空港局、農林水産局） (3) り災証明チーム（財政局、市民局、<u>(削除)</u>、住宅都市局、農林水産局、区役所） (4) 緊急医療調整チーム（<u>保健医療局</u>、消防局）	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正 災害対応業務の担当区分変更に基づく修正 組織編成による修正

災害対応業務の担
当区分変更に基づ
く修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由																
2-9		<u>(新設)</u>	災害対策本部室長(危機管理監) 本部室長補佐チーム 長:企画調整部長が指名する職員 防災・危機管理部長 業務統括チーム 長:防災・危機管理部課長 総合調整チーム 長:防災・危機管理部課長 状況把握・整理チーム 長:防災・危機管理部課長 広報・報道チーム 長:広報戦略室長が指名する職員 リエゾン	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正																
2-10		(2) 市災害対策本部事務分掌 ① 機能別チーム ウ リ災証明チーム <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>財政局◎ 市民局 <u>市長室</u> 住宅都市局 農林水産局 区役所</td><td> ○ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定、実施管理に関すること ○ 家屋被害認定調査の実施及び支援に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関する広報に関すること ※リ災（届出）証明書については、区役所が中心となって実務を行う</td></tr></table> エ 緊急医療調整チーム <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td><u>保健福祉局</u>◎ 消防局</td><td> ○ 災害医療・保健活動にかかる総合調整に関すること ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関すること ○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること ○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関すること </td></tr></table>	構成局	主な事務分掌	財政局◎ 市民局 <u>市長室</u> 住宅都市局 農林水産局 区役所	○ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定、実施管理に関すること ○ 家屋被害認定調査の実施及び支援に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関する広報に関すること ※リ災（届出）証明書については、区役所が中心となって実務を行う	構成局	主な事務分掌	<u>保健福祉局</u> ◎ 消防局	○ 災害医療・保健活動にかかる総合調整に関すること ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関すること ○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること ○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関すること	(2) 市災害対策本部事務分掌 ① 機能別チーム ウ リ災証明チーム <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>財政局◎ 市民局 住宅都市局 農林水産局 区役所</td><td> ○ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定、実施管理に関すること ○ 家屋被害認定調査の実施及び支援に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関する広報に関すること ※リ災（届出）証明書については、区役所が中心となって実務を行う</td></tr></table> エ 緊急医療調整チーム <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td><u>保健医療局</u>◎ 消防局</td><td> ○ 災害医療・保健活動にかかる総合調整に関すること ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関すること ○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること ○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関すること </td></tr></table>	構成局	主な事務分掌	財政局◎ 市民局 住宅都市局 農林水産局 区役所	○ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定、実施管理に関すること ○ 家屋被害認定調査の実施及び支援に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関する広報に関すること ※リ災（届出）証明書については、区役所が中心となって実務を行う	構成局	主な事務分掌	<u>保健医療局</u> ◎ 消防局	○ 災害医療・保健活動にかかる総合調整に関すること ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関すること ○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること ○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関すること	組織編成による修正
構成局	主な事務分掌																			
財政局◎ 市民局 <u>市長室</u> 住宅都市局 農林水産局 区役所	○ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定、実施管理に関すること ○ 家屋被害認定調査の実施及び支援に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関する広報に関すること ※リ災（届出）証明書については、区役所が中心となって実務を行う																			
構成局	主な事務分掌																			
<u>保健福祉局</u> ◎ 消防局	○ 災害医療・保健活動にかかる総合調整に関すること ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関すること ○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること ○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関すること																			
構成局	主な事務分掌																			
財政局◎ 市民局 住宅都市局 農林水産局 区役所	○ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定、実施管理に関すること ○ 家屋被害認定調査の実施及び支援に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関すること ○ リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関する広報に関すること ※リ災（届出）証明書については、区役所が中心となって実務を行う																			
構成局	主な事務分掌																			
<u>保健医療局</u> ◎ 消防局	○ 災害医療・保健活動にかかる総合調整に関すること ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関すること ○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること ○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関すること																			

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由												
2-11		(2) 市災害対策本部事務分掌 ② 各部 ア 総括部 <table><thead><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr></thead><tbody><tr><td>市民局 会計室 市長室</td><td> ○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 災害対策本部会議に関すること ○ 防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 避難勧告等発令に関すること ○ 応援要請に関すること（他部所管事務を除く。） ○ 被害状況の集約に関すること ○ 避難状況の集約に関すること ○ 気象予報・地震情報の収集伝達に関すること ○ 広報・報道に関すること ○ 義援金の受領に関すること ○ 消費生活相談に関すること ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること </td></tr></tbody></table> イ 総務企画部 <table><thead><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務企画局</td><td> ○ 災害対策本部要員の動員・配備に関すること ○ 在住外国人の支援に関すること ○ 国等との連絡調整・支援要請に関すること ○ 業務システム・ネットワークの稼働に関すること ○ 総括部の補助及び特命事項に関すること ○ 復興計画に関すること ○ 受援調整（支援要請及び支援職員等の配置等）に関すること </td></tr></tbody></table>	構成局	主な事務分掌	市民局 会計室 市長室	○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 災害対策本部会議に関すること ○ 防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 避難勧告等発令に関すること ○ 応援要請に関すること（他部所管事務を除く。） ○ 被害状況の集約に関すること ○ 避難状況の集約に関すること ○ 気象予報・地震情報の収集伝達に関すること ○ 広報・報道に関すること ○ 義援金の受領に関すること ○ 消費生活相談に関すること ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること	構成局	主な事務分掌	総務企画局	○ 災害対策本部要員の動員・配備に関すること ○ 在住外国人の支援に関すること ○ 国等との連絡調整・支援要請に関すること ○ 業務システム・ネットワークの稼働に関すること ○ 総括部の補助及び特命事項に関すること ○ 復興計画に関すること ○ 受援調整（支援要請及び支援職員等の配置等）に関すること	(2) 市災害対策本部事務分掌 ② 各局等 ア 災害対策本部室（市民局 防災・危機管理部等） <table><thead><tr><th>主な事務分掌</th></tr></thead><tbody><tr><td> ○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 災害対策本部会議実施の支援に関すること ○ 防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 避難情報の発令に関すること ○ 避難所の開設に関すること ○ 帰宅困難者対策に関すること ○ 被害情報の集約に関すること ○ 気象予報・地震情報の収集伝達に関すること ○ 災害救助法の適用に関すること ○ 自衛隊への災害派遣要請に関すること ○ その他、災害対策本部の運営に関すること </td></tr></tbody></table> イ 市長室 <table><thead><tr><th>主な事務分掌</th></tr></thead><tbody><tr><td> ○ 広報・報道に関すること ○ 対策本部会議実施の支援に関すること ○ コールセンターの設置に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること </td></tr></tbody></table>	主な事務分掌	○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 災害対策本部会議実施の支援に関すること ○ 防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 避難情報の発令に関すること ○ 避難所の開設に関すること ○ 帰宅困難者対策に関すること ○ 被害情報の集約に関すること ○ 気象予報・地震情報の収集伝達に関すること ○ 災害救助法の適用に関すること ○ 自衛隊への災害派遣要請に関すること ○ その他、災害対策本部の運営に関すること	主な事務分掌	○ 広報・報道に関すること ○ 対策本部会議実施の支援に関すること ○ コールセンターの設置に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
構成局	主な事務分掌															
市民局 会計室 市長室	○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 災害対策本部会議に関すること ○ 防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 避難勧告等発令に関すること ○ 応援要請に関すること（他部所管事務を除く。） ○ 被害状況の集約に関すること ○ 避難状況の集約に関すること ○ 気象予報・地震情報の収集伝達に関すること ○ 広報・報道に関すること ○ 義援金の受領に関すること ○ 消費生活相談に関すること ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること															
構成局	主な事務分掌															
総務企画局	○ 災害対策本部要員の動員・配備に関すること ○ 在住外国人の支援に関すること ○ 国等との連絡調整・支援要請に関すること ○ 業務システム・ネットワークの稼働に関すること ○ 総括部の補助及び特命事項に関すること ○ 復興計画に関すること ○ 受援調整（支援要請及び支援職員等の配置等）に関すること															
主な事務分掌																
○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 災害対策本部会議実施の支援に関すること ○ 防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 避難情報の発令に関すること ○ 避難所の開設に関すること ○ 帰宅困難者対策に関すること ○ 被害情報の集約に関すること ○ 気象予報・地震情報の収集伝達に関すること ○ 災害救助法の適用に関すること ○ 自衛隊への災害派遣要請に関すること ○ その他、災害対策本部の運営に関すること																
主な事務分掌																
○ 広報・報道に関すること ○ 対策本部会議実施の支援に関すること ○ コールセンターの設置に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること																

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																								
		ウ 財政部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>財政局</td><td> ○ 災害応急対策に係る財政措置に関すること ○ 公共施設（土木・建築）の被害状況及び災害復旧に関すること ○ 市有建築物の復旧対策に関すること ○ 災害時の庁舎管理に関すること ○ 応急対策用地の確保に関すること ○ 車両の運行に関すること ○ 家屋被害調査運営に関すること </td></tr></table> エ こども未来部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>こども未来局</td><td> ○ 児童福祉施設の運営に係る災害対策に関すること ○ 児童福祉施設の被害状況及び災害復旧に関すること ○ 救助物資の確保・配分に関すること ○ 義捐品の配分に関すること ○ 要配慮者（こども・障がい児）対策に関すること </td></tr></table> オ 保健福祉部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>保健福祉局</td><td> ○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関すること ○ 義援金の配分に関すること ○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関すること ○ 避難所の運営支援に関すること ○ 医療救護に関すること ○ 防疫、衛生及び精神保健活動に関すること ○ 遺体の火葬に関すること ○ 愛玩動物対策に関すること </td></tr></table> カ 環境部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>環境局</td><td> ○ 廃棄物・し尿の処理に関すること ○ 環境保全に関すること ○ 環境保全、食品衛生、感染症に関する検査等 </td></tr></table>	構成局	主な事務分掌	財政局	○ 災害応急対策に係る財政措置に関すること ○ 公共施設（土木・建築）の被害状況及び災害復旧に関すること ○ 市有建築物の復旧対策に関すること ○ 災害時の庁舎管理に関すること ○ 応急対策用地の確保に関すること ○ 車両の運行に関すること ○ 家屋被害調査運営に関すること	構成局	主な事務分掌	こども未来局	○ 児童福祉施設の運営に係る災害対策に関すること ○ 児童福祉施設の被害状況及び災害復旧に関すること ○ 救助物資の確保・配分に関すること ○ 義捐品の配分に関すること ○ 要配慮者（こども・障がい児）対策に関すること	構成局	主な事務分掌	保健福祉局	○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関すること ○ 義援金の配分に関すること ○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関すること ○ 避難所の運営支援に関すること ○ 医療救護に関すること ○ 防疫、衛生及び精神保健活動に関すること ○ 遺体の火葬に関すること ○ 愛玩動物対策に関すること	構成局	主な事務分掌	環境局	○ 廃棄物・し尿の処理に関すること ○ 環境保全に関すること ○ 環境保全、食品衛生、感染症に関する検査等	ウ 会計室 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 義援金の受入に関すること </td></tr></table> エ 総務企画局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 職員の動員、BCP 計画の実施及び職員の健康管理等に関すること ○ 災害救助法適用の支援に関すること ○ 代替施設指定の支援に関すること ○ 業務システム・ネットワークの維持・管理に関すること ○ 政府・国会議員の視察等対応に関すること ○ 避難所運営応援職員の指定等に関すること ○ 在住外国人の支援に関すること ○ 復旧・復興計画に関すること ○ 受援調整に関すること ○ 国等との連絡調整・支援要請に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること </td></tr></table> オ 財政局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 庁舎機能の維持・回復、代替施設の指定に関すること ○ 市有建築物の復旧対策に関すること ○ 応急対策用地の確保に関すること ○ 市管理施設の被害状況に関すること ○ 災害応急対策に係る財政措置に関すること ○ 車両の運行に関すること ○ 家屋被害調査運営に関すること </td></tr></table> カ 市民局（防災・危機管理部を除く） <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 災害対策本部事務局業務に関すること ・ 議会対応に関すること ・ 本部会議資料の取り纏め ・ 本部会議の設定 ・ 県等への報告資料の作成 ・ 災害対応のための局内人事調整 ・ その他、災害対応に係る総務業務 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ○ 災害対策に係る人権・男女等配慮に関すること ○ コールセンターの設置支援に関すること ○ 安否情報の提供及び治安・デマ対策に関すること ○ 渋滞対策等警察との連絡調整に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること ○ 公民館等における充電サービスの提供に関すること ○ 義援金の受入・配分の支援に関すること ○ 消費生活相談に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること </td></tr></table>	主な事務分掌	○ 義援金の受入に関すること	主な事務分掌	○ 職員の動員、BCP 計画の実施及び職員の健康管理等に関すること ○ 災害救助法適用の支援に関すること ○ 代替施設指定の支援に関すること ○ 業務システム・ネットワークの維持・管理に関すること ○ 政府・国会議員の視察等対応に関すること ○ 避難所運営応援職員の指定等に関すること ○ 在住外国人の支援に関すること ○ 復旧・復興計画に関すること ○ 受援調整に関すること ○ 国等との連絡調整・支援要請に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること	主な事務分掌	○ 庁舎機能の維持・回復、代替施設の指定に関すること ○ 市有建築物の復旧対策に関すること ○ 応急対策用地の確保に関すること ○ 市管理施設の被害状況に関すること ○ 災害応急対策に係る財政措置に関すること ○ 車両の運行に関すること ○ 家屋被害調査運営に関すること	主な事務分掌	○ 災害対策本部事務局業務に関すること ・ 議会対応に関すること ・ 本部会議資料の取り纏め ・ 本部会議の設定 ・ 県等への報告資料の作成 ・ 災害対応のための局内人事調整 ・ その他、災害対応に係る総務業務 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ○ 災害対策に係る人権・男女等配慮に関すること ○ コールセンターの設置支援に関すること ○ 安否情報の提供及び治安・デマ対策に関すること ○ 渋滞対策等警察との連絡調整に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること ○ 公民館等における充電サービスの提供に関すること ○ 義援金の受入・配分の支援に関すること ○ 消費生活相談に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること	
構成局	主な事務分掌																											
財政局	○ 災害応急対策に係る財政措置に関すること ○ 公共施設（土木・建築）の被害状況及び災害復旧に関すること ○ 市有建築物の復旧対策に関すること ○ 災害時の庁舎管理に関すること ○ 応急対策用地の確保に関すること ○ 車両の運行に関すること ○ 家屋被害調査運営に関すること																											
構成局	主な事務分掌																											
こども未来局	○ 児童福祉施設の運営に係る災害対策に関すること ○ 児童福祉施設の被害状況及び災害復旧に関すること ○ 救助物資の確保・配分に関すること ○ 義捐品の配分に関すること ○ 要配慮者（こども・障がい児）対策に関すること																											
構成局	主な事務分掌																											
保健福祉局	○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関すること ○ 義援金の配分に関すること ○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関すること ○ 避難所の運営支援に関すること ○ 医療救護に関すること ○ 防疫、衛生及び精神保健活動に関すること ○ 遺体の火葬に関すること ○ 愛玩動物対策に関すること																											
構成局	主な事務分掌																											
環境局	○ 廃棄物・し尿の処理に関すること ○ 環境保全に関すること ○ 環境保全、食品衛生、感染症に関する検査等																											
主な事務分掌																												
○ 義援金の受入に関すること																												
主な事務分掌																												
○ 職員の動員、BCP 計画の実施及び職員の健康管理等に関すること ○ 災害救助法適用の支援に関すること ○ 代替施設指定の支援に関すること ○ 業務システム・ネットワークの維持・管理に関すること ○ 政府・国会議員の視察等対応に関すること ○ 避難所運営応援職員の指定等に関すること ○ 在住外国人の支援に関すること ○ 復旧・復興計画に関すること ○ 受援調整に関すること ○ 国等との連絡調整・支援要請に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること																												
主な事務分掌																												
○ 庁舎機能の維持・回復、代替施設の指定に関すること ○ 市有建築物の復旧対策に関すること ○ 応急対策用地の確保に関すること ○ 市管理施設の被害状況に関すること ○ 災害応急対策に係る財政措置に関すること ○ 車両の運行に関すること ○ 家屋被害調査運営に関すること																												
主な事務分掌																												
○ 災害対策本部事務局業務に関すること ・ 議会対応に関すること ・ 本部会議資料の取り纏め ・ 本部会議の設定 ・ 県等への報告資料の作成 ・ 災害対応のための局内人事調整 ・ その他、災害対応に係る総務業務 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ○ 災害対策に係る人権・男女等配慮に関すること ○ コールセンターの設置支援に関すること ○ 安否情報の提供及び治安・デマ対策に関すること ○ 渋滞対策等警察との連絡調整に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること ○ 公民館等における充電サービスの提供に関すること ○ 義援金の受入・配分の支援に関すること ○ 消費生活相談に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること																												

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																														
		キ 経済観光文化部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>経済観光文化局</td><td> ○ 中小企業に対する災害対策に関する事 ○ 観光客等の安全対策に関する事 ○ 文化関係施設の安全確保に関する事 ○ 受援調整（宿泊先の確保等）に関する事 </td></tr></table> ク 農林水産部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>農林水産局 農業委員会事務局</td><td> ○ 農畜産物に係る災害対策に関する事 ○ 山林災害対策に関する事 ○ 農地及び農業施設等の災害対策に関する事 ○ 水産関係施設等の災害対策に関する事 ○ 農産物・水産物・生鮮食料品の確保に関する事 ○ 物資配送の支援 </td></tr></table> ケ 住宅都市部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>住宅都市局</td><td> ○ 都市災害復旧事業に係る国との連絡調整に関する事 ○ 被災者の住宅支援に関する事 ○ 被災建築物（宅地）危険度判定に関する事 ○ 災害対策用地の確保に関する事 ○ 家屋被害調査の支援に関する事 </td></tr></table> コ 道路下水道部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>道路下水道局</td><td> ○ 道路・下水道・河川関連施設等の被害状況の把握に関する事 ○ 道路・下水道・河川関連施設等の応急復旧に関する事 ○ 水防に関する事 ○ 緊急輸送道路の確保に関する事 </td></tr></table> サ 港湾空港部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>港湾空港局</td><td> ○ 災害対策用船舶の確保に関する事 ○ 海上輸送に関する事 ○ 港湾施設の応急復旧等に関する事 ○ 臨港地区に係る災害対策用地の確保に関する事 ○ 所轄の空港周辺施設の災害対策に関する事 </td></tr></table>	構成局	主な事務分掌	経済観光文化局	○ 中小企業に対する災害対策に関する事 ○ 観光客等の安全対策に関する事 ○ 文化関係施設の安全確保に関する事 ○ 受援調整（宿泊先の確保等）に関する事	構成局	主な事務分掌	農林水産局 農業委員会事務局	○ 農畜産物に係る災害対策に関する事 ○ 山林災害対策に関する事 ○ 農地及び農業施設等の災害対策に関する事 ○ 水産関係施設等の災害対策に関する事 ○ 農産物・水産物・生鮮食料品の確保に関する事 ○ 物資配送の支援	構成局	主な事務分掌	住宅都市局	○ 都市災害復旧事業に係る国との連絡調整に関する事 ○ 被災者の住宅支援に関する事 ○ 被災建築物（宅地）危険度判定に関する事 ○ 災害対策用地の確保に関する事 ○ 家屋被害調査の支援に関する事	構成局	主な事務分掌	道路下水道局	○ 道路・下水道・河川関連施設等の被害状況の把握に関する事 ○ 道路・下水道・河川関連施設等の応急復旧に関する事 ○ 水防に関する事 ○ 緊急輸送道路の確保に関する事	構成局	主な事務分掌	港湾空港局	○ 災害対策用船舶の確保に関する事 ○ 海上輸送に関する事 ○ 港湾施設の応急復旧等に関する事 ○ 臨港地区に係る災害対策用地の確保に関する事 ○ 所轄の空港周辺施設の災害対策に関する事	キ こども未来局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 児童福祉施設の運営に係る災害対策に関する事 ○ 児童福祉施設の被害状況及び災害復旧に関する事 ○ 救援物資の確保・配分に関する事 ○ 義捐品の配分に関する事 ○ 要配慮者（こども・障がい児）対策に関する事 </td></tr></table> ク 福祉局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関する事 ○ 義援金の配分に関する事 ○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関する事 ○ 避難所運営の統括（避難情報の集約を含む）に関する事 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整の支援に関する事 ○ 福祉に係る情報・相談窓口の開設に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事 ○ 被災者対策部長の補佐に関する事 </td></tr></table> ケ 保健医療局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 医療救護に関する事 ○ 防疫、衛生及び精神保健活動に関する事 ○ 遺体の火葬に関する事 ○ 遺体安置所の開設・運営に関する事 ○ 愛玩動物対策に関する事 ○ 保健に係る情報・相談窓口の開設に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事 ○ 環境保全・食料衛生・感染症に関する検査等 ○ 被災者対策部長の補佐に関する事 </td></tr></table> コ 環境局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 災害廃棄物・し尿の処理に関する事 ○ 環境保全に関する事 ○ 避難所の防疫・保健衛生活動の支援に関する事 </td></tr></table> サ 経済観光文化局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 中小企業の災害対策に関する事 ○ 観光客等の安全対策に関する事 ○ 文化関係施設の管理（安全確保施策を含む）に関する事 ○ 受援調整（宿泊先の確保等）に関する事 ○ 帰宅困難者対策の支援に関する事 ○ 充電サービスの提供に関する事 ○ 交通インフラの被害状況に関する事 </td></tr></table>	主な事務分掌	○ 児童福祉施設の運営に係る災害対策に関する事 ○ 児童福祉施設の被害状況及び災害復旧に関する事 ○ 救援物資の確保・配分に関する事 ○ 義捐品の配分に関する事 ○ 要配慮者（こども・障がい児）対策に関する事	主な事務分掌	○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関する事 ○ 義援金の配分に関する事 ○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関する事 ○ 避難所運営の統括（避難情報の集約を含む）に関する事 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整の支援に関する事 ○ 福祉に係る情報・相談窓口の開設に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事 ○ 被災者対策部長の補佐に関する事	主な事務分掌	○ 医療救護に関する事 ○ 防疫、衛生及び精神保健活動に関する事 ○ 遺体の火葬に関する事 ○ 遺体安置所の開設・運営に関する事 ○ 愛玩動物対策に関する事 ○ 保健に係る情報・相談窓口の開設に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事 ○ 環境保全・食料衛生・感染症に関する検査等 ○ 被災者対策部長の補佐に関する事	主な事務分掌	○ 災害廃棄物・し尿の処理に関する事 ○ 環境保全に関する事 ○ 避難所の防疫・保健衛生活動の支援に関する事	主な事務分掌	○ 中小企業の災害対策に関する事 ○ 観光客等の安全対策に関する事 ○ 文化関係施設の管理（安全確保施策を含む）に関する事 ○ 受援調整（宿泊先の確保等）に関する事 ○ 帰宅困難者対策の支援に関する事 ○ 充電サービスの提供に関する事 ○ 交通インフラの被害状況に関する事	
構成局	主な事務分掌																																	
経済観光文化局	○ 中小企業に対する災害対策に関する事 ○ 観光客等の安全対策に関する事 ○ 文化関係施設の安全確保に関する事 ○ 受援調整（宿泊先の確保等）に関する事																																	
構成局	主な事務分掌																																	
農林水産局 農業委員会事務局	○ 農畜産物に係る災害対策に関する事 ○ 山林災害対策に関する事 ○ 農地及び農業施設等の災害対策に関する事 ○ 水産関係施設等の災害対策に関する事 ○ 農産物・水産物・生鮮食料品の確保に関する事 ○ 物資配送の支援																																	
構成局	主な事務分掌																																	
住宅都市局	○ 都市災害復旧事業に係る国との連絡調整に関する事 ○ 被災者の住宅支援に関する事 ○ 被災建築物（宅地）危険度判定に関する事 ○ 災害対策用地の確保に関する事 ○ 家屋被害調査の支援に関する事																																	
構成局	主な事務分掌																																	
道路下水道局	○ 道路・下水道・河川関連施設等の被害状況の把握に関する事 ○ 道路・下水道・河川関連施設等の応急復旧に関する事 ○ 水防に関する事 ○ 緊急輸送道路の確保に関する事																																	
構成局	主な事務分掌																																	
港湾空港局	○ 災害対策用船舶の確保に関する事 ○ 海上輸送に関する事 ○ 港湾施設の応急復旧等に関する事 ○ 臨港地区に係る災害対策用地の確保に関する事 ○ 所轄の空港周辺施設の災害対策に関する事																																	
主な事務分掌																																		
○ 児童福祉施設の運営に係る災害対策に関する事 ○ 児童福祉施設の被害状況及び災害復旧に関する事 ○ 救援物資の確保・配分に関する事 ○ 義捐品の配分に関する事 ○ 要配慮者（こども・障がい児）対策に関する事																																		
主な事務分掌																																		
○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関する事 ○ 義援金の配分に関する事 ○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関する事 ○ 避難所運営の統括（避難情報の集約を含む）に関する事 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整の支援に関する事 ○ 福祉に係る情報・相談窓口の開設に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事 ○ 被災者対策部長の補佐に関する事																																		
主な事務分掌																																		
○ 医療救護に関する事 ○ 防疫、衛生及び精神保健活動に関する事 ○ 遺体の火葬に関する事 ○ 遺体安置所の開設・運営に関する事 ○ 愛玩動物対策に関する事 ○ 保健に係る情報・相談窓口の開設に関する事 ○ 管理施設の維持・管理に関する事 ○ 環境保全・食料衛生・感染症に関する検査等 ○ 被災者対策部長の補佐に関する事																																		
主な事務分掌																																		
○ 災害廃棄物・し尿の処理に関する事 ○ 環境保全に関する事 ○ 避難所の防疫・保健衛生活動の支援に関する事																																		
主な事務分掌																																		
○ 中小企業の災害対策に関する事 ○ 観光客等の安全対策に関する事 ○ 文化関係施設の管理（安全確保施策を含む）に関する事 ○ 受援調整（宿泊先の確保等）に関する事 ○ 帰宅困難者対策の支援に関する事 ○ 充電サービスの提供に関する事 ○ 交通インフラの被害状況に関する事																																		

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																																						
		シ 警備部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>消防局</td><td> ○ 避難の指示、伝達、避難者の誘導に関すること ○ 救助、捜索、救出に関すること ○ 被害箇所の警戒・応急措置に関すること ○ 被害拡大防止措置及び被害速報に関すること ○ 消防航空の運用、空輸に関すること </td></tr></table> ス 水道部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>水道局</td><td> ○ 応急給水に関すること </td></tr><tr><td>水道サービス公社</td><td> ○ 水道施設の応急復旧に関すること ○ 水質保持に関すること </td></tr></table> セ 交通部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>交通局</td><td> ○ 地下鉄利用者等の安全確保に関すること ○ 地下鉄の運行に関すること </td></tr></table> ソ 教育部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>教育委員会</td><td> ○ 児童・生徒の安全確保に関すること ○ 教育関連施設の安全確認に関すること ○ 避難所運営への協力に関すること ○ 応急教育に関すること </td></tr></table> タ 支援部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>議会事務局</td><td> ○ 議会活動に関すること </td></tr><tr><td>選挙管理委員会事務局</td><td> ○ 区災害対策本部等の支援に関すること </td></tr><tr><td>人事委員会事務局</td><td></td></tr><tr><td>監査事務局</td><td></td></tr></table>	構成局	主な事務分掌	消防局	○ 避難の指示、伝達、避難者の誘導に関すること ○ 救助、捜索、救出に関すること ○ 被害箇所の警戒・応急措置に関すること ○ 被害拡大防止措置及び被害速報に関すること ○ 消防航空の運用、空輸に関すること	構成局	主な事務分掌	水道局	○ 応急給水に関すること	水道サービス公社	○ 水道施設の応急復旧に関すること ○ 水質保持に関すること	構成局	主な事務分掌	交通局	○ 地下鉄利用者等の安全確保に関すること ○ 地下鉄の運行に関すること	構成局	主な事務分掌	教育委員会	○ 児童・生徒の安全確保に関すること ○ 教育関連施設の安全確認に関すること ○ 避難所運営への協力に関すること ○ 応急教育に関すること	構成局	主な事務分掌	議会事務局	○ 議会活動に関すること	選挙管理委員会事務局	○ 区災害対策本部等の支援に関すること	人事委員会事務局		監査事務局		シ 農林水産局・農業委員会事務局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 農畜産物に係る災害対策に関すること ○ 山林災害対策に関すること ○ 農地及び農業施設等の災害対策に関すること ○ 水産関係施設等の災害対策に関すること ○ 農産物・水産物・生鮮食料品の確保に関すること ○ 物資配送の支援に関すること ○ 行方不明者捜索の支援（ため池関連）に関すること ○ 海上火災対策の支援（漁港関連）に関すること </td></tr></table> ス 住宅都市局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 都市災害復旧事業に係る国との連絡調整に関すること ○ 被災者の住宅支援に関すること ○ 被災建築物（宅地）危険度判定に関すること ○ 災害対策用地の確保に関すること ○ 家屋被害調査の支援に関すること ○ 帰宅困難者対策の支援に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること </td></tr></table> セ 道路下水道局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 道路・下水道・河川関連施設等の被害状況の把握に関すること ○ 道路・下水道・河川関連施設等の応急復旧に関すること ○ 水防に関すること ○ 緊急輸送道路の確保に関すること ○ インフラ対策部長の補佐に関すること </td></tr></table> ソ 港湾空港局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 災害対策用船舶の確保に関すること ○ 海上輸送に関すること ○ 港湾施設の応急復旧等関すること ○ 臨港地区に係る災害対策用地の確保に関すること ○ 所轄の空港周辺施設の災害対策に関すること ○ 行方不明者捜索の支援（港湾関係）に関すること ○ 海上火災対策の支援に関すること </td></tr></table> タ 消防局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> ○ 避難の指示、伝達、避難者の誘導に関すること ○ 救助、捜索、救出に関すること ○ 被害箇所の警戒・応急措置に関すること ○ 被害拡大防止措置及び被害速報に関すること ○ 消防航空の運用、空輸に関すること </td></tr></table>	主な事務分掌	○ 農畜産物に係る災害対策に関すること ○ 山林災害対策に関すること ○ 農地及び農業施設等の災害対策に関すること ○ 水産関係施設等の災害対策に関すること ○ 農産物・水産物・生鮮食料品の確保に関すること ○ 物資配送の支援に関すること ○ 行方不明者捜索の支援（ため池関連）に関すること ○ 海上火災対策の支援（漁港関連）に関すること	主な事務分掌	○ 都市災害復旧事業に係る国との連絡調整に関すること ○ 被災者の住宅支援に関すること ○ 被災建築物（宅地）危険度判定に関すること ○ 災害対策用地の確保に関すること ○ 家屋被害調査の支援に関すること ○ 帰宅困難者対策の支援に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること	主な事務分掌	○ 道路・下水道・河川関連施設等の被害状況の把握に関すること ○ 道路・下水道・河川関連施設等の応急復旧に関すること ○ 水防に関すること ○ 緊急輸送道路の確保に関すること ○ インフラ対策部長の補佐に関すること	主な事務分掌	○ 災害対策用船舶の確保に関すること ○ 海上輸送に関すること ○ 港湾施設の応急復旧等関すること ○ 臨港地区に係る災害対策用地の確保に関すること ○ 所轄の空港周辺施設の災害対策に関すること ○ 行方不明者捜索の支援（港湾関係）に関すること ○ 海上火災対策の支援に関すること	主な事務分掌	○ 避難の指示、伝達、避難者の誘導に関すること ○ 救助、捜索、救出に関すること ○ 被害箇所の警戒・応急措置に関すること ○ 被害拡大防止措置及び被害速報に関すること ○ 消防航空の運用、空輸に関すること	
構成局	主な事務分掌																																									
消防局	○ 避難の指示、伝達、避難者の誘導に関すること ○ 救助、捜索、救出に関すること ○ 被害箇所の警戒・応急措置に関すること ○ 被害拡大防止措置及び被害速報に関すること ○ 消防航空の運用、空輸に関すること																																									
構成局	主な事務分掌																																									
水道局	○ 応急給水に関すること																																									
水道サービス公社	○ 水道施設の応急復旧に関すること ○ 水質保持に関すること																																									
構成局	主な事務分掌																																									
交通局	○ 地下鉄利用者等の安全確保に関すること ○ 地下鉄の運行に関すること																																									
構成局	主な事務分掌																																									
教育委員会	○ 児童・生徒の安全確保に関すること ○ 教育関連施設の安全確認に関すること ○ 避難所運営への協力に関すること ○ 応急教育に関すること																																									
構成局	主な事務分掌																																									
議会事務局	○ 議会活動に関すること																																									
選挙管理委員会事務局	○ 区災害対策本部等の支援に関すること																																									
人事委員会事務局																																										
監査事務局																																										
主な事務分掌																																										
○ 農畜産物に係る災害対策に関すること ○ 山林災害対策に関すること ○ 農地及び農業施設等の災害対策に関すること ○ 水産関係施設等の災害対策に関すること ○ 農産物・水産物・生鮮食料品の確保に関すること ○ 物資配送の支援に関すること ○ 行方不明者捜索の支援（ため池関連）に関すること ○ 海上火災対策の支援（漁港関連）に関すること																																										
主な事務分掌																																										
○ 都市災害復旧事業に係る国との連絡調整に関すること ○ 被災者の住宅支援に関すること ○ 被災建築物（宅地）危険度判定に関すること ○ 災害対策用地の確保に関すること ○ 家屋被害調査の支援に関すること ○ 帰宅困難者対策の支援に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること																																										
主な事務分掌																																										
○ 道路・下水道・河川関連施設等の被害状況の把握に関すること ○ 道路・下水道・河川関連施設等の応急復旧に関すること ○ 水防に関すること ○ 緊急輸送道路の確保に関すること ○ インフラ対策部長の補佐に関すること																																										
主な事務分掌																																										
○ 災害対策用船舶の確保に関すること ○ 海上輸送に関すること ○ 港湾施設の応急復旧等関すること ○ 臨港地区に係る災害対策用地の確保に関すること ○ 所轄の空港周辺施設の災害対策に関すること ○ 行方不明者捜索の支援（港湾関係）に関すること ○ 海上火災対策の支援に関すること																																										
主な事務分掌																																										
○ 避難の指示、伝達、避難者の誘導に関すること ○ 救助、捜索、救出に関すること ○ 被害箇所の警戒・応急措置に関すること ○ 被害拡大防止措置及び被害速報に関すること ○ 消防航空の運用、空輸に関すること																																										

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由															
2-14		チ 区災害対策本部 <table><tr><th>構成局</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>各区役所</td><td>各区における以下の災害対策に関すること ○ 区災害対策本部の運営に関すること ○ 災害情報の収集・整理・報告に関すること ○ 避難所運営に関すること ○ ボランティアの活動に関する情報収集・連絡調整に関すること ○ り災証明及びり災届出証明の発行、家屋被害調査に関すること ○ 義援金品の受付・配布に関すること ○ 物資調達・輸送に関すること ○ 要配慮者対策に関すること ○ 衛生保持対策に関すること ○ 応急医療・保健活動に関すること ○ 水防活動に関すること ○ 被災箇所の応急措置に関すること ○ 緊急輸送路の確保に関すること ○ し尿・ごみ等の処理、消毒に関すること</td></tr></table>	構成局	主な事務分掌	各区役所	各区における以下の災害対策に関すること ○ 区災害対策本部の運営に関すること ○ 災害情報の収集・整理・報告に関すること ○ 避難所運営に関すること ○ ボランティアの活動に関する情報収集・連絡調整に関すること ○ り災証明及びり災届出証明の発行、家屋被害調査に関すること ○ 義援金品の受付・配布に関すること ○ 物資調達・輸送に関すること ○ 要配慮者対策に関すること ○ 衛生保持対策に関すること ○ 応急医療・保健活動に関すること ○ 水防活動に関すること ○ 被災箇所の応急措置に関すること ○ 緊急輸送路の確保に関すること ○ し尿・ごみ等の処理、消毒に関すること	チ 水道局・水道サービス公社 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>○ 応急給水に関すること ○ 水道施設の応急復旧に関すること ○ 水質保持に関すること</td></tr></table> ツ 交通局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>○ 地下鉄利用者等の安全確保に関すること ○ 地下鉄の運行に関すること</td></tr></table> テ 教育委員会 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>○ 児童・生徒の安全確保に関すること ○ 教育関連施設の安全確認に関すること ○ 避難所運営への協力に関すること ○ 応急教育に関すること</td></tr></table> ト 議会事務局・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査事務局 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>○ 区災害対策本部等の支援に関すること ○ その他、各事務局の所掌事務に関すること</td></tr></table> ナ 区災害対策本部 <table><tr><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>○ 区災害対策本部の運営に関すること ○ 災害情報の収集・整理・報告に関すること ○ 避難所の運営に関すること ○ ボランティアの活動に関する情報収集・連絡調整に関すること ○ り災証明及びり災届出証明の発行、家屋被害調査に関すること ○ 義援金品の受付・配布に関すること ○ 要配慮者対策に関すること ○ 衛生保持対策に関すること ○ 応急医療・保健活動に関すること ○ 水防活動に関すること ○ 被災箇所の応急措置に関すること ○ 緊急輸送道路の確保に関すること ○ し尿・ごみ等の処理、消毒に関すること ○ 広報車等による市民への災害情報の提供に関すること ○ 区役所における情報相談窓口の設置に関すること ○ 安否情報の提供支援に関すること</td></tr></table>	主な事務分掌	○ 応急給水に関すること ○ 水道施設の応急復旧に関すること ○ 水質保持に関すること	主な事務分掌	○ 地下鉄利用者等の安全確保に関すること ○ 地下鉄の運行に関すること	主な事務分掌	○ 児童・生徒の安全確保に関すること ○ 教育関連施設の安全確認に関すること ○ 避難所運営への協力に関すること ○ 応急教育に関すること	主な事務分掌	○ 区災害対策本部等の支援に関すること ○ その他、各事務局の所掌事務に関すること	主な事務分掌	○ 区災害対策本部の運営に関すること ○ 災害情報の収集・整理・報告に関すること ○ 避難所の運営に関すること ○ ボランティアの活動に関する情報収集・連絡調整に関すること ○ り災証明及びり災届出証明の発行、家屋被害調査に関すること ○ 義援金品の受付・配布に関すること ○ 要配慮者対策に関すること ○ 衛生保持対策に関すること ○ 応急医療・保健活動に関すること ○ 水防活動に関すること ○ 被災箇所の応急措置に関すること ○ 緊急輸送道路の確保に関すること ○ し尿・ごみ等の処理、消毒に関すること ○ 広報車等による市民への災害情報の提供に関すること ○ 区役所における情報相談窓口の設置に関すること ○ 安否情報の提供支援に関すること	第２ 職員の動員・配備（各局・区） １ 災害対策本部等の配備態勢 第１配備 第２配備 第３配備の業務例示 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令検討・準備・発令 第２ 職員の動員・配備 １ 災害対策本部等の配備態勢 第１配備 第２配備 第３配備の業務例示 ・避難情報の発令検討・準備・発令	防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正
	構成局	主な事務分掌																	
各区役所	各区における以下の災害対策に関すること ○ 区災害対策本部の運営に関すること ○ 災害情報の収集・整理・報告に関すること ○ 避難所運営に関すること ○ ボランティアの活動に関する情報収集・連絡調整に関すること ○ り災証明及びり災届出証明の発行、家屋被害調査に関すること ○ 義援金品の受付・配布に関すること ○ 物資調達・輸送に関すること ○ 要配慮者対策に関すること ○ 衛生保持対策に関すること ○ 応急医療・保健活動に関すること ○ 水防活動に関すること ○ 被災箇所の応急措置に関すること ○ 緊急輸送路の確保に関すること ○ し尿・ごみ等の処理、消毒に関すること																		
主な事務分掌																			
○ 応急給水に関すること ○ 水道施設の応急復旧に関すること ○ 水質保持に関すること																			
主な事務分掌																			
○ 地下鉄利用者等の安全確保に関すること ○ 地下鉄の運行に関すること																			
主な事務分掌																			
○ 児童・生徒の安全確保に関すること ○ 教育関連施設の安全確認に関すること ○ 避難所運営への協力に関すること ○ 応急教育に関すること																			
主な事務分掌																			
○ 区災害対策本部等の支援に関すること ○ その他、各事務局の所掌事務に関すること																			
主な事務分掌																			
○ 区災害対策本部の運営に関すること ○ 災害情報の収集・整理・報告に関すること ○ 避難所の運営に関すること ○ ボランティアの活動に関する情報収集・連絡調整に関すること ○ り災証明及びり災届出証明の発行、家屋被害調査に関すること ○ 義援金品の受付・配布に関すること ○ 要配慮者対策に関すること ○ 衛生保持対策に関すること ○ 応急医療・保健活動に関すること ○ 水防活動に関すること ○ 被災箇所の応急措置に関すること ○ 緊急輸送道路の確保に関すること ○ し尿・ごみ等の処理、消毒に関すること ○ 広報車等による市民への災害情報の提供に関すること ○ 区役所における情報相談窓口の設置に関すること ○ 安否情報の提供支援に関すること																			

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由								
2-16		4 配備編成の臨時措置 (2) 各部間の応援 ② 各部又は区対策本部において活動人員が不足するときは、<u>総括部</u>に対して職員の応援を要請する。 5 職員の把握及び報告 <u>(1)</u> 登庁した職員は、登庁時に口頭又は文書により、氏名、所属及び登庁途上に得た災害に関する情報を上司に報告する。 <u>(2)</u> 登庁職員の状況は、各<u>部</u>及び区災害対策本部等において把握し、速やかに災害対応支援システムに入力する。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、出勤人員報告書により<u>総括部</u>に報告する。 （出勤人員報告書：資料編Ⅱ-51頁） <u>(新設)</u>	4 配備編成の臨時措置 (2) 各部間の応援 ② 各部又は区対策本部において活動人員が不足するときは、<u>総務企画局</u>に対して職員の応援を要請する。 5 職員の把握及び報告 <u>(1)</u> <u>職員等の被災状況及び</u>登庁職員の状況は、各<u>局等</u>及び区災害対策本部等において把握し、速やかに災害対応支援システムに入力する。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、出勤人員報告書により<u>総務企画局</u>に報告する。 （出勤人員報告書：資料編Ⅱ-51頁） <u>(2)</u> 登庁した職員は、登庁時に口頭又は文書により、氏名、所属及び登庁途上に得た災害に関する情報を上司に報告する。 <u>6 職員の健康管理</u> <u>災害対応に従事する職員の体調やメンタルヘルス等、職員の健康に配慮する。</u>	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正								
3-3	第3章 第1節	第3章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2 情報収集・伝達体制の整備 4 無線等の整備<u>計画</u> (1) 防災行政無線 ① 無線機の整備 （省略） また、整備工事に併せて、全小学校に防災行政無線を配備した。<u>現在、722局にて運用しており、有線途絶時の通信の確保や災害時の迅速・的確な情報伝達を図る。</u> ④ 平常時の活用<u>を促進したり</u>、訓練研修の実施<u>により</u>、デジタル式防災行政無線の利便性、機能性を十分発揮できる運用・管理体制を整備する。	第3章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2 情報収集・伝達体制の整備 4 無線等の整備 (1) 防災行政無線 ① 無線機の整備 （省略） また、整備工事に併せて、全小学校に防災行政無線を配備した。<u>令和3年の落雷による能古基地局の停波に伴い、新たな無線機（MCAアドバンス）を導入し、防災行政無線と併せて722局を運用している。</u> ④ 平常時の活用<u>の促進</u>、訓練研修の実施<u>等により</u>、デジタル式防災行政無線<u>及び新たな無線機（MCAアドバンス）</u>の利便性、機能性を十分発揮できる運用・管理体制を整備する。	時点修正 表現の適正化								
3-9	第3章 第2節	第2節 自主防災体制の整備 2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ① 「博多あん（安全）・あん（安心）塾」 地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、地域や企業で活動することで、地域防災力の向上を図る。 <table><tr><td>博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）</td><td>防災士資格取得試験合格者</td></tr><tr><td>1,225名</td><td>1,154名</td></tr></table> （令和3年3月末現在）	博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者	1,225名	1,154名	第2節 自主防災体制の整備 2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ① 「博多あん（安全）・あん（安心）塾」 地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、地域や企業で活動することで、地域防災力の向上を図る。 <table><tr><td>博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）</td><td>防災士資格取得試験合格者</td></tr><tr><td>1,311名</td><td>1,234名</td></tr></table> （令和4年3月末現在）	博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者	1,311名	1,234名	時点修正
博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者											
1,225名	1,154名											
博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者											
1,311名	1,234名											
3-13	第3章 第3節	第3節 被災者支援への備え 2 公的備蓄 避難所運営や帰宅困難者対策等に必要となる食料、生活必需品、資機材等は以下のとおりとし、<u>総括部（市民局）</u>において備蓄する。また、これらの基本的な物資に加え、各部が災害対応において必要となる物資については、各部で備蓄する。	第3節 被災者支援への備え 2 公的備蓄 避難所運営や帰宅困難者対策等に必要となる食料、生活必需品、資機材等は以下のとおりとし、<u>災害対策本部室</u>において備蓄する。また、これらの基本的な物資に加え、各部が災害対応において必要となる物資については、各部で備蓄する。	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正								

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																																				
3-14		第２ 指定緊急避難場所・指定避難所 １ 避難場所等の指定 (1) 指定緊急避難場所 ① 地区避難場所 ウ 市民センター・市立体育館 (2) 指定避難所 ① 一時避難所 ウ 原則として次の施設を選定する。 公民館、空港周辺共同利用会館、市民センター、市民体育館など	第２ 指定緊急避難場所・指定避難所 １ 避難場所等の指定 (1) 指定緊急避難場所 ① 地区避難場所 ウ 市民センター・体育館 (2) 指定避難所 ① 一時避難所 ウ 原則として次の施設を選定する。 公民館、空港周辺共同利用会館、市民センター、体育館など	表現の適正化																																				
3-15		③ その他の避難所 ア 福祉避難所 通常の避難所での生活が困難な者を収容するための施設として指定する。指定にあっては、予め福祉避難所として適当な社会福祉施設等の設置者と協定を締結するものとする。 イ 臨時避難所 大規模な災害時において多数の被災者が発生し、避難所では収容人数が不足する場合の対策として、大規模展示場やスポーツ施設などを臨時避難所として、活用することについて施設管理者と協議を進める。このほか、グラウンド、公園等のオープンスペースで支障のないものについてテント等を設置して、臨時避難所とする。 ２ 避難場所・避難所の選定 避難場所・避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と、大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。 <table><tr><th>区 分</th><th>箇所数</th><th>定 義</th></tr><tr><td>一時避難所</td><td>194 か所</td><td>１人につき２㎡程度の面積を基準として５０人以上を収容できる施設</td></tr><tr><td>収容避難所</td><td>259 か所</td><td>給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって１人につき４㎡程度の面積を基準として１００人以上を収容することができる施設</td></tr><tr><td>福祉避難所</td><td>109 か所</td><td>避難所での生活が困難な要配慮者のための施設</td></tr><tr><td>地区避難場所</td><td>屋内：４０７ か所 屋外：３７９ か所</td><td>特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所</td></tr><tr><td>広域避難場所</td><td>26 か所</td><td>広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所</td></tr></table>	区 分	箇所数	定 義	一時避難所	194 か所	１人につき２㎡程度の面積を基準として５０人以上を収容できる施設	収容避難所	259 か所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって１人につき４㎡程度の面積を基準として１００人以上を収容することができる施設	福祉避難所	109 か所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設	地区避難場所	屋内：４０７ か所 屋外：３７９ か所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所	広域避難場所	26 か所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所	③ 福祉避難所 通常の避難所での生活が困難な者を収容するための施設として指定する。指定にあっては、予め福祉避難所として適当な社会福祉施設等の設置者と協定を締結するものとする。 (3) 臨時避難所 大規模な災害時において多数の被災者が発生し、避難所では収容人数が不足する場合の対策として、大規模展示場やスポーツ施設などを臨時避難所として、活用することについて施設管理者と協議を進める。このほか、グラウンド、公園等のオープンスペースで支障のないものについてテント等を設置して、臨時避難所とする。 ２ 避難場所・避難所の選定 避難場所・避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と、大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。 <table><tr><th>区 分</th><th>箇所数</th><th>定 義</th></tr><tr><td>一時避難所</td><td>194 か所</td><td>１人につき２㎡程度の面積を基準として５０人以上を収容できる施設</td></tr><tr><td>収容避難所</td><td>259 か所</td><td>給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって１人につき４㎡程度の面積を基準として１００人以上を収容することができる施設</td></tr><tr><td>福祉避難所</td><td>123 か所</td><td>避難所での生活が困難な要配慮者のための施設</td></tr><tr><td>地区避難場所</td><td>屋内：４０７ か所 屋外：３７９ か所</td><td>特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所</td></tr><tr><td>広域避難場所</td><td>26 か所</td><td>広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所</td></tr></table>	区 分	箇所数	定 義	一時避難所	194 か所	１人につき２㎡程度の面積を基準として５０人以上を収容できる施設	収容避難所	259 か所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって１人につき４㎡程度の面積を基準として１００人以上を収容することができる施設	福祉避難所	123 か所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設	地区避難場所	屋内：４０７ か所 屋外：３７９ か所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所	広域避難場所	26 か所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所	防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正 <
区 分	箇所数	定 義																																						
一時避難所	194 か所	１人につき２㎡程度の面積を基準として５０人以上を収容できる施設																																						
収容避難所	259 か所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって１人につき４㎡程度の面積を基準として１００人以上を収容することができる施設																																						
福祉避難所	109 か所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設																																						
地区避難場所	屋内：４０７ か所 屋外：３７９ か所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所																																						
広域避難場所	26 か所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所																																						
区 分	箇所数	定 義																																						
一時避難所	194 か所	１人につき２㎡程度の面積を基準として５０人以上を収容できる施設																																						
収容避難所	259 か所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって１人につき４㎡程度の面積を基準として１００人以上を収容することができる施設																																						
福祉避難所	123 か所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設																																						
地区避難場所	屋内：４０７ か所 屋外：３７９ か所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所																																						
広域避難場所	26 か所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所																																						

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
3-17		<u>(3)</u> 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する氏名その他の情報を内部で利用する。 市は、避難行動要支援者名簿の作成のため、避難行動要支援者に対し、電話番号その他の市の保有していない情報の提供を求める。 <u>(4)</u> 避難行動要支援者名簿の更新 市は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を適宜更新する。 <u>(5)</u> 名簿情報の提供等 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、<u>校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会及び民生委員・児童委員（以下「避難支援等関係者」という。）</u>に対し、<u>本人</u>の同意を得て、（意向確認に未回答の場合を含む）、名簿情報を提供する。 また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で警察及びその他市長が必要と認める者に対し、名簿情報を提供する。 市は、名簿情報を提供するときは、別に定めるところにより、名簿情報の漏えいの防止のための措置その他の名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。 <u>(6)</u> 委任 この計画に定めるもののほか、避難行動要支援者名簿への登載要件その他の避難行動要支援者名簿に関し必要な事項は、別に市長が定める。 2 避難支援等対策の充実・強化 (2) <u>「個別計画」の作成の促進</u> <u>避難行動要支援者への災害時の具体的な避難支援の方法や内容等を定める</u> <u>「個別計画」の作成の促進を図るため、ワークショップを開催するなど、避難支援等関係者の取組みを支援する。</u>	<u>(4)</u> 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成に必要な限度で、その保有する氏名その他の情報を内部で利用する。 市は、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成のため、避難行動要支援者に対し、電話番号その他の市の保有していない情報の提供を求める。 <u>(5)</u> 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の更新 市は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）<u>及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）</u>を適宜更新する。 <u>(6)</u> 名簿<u>及び個別避難計画</u>情報の提供等 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、<u>避難支援等関係者</u>に対し、<u>避難行動要支援者の同意を得て（名簿情報については意向確認に未回答の場合を含む）、名簿情報を提供し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得て、個別避難計画情報を提供する。</u> また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で警察及びその他市長が必要と認める者に対し、名簿情報<u>及び個別避難計画情報</u>を提供する。 市は、名簿情報<u>及び個別避難計画情報</u>を提供するときは、別に定めるところにより、情報漏えいの防止のための措置その他の名簿情報<u>及び個別避難計画情報</u>に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。 <u>(7)</u> 委任 この計画に定めるもののほか、避難行動要支援者名簿への登載要件その他の避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画の記載又は記録事項その他の個別避難計画</u>に関し必要な事項は、別に市長が定める。 2 避難支援等対策の充実・強化 (2) 個別<u>避難</u>計画作成の促進 個別<u>避難</u>計画作成の促進を図るため、ワークショップを開催するなど、避難支援等関係者の取組みを支援する。	防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正 防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正
3-18		<u>(新設)</u> <u>5</u> 要配慮者対策の推進 要配慮者対策に関し、調査研究及び当該調査研究の成果を踏まえた要配慮者対策の推進を図るため、必要な措置を講じる。	<u>5</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、関連部局の連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u> <u>6</u> 要配慮者対策の推進 要配慮者対策に関し、調査研究及び当該調査研究の成果を踏まえた要配慮者対策の推進を図るため、必要な措置を講じる。	防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正 防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
3-19	第3章 第4節	第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (1) 全体計画 (表中) 令和元年度末下水道整備面積 <u>17.064</u>	第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (1) 全体計画 (表中) 令和2年度末下水道整備面積 <u>17.164</u>	時点修正
3-20		(2) 実施計画 ① 都市計画と事業認可 都市計画法により各都市は土地利用計画等との整合を図り、都市施設の一つである下水道等について定めるものとされている。 本市では市街化調整区域の集落を含め下水道計画区域を18,160haにまで拡大し整備する目標で計画を進めている。なお、上記区域の中で下水道法による事業計画の面積は <u>17.370</u> haである。 (表中) 令和元年度までの都市計画決定済面積（ha） 和白 <u>1.399</u> 計 <u>17.391</u> 令和元年度までの予定処理区域面積（ha） 西部 <u>4.900</u> 計 <u>17.391</u>	(2) 実施計画 ① 都市計画と事業認可 都市計画法により各都市は土地利用計画等との整合を図り、都市施設の一つである下水道等について定めるものとされている。 本市では市街化調整区域の集落を含め下水道計画区域を18,160haにまで拡大し整備する目標で計画を進めている。なお、上記区域の中で下水道法による事業計画の面積は <u>17.395</u> haである。 (表中) 令和2年度までの都市計画決定済面積（ha） 和白 <u>1.409</u> 計 <u>17.401</u> 令和2年度までの予定処理区域面積（ha） 西部 <u>4.904</u> 計 <u>17.395</u>	時点修正
3-21		4 ため池の安全性向上 ため池の決壊等による被害を防止する目的で、安全性向上のための現況調査や排水施設などの改良工事、緊急時の連絡体制の整備を推進する。 また、農業用途がなくなったため池の貯水機能を廃止するための工事を進める。	4 ため池の安全性向上 ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池に指定されているため池の現況調査や劣化、地震、豪雨による決壊の危険性の評価をするとともに、同調査・評価に基づき、防災工事や排水施設の改良工事を進める。 <u>また、ため池の決壊の恐れが生じた場合を想定し、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、浸水想定区域図やハザードマップの作成・公表を進める。</u> また、農業用途がなくなったため池の貯水機能を廃止するための工事を進める。	事業の進捗に伴う修正
		第2 震災に強い都市づくり 3 震災に強い都市づくりの推進方策 (3) 安全な建物への更新、市街地の形成 ② 基本的な考え方 オ 警固断層などを起因とする地震による人的・経済的被害を軽減するためには、民間特定建築物の耐震化率 <u>95%（平成32年度）</u> を目標として、減災効果の大きな特定建築物の耐震化に取り組んでいく。	第2 震災に強い都市づくり 3 震災に強い都市づくりの推進方策 (3) 安全な建物への更新、市街地の形成 ② 基本的な考え方 オ 警固断層などを起因とする地震による人的・経済的被害を軽減するためには、民間特定建築物の耐震化率 <u>の概ね解消（令和7年度）</u> を目標として、減災効果の大きな特定建築物の耐震化に取り組んでいく。	時点修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																																					
3-26		第４ 公共土木構造物の対策 ２ 道路 (5) 橋梁における震災対策 地震発生時における避難路、緊急物資の輸送路、及び防災空間としての道路の機能を保つために、 緊急輸送道路の橋梁耐震補強３箇年プログラム に基づき整備を進める。	第４ 公共土木構造物の対策 ２ 道路 (5) 橋梁における震災対策 地震発生時における避難路、緊急物資の輸送路、及び防災空間としての道路の機能を保つために、 福岡市橋梁耐震補強計画 に基づき整備を進める。	事業の進捗および計画の策定に伴う修正																																					
3-27		４ 港 湾 安全で安心な市民生活を確保するため、震災時において海上からの緊急物資・幹線貨物の輸送など円滑な災害支援・救助活動を図るとともに、災害時の経済活動への影響を最小限に抑え物流機能の確保を図るため、 地域特性を踏まえた耐震強化岸壁 の整備を進める。 また、老朽化施設の更新時には、最新の技術基準に基づき耐震性の向上を図り、震災に強い港づくりを進める。	４ 港 湾 安全で安心な市民生活を確保するため、震災時において海上からの緊急物資・幹線貨物の輸送など円滑な災害支援・救助活動を図るとともに、災害時の経済活動への影響を最小限に抑え物流機能の確保を図るため、耐震強化岸壁の整備を進める。 また、老朽化施設の更新時には、最新の技術基準に基づき耐震性の向上を図り、震災に強い港づくりを進める。	表現の適正化																																					
		<table><tr><th>区 分</th><th>場 所</th><th>水 深</th><th>岸壁延長</th><th>備 考</th></tr><tr><td>緊急物資輸送等対応岸壁</td><td>中央ふ頭</td><td>9.0m</td><td>340m×１バース</td><td>未着手</td></tr><tr><td rowspan="2">幹線貨物輸送対応岸壁</td><td>アイランドシティ</td><td>15.0m</td><td>350m×２バース</td><td>１バース 平成20年10月供用開始</td></tr><tr><td>箱崎ふ頭</td><td>10.0m</td><td>240m×１バース</td><td>未着手</td></tr></table>	区 分	場 所	水 深	岸壁延長	備 考	緊急物資輸送等対応岸壁	中央ふ頭	9.0m	340m×１バース	未着手	幹線貨物輸送対応岸壁	アイランドシティ	15.0m	350m×２バース	１バース 平成20年10月供用開始	箱崎ふ頭	10.0m	240m×１バース	未着手	<table><tr><th>区 分</th><th>場 所</th><th>水 深</th><th>岸壁延長</th><th>備 考</th></tr><tr><td>緊急物資輸送等対応岸壁</td><td>中央ふ頭</td><td>9.0m</td><td>340m×１バース</td><td>未着手</td></tr><tr><td rowspan="2">幹線貨物輸送対応岸壁</td><td>アイランドシティ</td><td>15.0m</td><td>350m×２バース</td><td>一部供用済み （１バース及び延伸部）</td></tr><tr><td>箱崎ふ頭</td><td>10.0m</td><td>240m×１バース</td><td>未着手</td></tr></table>	区 分	場 所	水 深	岸壁延長	備 考	緊急物資輸送等対応岸壁	中央ふ頭	9.0m	340m×１バース	未着手	幹線貨物輸送対応岸壁	アイランドシティ	15.0m	350m×２バース	一部供用済み （１バース及び延伸部）	箱崎ふ頭	10.0m	240m×１バース	未着手
区 分	場 所	水 深	岸壁延長	備 考																																					
緊急物資輸送等対応岸壁	中央ふ頭	9.0m	340m×１バース	未着手																																					
幹線貨物輸送対応岸壁	アイランドシティ	15.0m	350m×２バース	１バース 平成20年10月供用開始																																					
	箱崎ふ頭	10.0m	240m×１バース	未着手																																					
区 分	場 所	水 深	岸壁延長	備 考																																					
緊急物資輸送等対応岸壁	中央ふ頭	9.0m	340m×１バース	未着手																																					
幹線貨物輸送対応岸壁	アイランドシティ	15.0m	350m×２バース	一部供用済み （１バース及び延伸部）																																					
	箱崎ふ頭	10.0m	240m×１バース	未着手																																					
3-28		第５ 建築物の対策 ２ 民間建築物の耐震対策 (2) 福岡市耐震改修促進計画の推進 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年３月に策定した「福岡市耐震改修促進計画」（平成29年７月改定）を推進し、民間建築物の住宅等の耐震化率 95% を目標に耐震化促進に取り組む。	第５ 建築物の対策 ２ 民間建築物の耐震対策 (2) 福岡市耐震改修促進計画の推進 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年３月に策定した「福岡市耐震改修促進計画」（平成29年７月改定）を推進し、民間建築物の住宅等の耐震化率 の概ね解消（令和7年度） を目標に耐震化促進に取り組む。	時点修正																																					
3-29		第７ 高潮、津波災害対策（ 港湾空港局、農林水産局、区役所 ） １ 高潮、津波災害予防 高潮、津波等による災害を予防するために必要な施設の整備を図るための計画である。 (1) 海岸事業 海岸線背後に人家が密集しており、地盤が低い地区については、高潮、津波等の被害を防止するとともに、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止するため、護岸等の整備、老朽化対策を行う。 海岸老朽化対策事業	第７ 高潮、津波災害対策 １ 高潮、津波災害予防 高潮、津波等による災害を予防するために必要な施設の整備を図るための計画である。 (1) 海岸事業 海岸線背後に人家が密集しており、地盤が低い地区については、高潮、津波等の被害を防止するとともに、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止するため、護岸等の整備、老朽化対策を行う。 海岸老朽化対策事業	表現の適正化																																					
		<table><tr><th>地区名</th><th>事業全体</th><th>事業内容</th><th>整備予定年度</th></tr><tr><td>和白地区</td><td>福岡市</td><td>護岸改良</td><td>平成 31～令和 9 年度</td></tr></table>	地区名	事業 全 体	事業内容	整備予定年度	和白地区	福岡市	護岸改良	平成 31～令和 9 年度	<table><tr><th>地区名</th><th>事業主体</th><th>事業内容</th><th>整備予定年度</th></tr><tr><td>和白地区</td><td>福岡市</td><td>護岸改良</td><td>平成 31～令和 9 年度</td></tr></table>	地区名	事業 主 体	事業内容	整備予定年度	和白地区	福岡市	護岸改良	平成 31～令和 9 年度																						
地区名	事業 全 体	事業内容	整備予定年度																																						
和白地区	福岡市	護岸改良	平成 31～令和 9 年度																																						
地区名	事業 主 体	事業内容	整備予定年度																																						
和白地区	福岡市	護岸改良	平成 31～令和 9 年度																																						

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由
3-35	第３章 第５節	第５節 洪水・高潮・津波・雨水出水浸水想定区域における措置 <u>（市民局、保健福祉局、こども未来局、交通局、教育委員会）</u> 第１ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ２ 要配慮者等が主に利用する施設における措置 （３） 洪水時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置 （省略） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施	第５節 洪水・高潮・津波・雨水出水浸水想定区域における措置 第１ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ２ 要配慮者等が主に利用する施設における措置 （３） 洪水時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置 （省略） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施 <u>（実施した場合は、市長へ報告）</u>	表現の適正化
3-36		３ 大規模工場等における措置 （３） 洪水時の浸水防止のための措置 （省略） ② 作成した計画に基づく訓練の実施	３ 大規模工場等における措置 （３） 洪水時の浸水防止のための措置 （省略） ② 作成した計画に基づく訓練の実施 <u>（実施した場合は、市長へ報告）</u>	
3-37		第２ 高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ２ 要配慮者等が主に利用する施設における措置 （３） 高潮時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置 （省略） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施	第２ 高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ２ 要配慮者等が主に利用する施設における措置 （３） 高潮時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置 （省略） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施 <u>（実施した場合は、市長へ報告）</u>	表現の適正化
3-38		３ 大規模工場等における措置 （３） 高潮時の浸水防止のための措置 （省略） ② 作成した計画に基づく訓練の実施	３ 大規模工場等における措置 （３） 高潮時の浸水防止のための措置 （省略） ② 作成した計画に基づく訓練の実施 <u>（実施した場合は、市長へ報告）</u>	
3-40		第３ 津波浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ３ 要配慮者等が主に利用する施設における措置 （３） 福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。 （省略） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施	第３ 津波浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ３ 要配慮者等が主に利用する施設における措置 （３） 福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。 （省略） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施 <u>（実施した場合は、市長へ報告）</u>	
3-42		第４ 雨水出水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ２ 要配慮者等が主に利用する施設における措置 （３） 内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置 （省略） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施	第４ 雨水出水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ２ 要配慮者等が主に利用する施設における措置 （３） 内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置 （省略） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施 <u>（実施した場合は、市長へ報告）</u>	
		３ 大規模工場等における措置 （３） 内水氾濫時の浸水防止のための措置 （省略） ② 作成した計画に基づく訓練の実施	３ 大規模工場等における措置 （３） 内水氾濫時の浸水防止のための措置 （省略） ② 作成した計画に基づく訓練の実施 <u>（実施した場合は、市長へ報告）</u>	

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由
3-43	第３章 第６節	第６節 土砂災害警戒区域内における措置 ２ 要配慮者等が主に利用する施設及び学校における措置 (3) 福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。 ① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施	第６節 土砂災害警戒区域内における措置 ２ 要配慮者等が主に利用する施設及び学校における措置(3) 福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。 ① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施 <u>(実施した場合は、市長へ報告)</u>	表現の適正化
4-2	第４章 第１節	第４章 風水害応急対策計画 第１節 情報の収集・整理・伝達 <u>(市民局、消防局、財政局、道路下水道局、水道局、港湾空港局、区役所、气象台、警察、福岡県、九州電力、九州電力送配電、JR 九州、JR 西日本、九州地方整備局、NTT、NEXCO 西日本、福岡北九州高速道路公社、海上保安部)</u> 第１ 情報の収集・伝達活動 １ 福岡管区气象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報等 (1) 収集、伝達要領 ② 消防局で収集、受信した災害情報等は直ちに<u>総括部（市民局防災・危機管理部）</u>へ伝達する。 ③ <u>総括部長（市民局長）</u>は、特別警報・警報・注意報・情報等を受信した場合は速かに本部長（市長）に報告し、それに対応する必要な防災指令を<u>各部（局）</u>及び各区本部へ伝達する。解除された場合もこの要領による。 ⑤ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた<u>各部長（各局長）</u>及び各区本部長は速かにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先機関へも伝達、指令する。 ⑥ その他各区本部、班の職員は<u>総括部長</u>より特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた後は、刻々と推移する状況について報道機関等の報道を聴取するよう努め、その内容に応じた適切な措置を講ずる。	第４章 風水害応急対策計画 第１節 情報の収集・整理・伝達 第１ 情報の収集・伝達活動 １ 福岡管区气象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報等 (1) 収集、伝達要領 ② 消防局で収集、受信した災害情報等は直ちに<u>災害対策本部室</u>へ伝達する。 ③ <u>災害対策本部室長</u>は、特別警報・警報・注意報・情報等を受信した場合は速かに本部長（市長）に報告し、それに対応する必要な防災指令を<u>各局等</u>及び各区本部へ伝達する。解除された場合もこの要領による。 ⑤ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた<u>各局長等</u>及び各区本部長は速かにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先機関へも伝達、指令する。 ⑥ その他各区本部、班の職員は<u>災害対策本部室長</u>より特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた後は、刻々と推移する状況について報道機関等の報道を聴取するよう努め、その内容に応じた適切な措置を講ずる。	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
4-3		７ 福岡県が発表する警報・情報等 (1) 水防警報 「水防警報」とは、国土交通大臣又は県知事がそれぞれの指定する河川、海岸又は湖沼に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防を必要とする旨の警告を発するものをいう。 ① 県知事が水防警報を行う河川	７ 福岡県が発表する警報・情報等 (1) 水防警報 「水防警報」とは、国土交通大臣又は県知事がそれぞれの指定する河川、海岸又は湖沼に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防を必要とする旨の警告を発するものをいう。 ① 県知事が水防警報を行う河川	福岡県水防計画書に基づく修正

頁	章節	現行（令和3年度版）						令和4年度案									修正理由	
		河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 解 除	水防警報 発令者	河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 警 戒	第五段階 嚴重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者	
		多々良川	雨水橋 (粕屋町)	氾濫注意水位 (2.41m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.41m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.41m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.41m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	福岡水防 地方本部長	多々良川	雨水橋 (粕屋町)	水防団待機水位 (2.02m)を超え、 氾濫注意水位 (2.41m)に達する 見込みがある とき	水防団待機水位 (2.02m)に達し、 氾濫注意水位 (2.41m)を突破する 見込みがある とき	氾濫注意水位 (2.41m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	避難判断水位 (2.84m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾濫危険水位 (3.46m)に達し、 氾濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.41m)以下に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長	
金川橋 (篠栗町)			氾濫注意水位 (2.57m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.57m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.57m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.57m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき												
宇美川		片峰新橋 (志免町)	氾濫注意水位 (2.8m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.8m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.8m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.8m)以下に下って再び増 水のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長	金川橋 (篠栗町)		水防団待機水位 (1.47m)を超え、 氾濫注意水位 (2.57m)に達する 見込みがある とき	水防団待機水位 (1.47m)に達し、 氾濫注意水位 (2.57m)を突破する 見込みがある とき	氾濫注意水位 (2.57m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	避難判断水位 (3.09m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾濫危険水位 (3.72m)に達し、 氾濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.57m)以下に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき			
樋井川		田島橋 (城南区)	氾濫注意水位 (2.34m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.34m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.34m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.34m)以下に下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長											
室見川		橋本橋 (西区)	氾濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (3.5m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (3.5m)以下に下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長											
御笠川		隅田橋 (博多区)	氾濫注意水位 (1.0m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (1.0m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (1.0m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (1.0m)以下に下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	那珂水防 地方本部長			片峰新橋 (志免町)	水防団待機水位 (2.00m)を超え、 氾濫注意水位 (2.80m)に達する 見込みがある とき	水防団待機水位 (2.00m)に達し、 氾濫注意水位 (2.80m)を突破する 見込みがある とき	氾濫注意水位 (2.80m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	避難判断水位 (3.10m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾濫危険水位 (3.50m)に達し、 氾濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.80m)以下に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長	
那珂川		下日佐 (南区)	氾濫注意水位 (4.29m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (4.29m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (4.29m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (4.29m)以下に下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	那珂水防 地方本部長											
瑞梅寺川		池 田 (糸島市)	氾濫注意水位 (2.16m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.16m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.16m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.16m)以下に下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	前原水防 地方本部長			樋井川	田島橋 (城南区)	水防団待機水位 (1.59m)を超え、 氾濫注意水位 (2.34m)に達する 見込みがある とき	水防団待機水位 (1.59m)に達し、 氾濫注意水位 (2.34m)を突破する 見込みがある とき	氾濫注意水位 (2.34m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	避難判断水位 (2.47m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾濫危険水位 (2.72m)に達し、 氾濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.34m)以下に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長
雷山川	潤 橋 (糸島市)	氾濫注意水位 (2.14m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.14m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.14m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.14m)以下に下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	前原水防 地方本部長		室見川	橋本橋 (西区)	水防団待機水位 (3.00m)を超え、 氾濫注意水位 (3.50m)に達する 見込みがある とき	水防団待機水位 (3.00m)に達し、 氾濫注意水位 (3.50m)を突破する 見込みがある とき	氾濫注意水位 (3.50m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	避難判断水位 (3.70m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾濫危険水位 (3.90m)に達し、 氾濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (3.50m)以下に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長		

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																																				
4-7			<table><tr><td>御笠川</td><td>隅田橋 (博多区)</td><td>水防団待機水位 (0.30m)を超え、 氾濫注意水位 (1.00m)に達する見込みがあるとき</td><td>水防団待機水位 (0.30m)に達し、 氾濫注意水位 (1.00m)を突破する見込みがあるとき</td><td>氾濫注意水位 (1.00m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>避難判断水位 (1.25m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>氾濫危険水位 (1.75m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき</td><td>氾濫注意水位 (1.00m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき</td><td>那珂水防 地方本部長</td></tr><tr><td>那珂川</td><td>下日佐 (南区)</td><td>水防団待機水位 (3.83m)を超え、 氾濫注意水位 (4.29m)に達する見込みがあるとき</td><td>水防団待機水位 (3.83m)に達し、 氾濫注意水位 (4.29m)を突破する見込みがあるとき</td><td>氾濫注意水位 (4.29m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>避難判断水位 (5.29m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>氾濫危険水位 (5.55m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき</td><td>氾濫注意水位 (4.29m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき</td><td>那珂水防 地方本部長</td></tr><tr><td>瑞梅寺川</td><td>池田 (糸島市)</td><td>水防団待機水位 (1.50m)を超え、 氾濫注意水位 (2.16m)に達する見込みがあるとき</td><td>水防団待機水位 (1.50m)に達し、 氾濫注意水位 (2.16m)を突破する見込みがあるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.16m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>避難判断水位 (2.62m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>氾濫危険水位 (2.81m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.16m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき</td><td>前原水防 地方本部長</td></tr><tr><td>雷山川</td><td>潤橋 (糸島市)</td><td>水防団待機水位 (1.60m)を超え、 氾濫注意水位 (2.14m)に達する見込みがあるとき</td><td>水防団待機水位 (1.60m)に達し、 氾濫注意水位 (2.14m)を突破する見込みがあるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.14m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>難判断水位 (2.67m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>氾濫危険水位 (3.00m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.14m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき</td><td>前原水防 地方本部長</td></tr></table>	御笠川	隅田橋 (博多区)	水防団待機水位 (0.30m)を超え、 氾濫注意水位 (1.00m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位 (0.30m)に達し、 氾濫注意水位 (1.00m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位 (1.00m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位 (1.25m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位 (1.75m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (1.00m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき	那珂水防 地方本部長	那珂川	下日佐 (南区)	水防団待機水位 (3.83m)を超え、 氾濫注意水位 (4.29m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位 (3.83m)に達し、 氾濫注意水位 (4.29m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位 (4.29m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位 (5.29m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位 (5.55m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (4.29m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき	那珂水防 地方本部長	瑞梅寺川	池田 (糸島市)	水防団待機水位 (1.50m)を超え、 氾濫注意水位 (2.16m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位 (1.50m)に達し、 氾濫注意水位 (2.16m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位 (2.16m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位 (2.62m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位 (2.81m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (2.16m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき	前原水防 地方本部長	雷山川	潤橋 (糸島市)	水防団待機水位 (1.60m)を超え、 氾濫注意水位 (2.14m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位 (1.60m)に達し、 氾濫注意水位 (2.14m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位 (2.14m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	難判断水位 (2.67m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位 (3.00m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (2.14m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき	前原水防 地方本部長	
	御笠川	隅田橋 (博多区)	水防団待機水位 (0.30m)を超え、 氾濫注意水位 (1.00m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位 (0.30m)に達し、 氾濫注意水位 (1.00m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位 (1.00m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位 (1.25m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位 (1.75m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (1.00m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき	那珂水防 地方本部長																															
那珂川	下日佐 (南区)	水防団待機水位 (3.83m)を超え、 氾濫注意水位 (4.29m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位 (3.83m)に達し、 氾濫注意水位 (4.29m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位 (4.29m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位 (5.29m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位 (5.55m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (4.29m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき	那珂水防 地方本部長																																
瑞梅寺川	池田 (糸島市)	水防団待機水位 (1.50m)を超え、 氾濫注意水位 (2.16m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位 (1.50m)に達し、 氾濫注意水位 (2.16m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位 (2.16m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位 (2.62m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位 (2.81m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (2.16m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき	前原水防 地方本部長																																
雷山川	潤橋 (糸島市)	水防団待機水位 (1.60m)を超え、 氾濫注意水位 (2.14m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位 (1.60m)に達し、 氾濫注意水位 (2.14m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位 (2.14m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	難判断水位 (2.67m)に達し、 なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位 (3.00m)に達し、 氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (2.14m)以下に 下って再び増水のおそれがないと思われるとき	前原水防 地方本部長																																
		9 福岡県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報 12 警戒レベルを用いた防災情報	9 福岡県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報 12 警戒レベルを用いた防災情報	「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴う修正																																				
		<table><tr><th>警戒レベル</th><th>住民等がとるべき行動</th><th>行動を住民等に促す情報</th></tr><tr><td>警戒レベル 1</td><td>・災害への心構えを高める。</td><td>・早期注意情報（警報級の可能性）</td></tr><tr><td>警戒レベル 2</td><td>・避難に備え自らの避難行動を確認する。</td><td>・洪水注意報 ・大雨注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル 3</td><td>・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td><td>・避難準備 ・高齢者等避難開始</td></tr><tr><td>警戒レベル 4</td><td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td><td>・避難勧告 ・避難指示（緊急）※ ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td></tr><tr><td>警戒レベル 5</td><td>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td><td>・災害発生情報※ ※可能な範囲で発令</td></tr></table>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	警戒レベル 1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報（警報級の可能性）	警戒レベル 2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	警戒レベル 3	・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・ 避難準備 ・高齢者等避難 開始	警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・ 避難勧告 ・避難指示（緊急）※ ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	警戒レベル 5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・ 災害発生情報 ※ ※可能な範囲で発令	<table><tr><th>警戒レベル</th><th>住民等がとるべき行動</th><th>行動を住民等に促す情報</th></tr><tr><td>警戒レベル 1</td><td>・災害への心構えを高める。</td><td>・早期注意情報（警報級の可能性）</td></tr><tr><td>警戒レベル 2</td><td>・避難に備え自らの避難行動を確認する。</td><td>・洪水注意報 ・大雨注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル 3</td><td>・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td><td>・高齢者等避難</td></tr><tr><td>警戒レベル 4</td><td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td><td>・避難指示</td></tr><tr><td>警戒レベル 5</td><td>・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td><td>・緊急安全確保※ ※可能な範囲で発令</td></tr></table>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	警戒レベル 1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報（警報級の可能性）	警戒レベル 2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	警戒レベル 3	・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	警戒レベル 5	・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・ 緊急安全確保 ※ ※可能な範囲で発令	
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報																																						
警戒レベル 1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報（警報級の可能性）																																						
警戒レベル 2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報																																						
警戒レベル 3	・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・ 避難準備 ・高齢者等避難 開始																																						
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・ 避難勧告 ・避難指示（緊急）※ ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令																																						
警戒レベル 5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・ 災害発生情報 ※ ※可能な範囲で発令																																						
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報																																						
警戒レベル 1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報（警報級の可能性）																																						
警戒レベル 2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報																																						
警戒レベル 3	・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難																																						
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示																																						
警戒レベル 5	・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・ 緊急安全確保 ※ ※可能な範囲で発令																																						

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由																											
4-9		第2 避難勧告等の発令、警戒区域の設定 1 避難勧告等の発令 (1) 避難の勧告・指示権者等 ※2 水防管理者が行った場合に限る。 (注) <u>1「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。</u> <u>2「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。</u> (5) 避難勧告等の発令の判断基準 避難勧告等を行う場合の判断基準を次のとおり定める。 (洪水害) <table><tr><th>区分</th><th>発令基準</th><th>発令区域</th></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td>1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</td><td>当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td>1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：漏水・侵食等が発見された場合 4：<u>避難勧告</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知（3時間前）を受信した場合。</td><td>当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td></tr><tr><td></td><td><u>避難指示（緊急）</u> 1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれる場合（越水・溢水のおそれのある場合）^{※1} 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合^{※2} 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合^{※2} 4：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知（1時間前）を受信した場合。^{※3}</td><td>※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域 ※3 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td><u>災害発生情報</u> 1：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） 2：氾濫発生情報が発表された場合</td><td>当該地域</td></tr></table> 【留意すべき事項】 ※ 「平成21年7月中国・九州北部豪雨」時、市内各河川では、氾濫注意水位到達から氾濫危険水位到達までの時間が20分から40分と短時間で急激な上昇を示した状況もあることから、<u>避難勧告等</u>は、水位・雨量情報や地域からの情報などの情報収集を迅速かつ的確に行い総合的に判断して発令する。 ※ 流域面積が小さな河川ほど水位の上昇が早く出するため、本川で氾濫注意水位に達した時刻に支川の流域で<u>避難勧告等</u>を発令する場合がある。 ※ <u>避難指示（緊急）については、災害が発生するおそれが極めて高い状況等において、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令する。</u>	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3	1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3： <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	警戒レベル4	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：漏水・侵食等が発見された場合 4： <u>避難勧告</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知（3時間前）を受信した場合。	当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域		<u>避難指示（緊急）</u> 1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれる場合（越水・溢水のおそれのある場合） ^{※1} 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合 ^{※2} 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合 ^{※2} 4：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知（1時間前）を受信した場合。 ^{※3}	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域 ※3 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	警戒レベル5	<u>災害発生情報</u> 1：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） 2：氾濫発生情報が発表された場合	当該地域	第2 避難情報の発令、警戒区域の設定 1 避難情報の発令 (1) 避難の指示権者等 ※2 水防管理者が行った場合に限る。 (注) <u>(削除)</u> <u>1「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。</u> (5) 避難情報の発令の判断基準 避難情報を行う場合の判断基準を次のとおり定める。 (洪水害) <table><tr><th>区分</th><th>発令基準</th><th>発令区域</th></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td>1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：<u>高齢者等避難</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</td><td>当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td>1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合^{※1} 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合^{※1} ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：漏水・侵食等が発見された場合^{※1} 4：<u>避難指示</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合^{※1} 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合。^{※2}</td><td>※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td>1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合^{※1} 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合^{※1} 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合^{※1} 4：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）^{※2} 5：氾濫発生情報が発表された場合^{※2}</td><td>※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域</td></tr></table> 【留意すべき事項】 ※ 「平成21年7月中国・九州北部豪雨」時、市内各河川では、氾濫注意水位到達から氾濫危険水位到達までの時間が20分から40分と短時間で急激な上昇を示した状況もあることから、<u>避難情報</u>は、水位・雨量情報や地域からの情報などの情報収集を迅速かつ的確に行い総合的に判断して発令する。 ※ 流域面積が小さな河川ほど水位の上昇が早く出するため、本川で氾濫注意水位に達した時刻に支川の流域で<u>避難情報</u>を発令する場合がある。	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3	1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3： <u>高齢者等避難</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	警戒レベル4	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ^{※1} 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ^{※1} ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：漏水・侵食等が発見された場合 ^{※1} 4： <u>避難指示</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ^{※1} 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合。 ^{※2}	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	警戒レベル5	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合 ^{※1} 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合 ^{※1} 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合 ^{※1} 4：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ^{※2} 5：氾濫発生情報が発表された場合 ^{※2}	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域	防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正 防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正
区分	発令基準	発令区域																													
警戒レベル3	1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3： <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																													
警戒レベル4	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：漏水・侵食等が発見された場合 4： <u>避難勧告</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知（3時間前）を受信した場合。	当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																													
	<u>避難指示（緊急）</u> 1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれる場合（越水・溢水のおそれのある場合） ^{※1} 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合 ^{※2} 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合 ^{※2} 4：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知（1時間前）を受信した場合。 ^{※3}	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域 ※3 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																													
警戒レベル5	<u>災害発生情報</u> 1：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） 2：氾濫発生情報が発表された場合	当該地域																													
区分	発令基準	発令区域																													
警戒レベル3	1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3： <u>高齢者等避難</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																													
警戒レベル4	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ^{※1} 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ^{※1} ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：漏水・侵食等が発見された場合 ^{※1} 4： <u>避難指示</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ^{※1} 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合。 ^{※2}	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																													
警戒レベル5	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合 ^{※1} 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合 ^{※1} 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合 ^{※1} 4：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ^{※2} 5：氾濫発生情報が発表された場合 ^{※2}	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域																													

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由																																																																		
4-11		<table><tr><th colspan="3">（土砂災害）</th></tr><tr><th>区分</th><th>発令基準</th><th>発令区域</th></tr><tr><td>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</td><td>1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」が出現した場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</td><td>福岡県土砂災害危険度情報で基準に達した5kmメッシュの内、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル4 避難勧告</td><td>1：土砂災害警戒情報が発表された場合※¹ 2：「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」が出現した場合※¹ 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※²</td><td>※1 福岡県土砂災害危険度情報で基準に達した5kmメッシュの内、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域 ※2 当該地域</td></tr><tr><td>警戒レベル4 避難指示（緊急）</td><td>1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況で「非常に危険」が出現した場合 2：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</td><td>福岡県土砂災害危険度情報で基準に達した5kmメッシュの内、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル5 災害発生情報</td><td>1 土砂災害が発生した場合</td><td>当該地域</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">（高潮）</th></tr><tr><th>区分</th><th>発令基準</th><th>発令区域</th></tr><tr><td>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</td><td>1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</td><td>予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル4 避難勧告</td><td>1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</td><td>予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル4 避難指示（緊急）</td><td>1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：潮位が「危険潮位（T.P.+1.9m）」を超え、浸水が発生したと推測される場合</td><td>予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル5 災害発生情報</td><td>1：海岸堤防等が倒壊した場合 2：異常な越波・越流が発生した場合 3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合</td><td>当該地域</td></tr></table>	（土砂災害）			区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」が出現した場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3： 避難準備・高齢者等避難開始 の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	福岡県土砂災害危険度情報で基準に達した5kmメッシュの内、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域	警戒レベル4 避難勧告	1：土砂災害警戒情報が発表された場合※ ¹ 2：「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」が出現した場合※ ¹ 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※ ²	※1 福岡県土砂災害危険度情報で基準に達した5kmメッシュの内、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域 ※2 当該地域	警戒レベル4 避難指示（緊急）	1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況で「非常に危険」が出現した場合 2：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合	福岡県土砂災害危険度情報で基準に達した5kmメッシュの内、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域	警戒レベル5 災害発生情報	1 土砂災害が発生した場合	当該地域	（高潮）			区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域	警戒レベル4 避難勧告	1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域	警戒レベル4 避難指示（緊急）	1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：潮位が「危険潮位（T.P.+1.9m）」を超え、浸水が発生したと推測される場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域	警戒レベル5 災害発生情報	1：海岸堤防等が倒壊した場合 2：異常な越波・越流が発生した場合 3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合	当該地域	<table><tr><th colspan="3">（土砂災害）</th></tr><tr><th>区分</th><th>発令基準</th><th>発令区域</th></tr><tr><td>警戒レベル3 高齢者等避難</td><td>1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」（赤）が出現した場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</td><td>発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする）</td></tr><tr><td>警戒レベル4 避難指示</td><td>1：土砂災害警戒情報が発表された場合※¹ 2：「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合※¹ 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※²</td><td>※1 発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする） ※2 当該地域</td></tr><tr><td>警戒レベル5 緊急安全確保</td><td>1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合※¹ 2：土砂災害が発生した場合※²</td><td>※1 発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする） ※2 当該地域</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">（高潮）</th></tr><tr><th>区分</th><th>発令基準</th><th>発令区域</th></tr><tr><td>警戒レベル3 高齢者等避難</td><td>1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</td><td>予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル4 避難指示</td><td>1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</td><td>予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル5 緊急安全確保</td><td>1：水門、^{注1}陸閘等の異常が確認された場合※¹ 2：潮位が「危険潮位（T.P.+1.9m）」を超え、浸水が発生したと推測される場合※² 3：海岸堤防等が倒壊した場合※³ 4：異常な越波・越流が発生した場合※³ 5：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合※³</td><td>※1 当該施設の異常により浸水が想定される町丁目単位の地域 ※2 潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域 ※3 当該地域</td></tr></table>	（土砂災害）			区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」 （赤） が出現した場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3： 高齢者等避難 の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする）	警戒レベル4 避難指示	1：土砂災害警戒情報が発表された場合※ ¹ 2：「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」 （うす紫） が出現した場合※ ¹ 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※ ²	※1 発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする） ※2 当該地域	警戒レベル5 緊急安全確保	1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合※¹ 2：土砂災害が発生した場合※²	※1 発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする） ※2 当該地域	（高潮）			区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 高齢者等避難	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域	警戒レベル4 避難指示	1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域	警戒レベル5 緊急安全確保	1：水門、^{注1}陸閘等の異常が確認された場合※¹ 2：潮位が「危険潮位（T.P.+1.9m）」を超え、浸水が発生したと推測される場合※² 3：海岸堤防等が倒壊した場合※³ 4：異常な越波・越流が発生した場合※³ 5：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合※³	※1 当該施設の異常により浸水が想定される町丁目単位の地域 ※2 潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域 ※3 当該地域	防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正
（土砂災害）																																																																						
区分	発令基準	発令区域																																																																				
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」が出現した場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3： 避難準備・高齢者等避難開始 の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	福岡県土砂災害危険度情報で基準に達した5kmメッシュの内、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域																																																																				
警戒レベル4 避難勧告	1：土砂災害警戒情報が発表された場合※ ¹ 2：「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」が出現した場合※ ¹ 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※ ²	※1 福岡県土砂災害危険度情報で基準に達した5kmメッシュの内、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域 ※2 当該地域																																																																				
警戒レベル4 避難指示（緊急）	1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況で「非常に危険」が出現した場合 2：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合	福岡県土砂災害危険度情報で基準に達した5kmメッシュの内、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域																																																																				
警戒レベル5 災害発生情報	1 土砂災害が発生した場合	当該地域																																																																				
（高潮）																																																																						
区分	発令基準	発令区域																																																																				
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域																																																																				
警戒レベル4 避難勧告	1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域																																																																				
警戒レベル4 避難指示（緊急）	1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：潮位が「危険潮位（T.P.+1.9m）」を超え、浸水が発生したと推測される場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域																																																																				
警戒レベル5 災害発生情報	1：海岸堤防等が倒壊した場合 2：異常な越波・越流が発生した場合 3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合	当該地域																																																																				
（土砂災害）																																																																						
区分	発令基準	発令区域																																																																				
警戒レベル3 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」 （赤） が出現した場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3： 高齢者等避難 の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする）																																																																				
警戒レベル4 避難指示	1：土砂災害警戒情報が発表された場合※ ¹ 2：「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」 （うす紫） が出現した場合※ ¹ 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※ ²	※1 発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする） ※2 当該地域																																																																				
警戒レベル5 緊急安全確保	1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合※¹ 2：土砂災害が発生した場合※²	※1 発令基準に達した土砂災害警戒区域、特別警戒区域内の地域（福岡県土砂災害危険度情報の5kmメッシュを基本とする） ※2 当該地域																																																																				
（高潮）																																																																						
区分	発令基準	発令区域																																																																				
警戒レベル3 高齢者等避難	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域																																																																				
警戒レベル4 避難指示	1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	予想最高潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域																																																																				
警戒レベル5 緊急安全確保	1：水門、^{注1}陸閘等の異常が確認された場合※¹ 2：潮位が「危険潮位（T.P.+1.9m）」を超え、浸水が発生したと推測される場合※² 3：海岸堤防等が倒壊した場合※³ 4：異常な越波・越流が発生した場合※³ 5：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合※³	※1 当該施設の異常により浸水が想定される町丁目単位の地域 ※2 潮位から浸水が想定される町丁目単位の地域 ※3 当該地域																																																																				

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由																								
4-16		(内水) <table><tr><th>区分</th><th>発令基準</th><th>発令区域</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒レベル4</td><td>避難勧告</td><td>1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水害）の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合</td><td>当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>1：内水氾濫により重大な被害が生じることが想定される場合</td><td>当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td>災害発生情報</td><td>1：内水氾濫により立退き避難が必要となる浸水が発生した場合</td><td>当該地域</td></tr></table> 2 広報の方法（<u>市民局、市長室、保健福祉局、総務企画局、区役所</u>） (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 オ <u>ツイッター（ソーシャルネットワークサービス）</u> 防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をツイッターによって自動発信する。	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル4	避難勧告	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水害）の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合	当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	避難指示（緊急）	1：内水氾濫により重大な被害が生じることが想定される場合	当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	警戒レベル5	災害発生情報	1：内水氾濫により立退き避難が必要となる浸水が発生した場合	当該地域	(内水) <table><tr><th>区分</th><th>発令基準</th><th>発令区域</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒レベル4</td><td>避難指示</td><td>1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水害）の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合</td><td>当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td></tr><tr><td>緊急安全確保</td><td>1：内水氾濫により重大な被害が生じることが想定される場合^{※1} 2：内水氾濫により立退き避難が必要となる浸水が発生した場合^{※2}</td><td>※1 当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域</td></tr></table> 2 広報の方法 (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 オ <u>ソーシャルネットワークサービス（ツイッター、LINE）</u> 防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をツイッター、<u>LINE</u>によって自動発信する。	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル4	避難指示	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水害）の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合	当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	緊急安全確保	1：内水氾濫により重大な被害が生じることが想定される場合 ^{※1} 2：内水氾濫により立退き避難が必要となる浸水が発生した場合 ^{※2}	※1 当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域	表現の適正化
区分	発令基準	発令区域																										
警戒レベル4	避難勧告	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水害）の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合	当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																									
	避難指示（緊急）	1：内水氾濫により重大な被害が生じることが想定される場合	当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																									
警戒レベル5	災害発生情報	1：内水氾濫により立退き避難が必要となる浸水が発生した場合	当該地域																									
区分	発令基準	発令区域																										
警戒レベル4	避難指示	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水害）の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合	当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																									
	緊急安全確保	1：内水氾濫により重大な被害が生じることが想定される場合 ^{※1} 2：内水氾濫により立退き避難が必要となる浸水が発生した場合 ^{※2}	※1 当該下水道の内水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域																									
4-19	第4章 第2節	第2節 応急活動の基盤確保 <u>（新設）</u>	第2節 応急活動の基盤確保 <u>第1 土地利用の検討・調整</u> <u>田舎に災害対応を行えるよう当初の段階で総合的な土地利用（土地利用の一例：仮設住宅用地及び公園等のオープンスペース、災害廃棄物の仮置場、救援物資の集積所、広域支援のための活動拠点等）の検討調整を行う。</u>	災害対応業務の担当区分変更に基づく追記																								
4-21		<u>第1 警備・交通対策（警察、海上保安部）</u> 災害が発生した場合は、直ちに警備体制を確立し、福岡市及びその他の防災関係機関と緊密な連携を図り、次に掲げる事項を重点にして、被災地における治安に万全を期することを基本方針とする。 <u>第2 緊急輸送対策</u> <u>（財政局、港湾空港局、道路下水道局、農林水産局、消防局、海上保安部、九州運輸局、福岡空港事務所、FIAC、JR九州、西鉄、日通、自衛隊）</u>	<u>第2 警備・交通対策</u> 災害が発生した場合は、直ちに警備体制を確立し、福岡市及びその他の防災関係機関と緊密な連携を図り、次に掲げる事項を重点にして、被災地における治安に万全を期することを基本方針とする。 <u>第3 緊急輸送対策</u>	時点修正																								
		4 輸送力 (3) 鉄道車両 ① 西日本鉄道株式会社（福岡市内） 大牟田線 電車 <u>295 両</u> 貝塚線 " 16 両 <u>（2020.10.1 現在）</u>	4 輸送力 (3) 鉄道車両 ① 西日本鉄道株式会社（福岡市内） 大牟田線 電車 <u>296 両</u> 貝塚線 " 16 両 <u>（2021.11.1 現在）</u>																									

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由																																																		
4-22		6 緊急輸送対策（<u>道路下水道局、交通局、港湾空港局、消防局、財政局、区役所、警察、国道事務所、海上保安部、空港事務所、FIAC、JR 九州、JR 西日本、西鉄</u>） (1) 交通規制 災害の発生により、道路等が危険な状態にあるとき又は危険が予想されるとき若しくは危険を予知したときは、被災地及びその附近の状況により市長、警察官その他の関係機関で次の区分により交通制限、迂回等措置を行う。 <table><tr><th>区分</th><th>実施者</th><th>範囲</th><th>根拠法</th></tr><tr><td rowspan="4">道路</td><td>国土交通大臣 知事 市長</td><td>道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合</td><td>道路法第46条</td></tr><tr><td>公安委員会 <u>警察署長</u> <u>高速道路交通警察隊長</u></td><td>災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めた場合</td><td>災害対策基本法第76条</td></tr><tr><td>公安委員会 警察署長</td><td>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合</td><td>道路交通法第4条、第5条</td></tr><tr><td>警察官</td><td>道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合</td><td>道路交通法第6条</td></tr><tr><td>航路</td><td>港長 海上保安部長</td><td>海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合</td><td>港則法第37条</td></tr><tr><td>空路</td><td>国土交通大臣</td><td>災害現場上空等</td><td>航空法</td></tr></table>	区分	実施者	範囲	根拠法	道路	国土交通大臣 知事 市長	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条	公安委員会 <u>警察署長</u> <u>高速道路交通警察隊長</u>	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めた場合	災害対策基本法第76条	公安委員会 警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第4条、第5条	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条	航路	港長 海上保安部長	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合	港則法第37条	空路	国土交通大臣	災害現場上空等	航空法	6 緊急輸送対策 (1) 交通規制 災害の発生により、道路等が危険な状態にあるとき又は危険が予想されるとき若しくは危険を予知したときは、被災地及びその附近の状況により市長、警察官その他の関係機関で次の区分により交通制限、迂回等措置を行う。 <table><tr><th>区分</th><th>実施者</th><th>範囲</th><th>根拠法</th></tr><tr><td rowspan="4">道路</td><td>国土交通大臣 知事 市長</td><td>道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合</td><td>道路法第46条</td></tr><tr><td>公安委員会</td><td>災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めた場合</td><td>災害対策基本法第76条</td></tr><tr><td>公安委員会 警察署長</td><td>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合</td><td>道路交通法第4条、第5条</td></tr><tr><td>警察官</td><td>道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合</td><td>道路交通法第6条</td></tr><tr><td>航路</td><td>港長 海上保安部長</td><td>海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合</td><td>港則法第37条</td></tr><tr><td>空路</td><td>国土交通大臣</td><td>災害現場上空等</td><td>航空法</td></tr></table>	区分	実施者	範囲	根拠法	道路	国土交通大臣 知事 市長	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条	公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めた場合	災害対策基本法第76条	公安委員会 警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第4条、第5条	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条	航路	港長 海上保安部長	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合	港則法第37条	空路	国土交通大臣	災害現場上空等	航空法	災害対策基本法第76条改正に基づく修正
区分	実施者	範囲	根拠法																																																			
道路	国土交通大臣 知事 市長	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条																																																			
	公安委員会 <u>警察署長</u> <u>高速道路交通警察隊長</u>	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めた場合	災害対策基本法第76条																																																			
	公安委員会 警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第4条、第5条																																																			
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条																																																			
航路	港長 海上保安部長	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合	港則法第37条																																																			
空路	国土交通大臣	災害現場上空等	航空法																																																			
区分	実施者	範囲	根拠法																																																			
道路	国土交通大臣 知事 市長	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条																																																			
	公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めた場合	災害対策基本法第76条																																																			
	公安委員会 警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第4条、第5条																																																			
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条																																																			
航路	港長 海上保安部長	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合	港則法第37条																																																			
空路	国土交通大臣	災害現場上空等	航空法																																																			
4-26	第4章 第3節	第3節 救助・救急活動 第1 救出・救急対策 1 対象 (1) 災害により生命、身体が危険な状態にある者	第3節 救助・救急活動 第1 救出・救急対策 1 対象 (1) 災害により生命、身体が危険な状態にある者（<u>孤立者を含む</u>）	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正																																																		
4-27		第2 保健医療及び助産対策（<u>保健福祉局、こども未来局、消防局、区役所、日赤</u>） 3 医療及び助産活動 (4) 医療機関の協力 救護班による応急手当後又は救護班による救護ができない者は、<u>救急病院</u>、官公立病院・災害拠点病院及びその他の病院、診療所の協力による救護活動を行う。	第2 保健医療及び助産対策 3 医療及び助産活動 (4) 医療機関の協力 救護班による応急手当後又は救護班による救護ができない者は、<u>救急告示病院</u>、官公立病院・災害拠点病院及びその他の病院、診療所の協力による救護活動を行う。	文言統一のため																																																		

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
4-28		9 救急業務 (1) 救急体制及び連絡系統	9 救急業務 (1) 救急体制及び連絡系統	組織編成による修正
4-29		(3) 医療機関等との協調 （省略） ② <u>救急告示医療機関</u>以外の医療機関についてもその所在地等の実態把握に努め、大災害の場合の救急業務体制を確立する。	(3) 医療機関等との協調 （省略） ② <u>救急告示病院</u>以外の医療機関についてもその所在地等の実態把握に努め、大災害の場合の救急業務体制を確立する。	文言統一のため
4-32	第4章 第4節	第4節 避難対策（<u>市民局、保健福祉局、こども未来局、住宅都市局、道路下水道局、消防局、教育委員会、区役所、警察、海上保安部、自衛隊</u>） 第2 避難所の開設 (5) 自主避難への対応 災害発生後、住民が自主的に避難所へ避難をしたときは、避難施設の管理者は直ちに区災害対策本部へ連絡し、<u>区災害対策本部</u>の指示を受けて開設する。	第4節 避難対策 第2 避難所の開設 (5) 自主避難への対応 災害発生後、住民が自主的に避難所へ避難をしたときは、避難施設の管理者は直ちに区災害対策本部（<u>又は区警戒本部</u>）へ連絡し、<u>その</u>指示を受けて開設する。	表現の適正化
4-34		第4 福祉避難所（<u>こども未来局、保健福祉局、教育委員会、区役所</u>） 3 福祉避難所への二次避難対策 福祉避難所への二次避難については、区本部と<u>保健福祉部</u>等福祉避難所の所管<u>部</u>（以下「福祉避難所所管<u>部</u>」という。）が連携して対応する。区本部が必要と認める者の二次避難先について、福祉避難所所管<u>部</u>が福祉避難所との受入調整を行い決定する。 第5 要配慮者対策 1 実施体制 要配慮者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。 <u>要配慮者に対する配慮の統括は、災害対策本部総括部において行う。</u>	第4 福祉避難所 3 福祉避難所への二次避難対策 福祉避難所への二次避難については、区本部と<u>福祉局</u>等福祉避難所の所管<u>局等</u>（以下「福祉避難所所管<u>局等</u>」という。）が連携して対応する。区本部が必要と認める者の二次避難先について、福祉避難所所管<u>局等</u>が福祉避難所との受入調整を行い決定する。 第5 要配慮者対策 1 実施体制 要配慮者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。 <u>（削除）</u>	組織編成による修正 災害対応業務の担当区分変更に基づく修正 災害対応業務の担当区分変更に基づく修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
4-35		第5 要配慮者対策 2 要配慮者への配慮の基本 (1) 応急対策活動全般における配慮 要配慮者への配慮は、救助活動、医療活動、避難対策、広報活動、生活支援その他あらゆる応急対策の遂行の中で、可能な限り行うものとする。 (2) 地域住民等との協力 要配慮者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティアなどの協力を得て行う。 (3) 情報伝達の配慮 必要な生活情報、被害情報等が確実に、分かりやすく伝達されるよう配慮する。 5 社会福祉施設入所者の安全確保（<u>保健福祉局</u>） (1) 安否確認 社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。 (2) 避難 災害等により施設が危険な状態にある場合は、指定された避難所に速やかに避難させる。 （新設）	第5 要配慮者対策 2 要配慮者への配慮の基本 (1) 応急対策活動全般における配慮 要配慮者への配慮は、救助活動、医療活動、避難対策、広報活動、生活支援その他あらゆる応急対策の遂行の中で、可能な限り行うものとする。 (2) 地域住民等との協力 要配慮者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティア、<u>福岡県DWAT（災害派遣福祉チーム）</u>などの協力を得て行う。 (3) 情報伝達の配慮 必要な生活情報、被害情報等が確実に、分かりやすく伝達されるよう配慮する。 5 社会福祉施設入所者の安全確保 (1) 安否確認 社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。 (2) 避難 災害等により施設が危険な状態にある場合は、指定された避難所に速やかに避難させる。 (3) <u>防災設備等の整備</u> <u>社会福祉施設の施設長は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう務めるものとする。</u>	令和2年度に福岡県DWATが発足したことを踏まえた修正。 防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正
4-36		第6 愛玩動物対策（<u>保健福祉局</u>） 災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物の同行避難が円滑に行われるよう対策を講じる。 1 実施体制 災害対策本部<u>保健福祉部</u>が統括し、各部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。 特に、一般社団法人福岡市獣医師会に対しては、「災害時の被災動物の救護活動に関する協定書」に基づき、一時預かり・保護や治療が必要な愛玩動物が集中的に発生した場合など、必要に応じて協力を要請する。 第7 防疫・保健衛生対策（<u>保健福祉局、環境局、区役所、日本赤十字社</u>） 2 防疫 災害時は生活環境の悪化、被災者の病原<u>菌</u>に対する抵抗力の低下など悪条件下にあるので、感染症患者の早期発見に努めるとともに入院勧告等の措置をとり、感染症流行の未然防止に万全を期する。	第6 愛玩動物対策 災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物の同行避難が円滑に行われるよう対策を講じる。 1 実施体制 災害対策本部<u>保健医療局</u>が統括し、各部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。 特に、一般社団法人福岡市獣医師会に対しては、「災害時の被災動物の救護活動に関する協定書」に基づき、一時預かり・保護や治療が必要な愛玩動物が集中的に発生した場合など、必要に応じて協力を要請する。 第7 防疫・保健衛生対策 2 防疫 災害時は生活環境の悪化、被災者の病原<u>体</u>に対する抵抗力の低下など悪条件下にあるので、感染症患者の早期発見に努めるとともに入院勧告等の措置をとり、感染症流行の未然防止に万全を期する。	組織編成による修正 災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
4-37		4 防疫及び衛生確保 （新設）	4 防疫及び衛生確保 5 <u>こころのケア対策</u> (1) <u>こころのケアが必要な人の把握、注意呼びかけ</u> <u>不眠やPTSD など、こころのケアが必要と思われる人を把握する。</u> (2) <u>保健師やこころのケアの専門家など派遣要請</u> <u>必要に応じて保健師や災害派遣精神医療チーム（DPAT）など専門家の派遣を要請するなど、適切に対処する。</u> (3) <u>避難所を運営する側のこころのケア</u> <u>避難所利用者だけでなく、職員自身も含めた避難所の運営側も、必要に応じて別の人に業務を交替してもらうなど、過重な負担がかからないよう注意を呼びかける。</u>	表現の適正化 災害対応業務の担当区分変更に基づく追記

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由
4-39	第４章 第５節	第５節 物資の供給・輸送対策 第１ 物資の供給・輸送対策 ２ 飲料水・生活用水等の応急給水（水道局、保健福祉局、自衛隊、海上保安部） （省略） ② 応急給水量 発災後 ３日間３リットル／人・日程度 この後は、時間の経過に伴い、生活用水の供給に努める。 （省略） ⑥ 応急給水の方法 応急給水は、以下の給水方式により対応する。 ア 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。 (7) 仮設水槽を設置し、応急給水車による運搬 (1) 仮設給水栓の設置 イ 運搬給水方式 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び応急給水車による受水槽への注水を行う。 ウ 消火栓からの給水 使用可能な消火栓を用い仮設給水栓を立てて給水する。 ⑦ 応急復旧に伴う給水拠点の設置 応急復旧が完了した幹線においては、仮設給水栓を設置し、24 時間給水できる体制をとる。 ⑨ 応急給水用資機材の確保 応急給水に必要な資機材（給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋等）が不足するときは、その確保を行う。 ⑩ 地域住民及びボランティアの協力 ア 給水拠点での仮設受水槽、仮設給水栓の管理については、地域住民及びボランティアの協力を得て行う。	第５節 物資の供給・輸送対策 第１ 物資の供給・輸送対策 ２ 飲料水・生活用水等の応急給水 （省略） ② 応急給水量 発災後 ３日間 ３リットル／人・日程度 この後は、時間の経過に伴い、生活用水の供給に努める。 （省略） ⑥ 応急給水の方法 応急給水は、以下の給水方式により対応する。 ア 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。 (7) 給水タンクを設置し、給水車による給水用水の運搬 (1) 応急給水栓の設置 イ 運搬給水方式 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び給水車による貯水槽への注水を行う。 ウ 消火栓からの給水 使用可能な消火栓を用い応急給水栓を立てて給水する。 ⑦ 応急復旧に伴う給水拠点の設置 応急復旧が完了した幹線においては、応急給水栓を設置し、24 時間給水できる体制をとる。 ⑨ 応急給水資機材の確保 応急給水に必要な資機材（給水車、給水タンク、ポリタンク、非常用飲料袋等）が不足するときは、その確保を行う。 ⑩ 地域住民及びボランティアの協力 ア 給水拠点での給水タンク、応急給水栓の管理については、地域住民及びボランティアの協力を得て行う。	表現の適正化
4-40		ウ 携行の要請 (7) 応援要請の際は、応急活動に係る資機材の携行を要請する。 （応援時に必要となる資機材） 応急給水車、仮設水槽、布製タンク、仮設給水栓、初期に必要なポリタンクなど	ウ 携行の要請 (7) 応援要請の際は、応急活動に係る資機材の携行を要請する。 （応援時に必要となる資機材） 給水車、給水タンク、応急給水栓、初期に必要なポリタンクなど	

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
4-62	第4章 第6節	第6節 都市機能の確保 第8 農畜産物応急対策（<u>農林水産局</u>） 1 農産物応急対策 (1) 種苗の確保 災害により農作物（飼料作物含む）が被害を受け、再生産・代作用種苗の供給の必要がある場合は、当該農協を通じてその必要量を調査把握し、J A全農ふくれん等に種苗確保の協力要請をする<u>とともに県に対しても種苗の確保措置の要請を行う。</u> 2 畜産応急対策 (1) 飼料の確保 災害により保管飼料及び作付飼料が被害を受けた場合は、当該農協等を通じてその必要量を調査把握し、速やかにこれの確保調整を行い、不足分については<u>県に対して飼料確保措置の要請を行う</u>とともに、農協等を通じて稲わら等の抛出計画をたて補給措置を行う。 (2) 家畜伝染病の予防 災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、必要ある場合は、<u>県に対して予防注射の実施を要請し被害の防止に努める</u>とともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する<u>飼養管理</u>指導を行う。 (3) 畜舎の消毒の実施 災害により畜舎消毒の必要が生じた場合は、<u>速やかに県に対して畜舎の緊急消毒措置を要請し</u>被災畜舎の消毒指導を行う。 (4) 化製場の確保 災害によって獣畜の死亡事故が大量に発生した場合は、<u>速やかに県に対して化製場の確保を要請し、</u>被災農家に死亡獣畜に対する処分の指導を行う。	第6節 都市機能の確保 第8 農畜産物応急対策 1 農産物応急対策 (1) 種苗の確保 災害により農作物（飼料作物含む）が被害を受け、再生産・代作用種苗の供給の必要がある場合は、当該農協を通じてその必要量を調査把握し、J A全農ふくれん等に種苗確保の協力要請をする。 2 畜産応急対策 (1) 飼料の確保 災害により保管飼料及び作付飼料が被害を受けた場合は、当該農協等を通じてその必要量を調査把握し、速やかにこれの確保調整を行い、不足分については<u>飼料製造及び販売業者に対し、飼料の確保を行う</u>とともに、農協等を通じて稲わら等の抛出計画をたて補給措置を行う。 (2) 家畜伝染病の予防 災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、必要ある場合は、<u>県とともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する衛生</u>指導を行う。 (3) 畜舎の消毒の実施 災害により畜舎消毒の必要が生じた場合は、被災畜舎の消毒指導を行う。 (4) 化製場の確保 災害によって獣畜の死亡事故が大量に発生した場合は、被災農家に死亡獣畜に対する処分の指導を行う。	表現の適正化
4-66	第4章 第7節	第7節 被災者の生活再建対策 第1 義援金等の受入・配分計画（<u>市民局、会計室、こども未来局、保健福祉局</u>） 災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下、「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。 1 義援金等の受付 義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金等の募集を行う。 (1) 義援金の受付 <u>総括部</u>は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を義援金受入口座にて整理の上、市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。 (2) 義援物資の受付 <u>総括部</u>は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付するとともに、当該物資の保管を行う。 2 義援金等の配分 義援金の配分計画は<u>総括部</u>が、義援物資の配分計画はこども未来<u>部</u>が行うものとする。配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、<u>保健福祉部</u>及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。 その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。	第7節 被災者の生活再建対策 第1 義援金等の受入・配分計画 災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下、「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。 1 義援金等の受付 義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金等の募集を行う。 (1) 義援金の受付 <u>会計室</u>は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を義援金受入口座にて整理の上、市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。 (2) 義援物資の受付 <u>物資調達・輸送チーム</u>は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付するとともに、当該物資の保管を行う。 2 義援金等の配分 義援金の配分計画は<u>福祉局</u>が、義援物資の配分計画はこども未来<u>局</u>が行うものとする。配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、<u>福祉局</u>及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。 その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正 組織編成による修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																								
4-67		第２ 住宅対策（<u>市民局、財政局、住宅都市局、保健福祉局</u>） １ 住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理の対象となる者 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力がない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」） (2) 応急修理の基準 ① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。 ② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。 ③ 修理期間 原則として、災害発生の日から <u>1カ月</u>以内とする。 2 <u>応急仮設住宅（借上型・建設型）</u> 3 <u>一時的な居住先としての市営住宅の提供</u> 第３ り災証明書の発行（<u>市民局、市長室、財政局、住宅都市局、農林水産局、区役所</u>） 1 担当部署と実施項目 <table><tr><th>担当部署</th><th>実施項目</th></tr><tr><td><u>総括部</u></td><td>・ り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・ り災証明書の発行に関する広報の実施</td></tr><tr><td><u>財政部</u></td><td>・ 家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理</td></tr><tr><td><u>住宅都市部</u></td><td>・ 家屋被害認定調査の支援</td></tr><tr><td>区災害対策本部</td><td>・ り災証明書、り災届出証明書の発行 ・ 家屋被害認定調査の実施 ・ り災台帳の作成</td></tr><tr><td>受援調整チーム</td><td>・ 他都市職員の支援派遣要請</td></tr></table>	担当部署	実施項目	<u>総括部</u>	・ り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・ り災証明書の発行に関する広報の実施	<u>財政部</u>	・ 家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理	<u>住宅都市部</u>	・ 家屋被害認定調査の支援	区災害対策本部	・ り災証明書、り災届出証明書の発行 ・ 家屋被害認定調査の実施 ・ り災台帳の作成	受援調整チーム	・ 他都市職員の支援派遣要請	第２ 住宅対策 １ 住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理の対象となる者 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力がない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」） (2) 応急修理の基準 ① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。 ② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。 ③ 修理期間 原則として、災害発生の日から <u>3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）</u>とする。 2 <u>一時的な居住先としての市営住宅の提供</u> 3 <u>応急仮設住宅（借上型・建設型）</u> 第３ り災証明書の発行 1 担当部署と実施項目 <table><tr><th>担当部署</th><th>実施項目</th></tr><tr><td><u>り災証明チーム</u></td><td>・ り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・ り災証明書の発行に関する広報の実施</td></tr><tr><td><u>財政局</u></td><td>・ 家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理</td></tr><tr><td><u>住宅都市局</u></td><td>・ 家屋被害認定調査の支援</td></tr><tr><td>区災害対策本部</td><td>・ り災証明書、り災届出証明書の発行 ・ 家屋被害認定調査の実施 ・ り災台帳の作成</td></tr><tr><td>受援調整チーム</td><td>・ 他都市職員の支援派遣要請</td></tr></table>	担当部署	実施項目	<u>り災証明チーム</u>	・ り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・ り災証明書の発行に関する広報の実施	<u>財政局</u>	・ 家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理	<u>住宅都市局</u>	・ 家屋被害認定調査の支援	区災害対策本部	・ り災証明書、り災届出証明書の発行 ・ 家屋被害認定調査の実施 ・ り災台帳の作成	受援調整チーム	・ 他都市職員の支援派遣要請	災害救助事務取扱要領（内閣府）の改定による修正 発災後の住宅対策の対応順番に合わせた修正 災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
	担当部署	実施項目																										
<u>総括部</u>	・ り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・ り災証明書の発行に関する広報の実施																											
<u>財政部</u>	・ 家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理																											
<u>住宅都市部</u>	・ 家屋被害認定調査の支援																											
区災害対策本部	・ り災証明書、り災届出証明書の発行 ・ 家屋被害認定調査の実施 ・ り災台帳の作成																											
受援調整チーム	・ 他都市職員の支援派遣要請																											
担当部署	実施項目																											
<u>り災証明チーム</u>	・ り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・ り災証明書の発行に関する広報の実施																											
<u>財政局</u>	・ 家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・ 家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理																											
<u>住宅都市局</u>	・ 家屋被害認定調査の支援																											
区災害対策本部	・ り災証明書、り災届出証明書の発行 ・ 家屋被害認定調査の実施 ・ り災台帳の作成																											
受援調整チーム	・ 他都市職員の支援派遣要請																											

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
5-9	第5章 第2節	第5章 震災応急対策計画 第2節 情報の収集・整理・伝達 第2 情報の収集・伝達活動（ <u>市民局、区役所、各局、各機関</u> ） 1 情報収集 (1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関する情報 エ 大津波警報・津波警報・津波注意報 (7) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 気象庁は、（省略）地震が発生してから3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、 <u>地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過少に見積もられている恐れがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</u>	第5章 震災応急対策計画 第2節 情報の収集・整理・伝達 第2 情報の収集・伝達活動 1 情報収集 (1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関する情報 エ 大津波警報・津波警報・津波注意報 (7) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 気象庁は、（省略）地震が発生してから3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を <u>津波予報区単位で</u> 発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は <u>5段階の数値</u> で発表する。ただし、 <u>地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</u>	表現の適正化
5-18		第4 災害時の広報 2 広報の方法（市民局、市長室、保健福祉局、総務企画局、区役所） (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 オ <u>ツイッター（ソーシャルネットワークサービス）</u> 防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をツイッターによって自動発信する。	第4 災害時の広報 2 広報の方法 (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 オ <u>ソーシャルネットワークサービス（ツイッター、LINE）</u> 防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をツイッター、 <u>LINE</u> によって自動発信する。	表現の適正化
5-21	第5章 第3節	第3節 応急活動の基盤確保 <u>（新設）</u> <u>第1 警備・交通対策</u> 災害時における社会秩序を維持するとともに、道路、海上交通の確保のため必要な措置を行う。 1 災害時の警備（警察） (1) 警察等との連携 <u>総括部</u> は、災害発生後、被害情報、対策情報等について情報を交換して、災害他応急活動の連携を図る。 <u>第2 緊急輸送対策</u>	第3節 応急活動の基盤確保 <u>第1 土地利用の検討・調整</u> <u>円滑に災害対応を行えるよう当初の段階で総合的な土地利用（土地利用の一例：仮設住宅用地及び公園等のオープンスペース、災害廃棄物の仮置場、救援物資の集積所、広域支援のための活動拠点等）の検討調整を行う。</u> <u>第2 警備・交通対策</u> 災害時における社会秩序を維持するとともに、道路、海上交通の確保のため必要な措置を行う。 1 災害時の警備（警察） (1) 警察等との連携 <u>市民局</u> は、災害発生後、被害情報、対策情報等について情報を交換して、災害他応急活動の連携を図る。 <u>第3 緊急輸送対策</u>	災害対応業務の担当区分変更に基づく追記

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
5-21		2 道路の交通規制（道路下水道局、市民局、財政局、警察） (2) 交通規制等 ① <u>総括部</u> は、被害状況及び緊急輸送の実施計画に基づき、必要な交通規制の実施、交通整理、その他必要な措置等について警察と協議し、依頼する。	2 道路の交通規制 (2) 交通規制等 ① <u>市民局</u> は、被害状況及び緊急輸送の実施計画に基づき、必要な交通規制の実施、交通整理、その他必要な措置等について警察と協議し、依頼する。	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
5-29		5 交通機関による交通の確保（ <u>交通局、JR九州、JR西日本、西鉄</u> ） (6) 福岡北九州高速道路公社 ② 災害時における措置 イ 応急工事 高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行確保、施設の <u>増破</u> の防止等のための応急工事を迅速に施行する。	5 交通機関による交通の確保 (6) 福岡北九州高速道路公社 ② 災害時における措置 イ 応急工事 高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行確保、施設の <u>被害拡大</u> の防止等のための応急工事を迅速に施行する。	表現の適正化
5-30	第5章 第4節	第4節 救助・救急活動 第2 救出・救急対策（ <u>消防局、保健福祉局、財政局、港湾空港局、海上保安部、警察、日赤、水難救済会、自衛隊</u> ） 1 対象 (1) 災害により生命、身体が危険な状態にある者 3 <u>集団救急事故</u> 対策 (1) 救急医療体制 突発的に発生する <u>集団救急事故</u> に対し迅速かつ適正な医療を行うため、災害拠点病院や福岡市救急病院協会などにおいて、現場に出動する医師及び傷病者を収容する病院を確保するとともに、必要に応じドクターカーの出動や県に対して福岡県DMATの現場派遣を要請し、救急医療体制の確立を図る。	第4節 救助・救急活動 第2 救出・救急対策 1 対象 (1) 災害により生命、身体が危険な状態にある者（ <u>孤立者を含む</u> ） 3 <u>多数傷病者災害</u> 対策 (1) 救急医療体制 突発的に発生する <u>多数傷病者災害</u> に対し迅速かつ適正な医療を行うため、災害拠点病院や福岡市救急病院協会などにおいて、現場に出動する医師及び傷病者を収容する病院を確保するとともに、必要に応じドクターカーの出動や県に対して福岡県DMATの現場派遣を要請し、救急医療体制の確立を図る。	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正 表現の適正化
5-35		第5 津波・水防対策 1 災害発生直前の対策 (3) 気象庁が発表する津波警報等 （表中）津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類 (2) 地震及び津波に関する情報 <u>南海トラフに関する情報</u>	第5 津波・水防対策 1 災害発生直前の対策 (3) 気象庁が発表する津波警報等 （表中）津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類 (2) 地震及び津波に関する情報 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u>	表現の適正化

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
5-38	第5章 第5節	第5節 避難対策（<u>市民局、保健福祉局、こども未来局、住宅都市局、道路下水道局、消防局、教育委員会、区役所、警察、海上保安部、自衛隊</u>） 第2 避難誘導（<u>市民局、消防局、区役所、警察、海上保安部</u>） 4 帰宅困難者対策 交通機関の停止等に伴う帰宅困難者に対する支援を行うため、事業所や関係機関等と支援体制を確立し、対策を講じる。また、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在<u>場所</u>を確保し、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努めるとともに、県と協力し、事業所の協力促進に必要な啓発等を行う。 (1) ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等との協力協定に基づき、帰宅困難者に対する支援を行う。 （省略） ④ 施設担当者は、提供する施設が<u>避難所</u>として使用できるかを確認のうえ、市本部へ協力の可否について回答を行う。	第5節 避難対策 第2 避難誘導 4 帰宅困難者対策 交通機関の停止等に伴う帰宅困難者に対する支援を行うため、事業所や関係機関等と支援体制を確立し、対策を講じる。また、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在<u>施設（退避施設）</u>を確保し、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努めるとともに、県と協力し、事業所の協力促進に必要な啓発等を行う。 (1) ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等との協力協定に基づき、帰宅困難者に対する<u>徒歩帰宅</u>支援を行う。 （省略） ④ 施設担当者は、提供する施設が<u>一時滞在施設（退避施設）</u>として使用できるかを確認のうえ、市本部へ協力の可否について回答を行う。	文言の修正
5-41		第5 福祉避難所（<u>こども未来局、保健福祉局、教育委員会、区役所</u>） 3 福祉避難所への二次避難対策 福祉避難所への二次避難については、区本部と<u>保健福祉部</u>等福祉避難所の所管<u>部</u>（以下「福祉避難所所管<u>部</u>」という。）が連携して対応する。区本部が必要と認める者の二次避難先について、福祉避難所所管<u>部</u>が福祉避難所との受入調整を行い決定する。 第6 要配慮者対策 1 実施体制 要配慮者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。 <u>要配慮者に対する配慮の統括は、災害対策本部総括部において行う。</u>	第5 福祉避難所 3 福祉避難所への二次避難対策 福祉避難所への二次避難については、区本部と<u>福祉局</u>等福祉避難所の所管<u>局等</u>（以下「福祉避難所所管<u>局等</u>」という。）が連携して対応する。区本部が必要と認める者の二次避難先について、福祉避難所所管<u>局等</u>が福祉避難所との受入調整を行い決定する。 第6 要配慮者対策 1 実施体制 要配慮者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。 <u>（削除）</u>	組織編成による修正 災害対応業務の担当区分変更に基づく修正 災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
5-42		5 社会福祉施設入所者の安全確保（<u>保健福祉局</u>） (1) 安否確認 社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。 (2) 避難 災害等により施設が危険な状態にある場合は、指定された避難所に速やかに避難させる。 <u>（新設）</u>	5 社会福祉施設入所者の安全確保 (1) 安否確認 社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。 (2) 避難 災害等により施設が危険な状態にある場合は、指定された避難所に速やかに避難させる。 <u>(3) 防災設備等の整備</u> <u>社会福祉施設の施設長は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正
5-43		第7 愛玩動物対策（<u>保健福祉局</u>） 災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物の同行避難が円滑に行われるよう対策を講じる。 1 実施体制 災害対策本部<u>保健福祉部</u>が統括し、各部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。 特に、一般社団法人福岡市獣医師会に対しては、「災害時の被災動物の救護活動に関する協定書」に基づき、一時預かり・保護や治療が必要な愛玩動物が集中的に発生した場合など、必要に応じて協力を要請する。	第7 愛玩動物対策 災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物の同行避難が円滑に行われるよう対策を講じる。 1 実施体制 災害対策本部<u>保健医療局</u>が統括し、各部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。 特に、一般社団法人福岡市獣医師会に対しては、「災害時の被災動物の救護活動に関する協定書」に基づき、一時預かり・保護や治療が必要な愛玩動物が集中的に発生した場合など、必要に応じて協力を要請する。	組織編成による修正 災害対応業務の担当区分変更に基づく修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由
5-44		第８ 防疫・保健衛生対策 ２ 業務内容及び実施方法（ <u>保健福祉局、環境局、区役所、日本赤十字社</u> ） （新設）	第８ 防疫・保健衛生対策 ２ 防疫及び衛生確保 ③ <u>こころのケア対策</u> （１） <u>こころのケアが必要な人の把握、注意呼びかけ</u> <u>不眠やPTSD など、こころのケアが必要と思われる人を把握する。</u> （２） <u>保健師やこころのケアの専門家など派遣要請</u> <u>必要に応じて保健師や災害派遣精神医療チーム（DPAT）など専門家の派遣を要請するなど、適切に対処する。</u> （３） <u>避難所を運営する側のこころのケア</u> <u>避難所利用者だけでなく、職員自身も含めた避難所の運営側も、必要に応じて別の人に業務を交替してもらうなど、過重な負担がかからないよう注意を呼びかける。</u>	災害対応業務の担当区分変更に基づく追記
5-46	第５章 第６節	第６節 物資の供給・輸送対策 第１ 物資の供給・輸送対策 ２ 飲料水・生活用水等の応急給水（ <u>水道局、保健福祉局、自衛隊、海上保安部</u> ） （省略） （２） 応急給水活動 ② 応急給水量 発災後 <u>３日間３リットル／人・日程度</u> この後は、時間の経過に伴い、生活用水の供給に努める。 （省略） ⑥ 応急給水の方法 応急給水は、以下の給水方式により対応する。 ア 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。 （７） <u>仮設水槽</u> を設置し、 <u>応急</u> 給水車による運搬 （イ） <u>仮設</u> 給水栓の設置 イ 運搬給水方式 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び <u>応急</u> 給水車による <u>受</u> 水槽への注水を行う。 ウ 消火栓からの給水 使用可能な消火栓を用い <u>仮設</u> 給水栓を立てて給水する。 ⑦ 応急復旧に伴う給水拠点の設置 応急復旧が完了した幹線においては、 <u>仮設</u> 給水栓を設置し、24 時間給水できる体制をとる。 ⑨ 応急給水 <u>用</u> 資機材の確保 応急給水に必要な資機材（給水車、給水タンク、ポリタンク、 <u>ポリ</u> 袋等）が不足するときは、その確保を行う。 ⑩ 地域住民及びボランティアの協力 ア 給水拠点での <u>仮設受水槽</u> 、 <u>仮設</u> 給水栓の管理については、地域住民及びボランティアの協力を得て行う。	第５節 物資の供給・輸送対策 第１ 物資の供給・輸送対策 ２ 飲料水・生活用水等の応急給水 （省略） （２） 応急給水活動 ② 応急給水量 発災後 <u>３日間 ３リットル／人・日程度</u> この後は、時間の経過に伴い、生活用水の供給に努める。 （省略） ⑥ 応急給水の方法 応急給水は、以下の給水方式により対応する。 ア 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・避難場所において、下記による給水を行う。 （７） <u>給水タンク</u> を設置し、給水車による <u>給水用水</u> の運搬 （イ） <u>応急</u> 給水栓の設置 イ 運搬給水方式 収容避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び給水車による <u>貯</u> 水槽への注水を行う。 ウ 消火栓からの給水 使用可能な消火栓を用い <u>応急</u> 給水栓を立てて給水する。 ⑦ 応急復旧に伴う給水拠点の設置 応急復旧が完了した幹線においては、 <u>応急</u> 給水栓を設置し、24 時間給水できる体制をとる。 ⑨ 応急給水資機材の確保 応急給水に必要な資機材（給水車、給水タンク、ポリタンク、 <u>非常用飲料袋</u> 等）が不足するときは、その確保を行う。 ⑩ 地域住民及びボランティアの協力 ア 給水拠点での <u>給水タンク</u> 、 <u>応急</u> 給水栓の管理については、地域住民及びボランティアの協力を得て行う。	表現の適正化
5-47				
5-48		ウ 携行の要請 （７） 応援要請の際は、応急活動に係る資機材の携行を要請する。 （応援時に必要となる資機材） <u>応急</u> 給水車、 <u>仮設水槽</u> 、 <u>布製タンク</u> 、 <u>仮設</u> 給水栓、初期に必要なポリタンクなど	ウ 携行の要請 （７） 応援要請の際は、応急活動に係る資機材の携行を要請する。 （応援時に必要となる資機材） 給水車、 <u>給水タンク</u> 、 <u>応急</u> 給水栓、初期に必要なポリタンクなど	

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由
5-58	第５章 第７節	第７節 都市機能の確保 第５ 危険物施設等の応急対策 １ 危険物施設の応急措置（ <u>消防局</u> ） （３） 緊急点検の実施 ① 危険物等の漏洩の有無を確認する。 ② 危険物施設の損傷の有無を確認する。 ③ 危険物施設に付属する圧力、温度、湿度、流量等計器類の異常の有無を確認する。 ④ <u>防・消火設備</u> の損傷の有無を確認する。 ⑤ 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う。	第７節 都市機能の確保 第５ 危険物施設等の応急対策 １ 危険物施設の応急措置 （３） 緊急点検の実施 ① 危険物等の漏洩の有無を確認する。 ② 危険物施設の損傷の有無を確認する。 ③ 危険物施設に付属する圧力、温度、湿度、流量等計器類の異常の有無を確認する。 ④ <u>防火設備及び消火設備</u> の損傷の有無を確認する。 ⑤ 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う。	表現の適正化
5-59		２ 高圧ガスに係る施設等の応急措置（ <u>消防局</u> ） （３） 緊急点検の実施 ① ガス漏洩の有無を確認する。 ② 高圧ガス貯蔵施設等の損傷の有無を確認する。 ③ 高圧ガス施設に付属する圧力、温度、流量等計器類の異常の有無を確認する。 ④ <u>防・消火設備</u> の損傷の有無を確認する。 ⑤ 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う。	２ 高圧ガスに係る施設等の応急措置 （３） 緊急点検の実施 ① ガス漏洩の有無を確認する。 ② 高圧ガス貯蔵施設等の損傷の有無を確認する。 ③ 高圧ガス施設に付属する圧力、温度、流量等計器類の異常の有無を確認する。 ④ <u>防火設備及び消火設備</u> の損傷の有無を確認する。 ⑤ 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う。	表現の適正化
5-60		３ 火薬類に係る施設等の応急措置（ <u>消防局</u> ） （３） 緊急点検の実施 ① 火薬類の異常の有無を確認する。 ② 火薬類の喪失及び盗難の有無を確認する。 ③ 火薬庫等の損傷の有無を確認する。 <u>（新設）</u> ④ 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う	３ 火薬類に係る施設等の応急措置 （３） 緊急点検の実施 ① 火薬類の異常の有無を確認する。 ② 火薬類の喪失及び盗難の有無を確認する。 ③ 火薬庫等の損傷の有無を確認する。 ④ <u>防火設備及び消火設備の損傷の有無を確認する。</u> ⑤ 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う	表現の適正化
5-68		第７ ライフライン施設の応急対策 １ 上水道施設（ <u>水道局</u> ） （４） 応急復旧方法 ② 配水施設・給水装置 イ 配水管及び給水管の応急復旧は、下記を基本として行う。 （７） 配水管 ○ 配水管の復旧は、原則として配水池を起点とする。 ○ 応急復旧した配水幹線は、 <u>仮設</u> 給水栓を設置する。 ○ 復旧に時間のかかるものについては、仮設配水管を布設し <u>仮設</u> 給水栓を設置する。	第７ ライフライン施設の応急対策 １ 上水道施設 （４） 応急復旧方法 ② 配水施設・給水装置 イ 配水管及び給水管の応急復旧は、下記を基本として行う。 （７） 配水管 ○ 配水管の復旧は、原則として配水池を起点とする。 ○ 応急復旧した配水幹線は、 <u>応急</u> 給水栓を設置する。 ○ 復旧に時間のかかるものについては、仮設配管を布設し <u>応急</u> 給水栓を設置する。	表現の適正化
5-69		（５） 水質検査 通水した地域の給水栓及び <u>仮設</u> 給水栓については、直ちに水質検査を実施する。	（５） 水質検査 通水した地域の給水栓及び <u>応急</u> 給水栓については、直ちに水質検査を実施する。	
5-73		４ 都市ガス施設（西部ガス） （２） 復旧対策 ② 重要施設への臨時供給 災害発生時は、重要施設（災害拠点病院、 <u>救急指定病院</u> 等）へ対する臨時供給を関係機関と協力し実施する。	４ 都市ガス施設（西部ガス） （２） 復旧対策 ② 重要施設への臨時供給 災害発生時は、重要施設（災害拠点病院、 <u>救急告示病院</u> 等）へ対する臨時供給を関係機関と協力し実施する。	文言統一のため

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
5-77	第5章 第8節	第8節 被災者の生活再建対策 第1 義援金等の受入・配分計画（<u>市民局、会計室、こども未来局、保健福祉局</u>） 災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下、「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。 1 義援金等の受付 (1) 義援金の受付 <u>総括部</u>は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を義援金受入口座にて整理の上、市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。 (2) 義援物資の受付 <u>総括部</u>は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付するとともに、当該物資の保管を行う。 2 義援金等の配分 義援金の配分計画は<u>総括部</u>が、義援物資の配分計画はこども未来<u>部</u>が行うものとする。配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、<u>保健福祉部</u>及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。 その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。 第2 住宅対策（<u>市民局、財政局、住宅都市局、保健福祉局</u>） 1 住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理の対象となる者 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力がない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」） (2) 応急修理の基準 ① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。 ② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。 ③ 修理期間 原則として、災害発生の日から<u>1カ月</u>以内とする。 2 <u>応急仮設住宅（借上型・建設型）</u> 3 <u>一時的な居住先としての市営住宅の提供</u>	第8節 被災者の生活再建対策 第1 義援金等の受入・配分計画 災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下、「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。 1 義援金等の受付 (1) 義援金の受付 <u>会計室</u>は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を義援金受入口座にて整理の上、市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。 (2) 義援物資の受付 <u>物資調達・輸送チーム</u>は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付するとともに、当該物資の保管を行う。 2 義援金等の配分 義援金の配分計画は<u>福祉局</u>が、義援物資の配分計画はこども未来<u>局</u>が行うものとする。配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、<u>福祉局</u>及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。 その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。 第2 住宅対策 1 住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理の対象となる者 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力がない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」） (2) 応急修理の基準 ① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。 ② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。 ③ 修理期間 原則として、災害発生の日から<u>3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）</u>とする。 2 <u>一時的な居住先としての市営住宅の提供</u> 3 <u>応急仮設住宅（借上型・建設型）</u>	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正 組織編成による修正 災害救助事務取扱要領（内閣府）の改定による修正 発災後の住宅対策の対応順番に合わせた修正

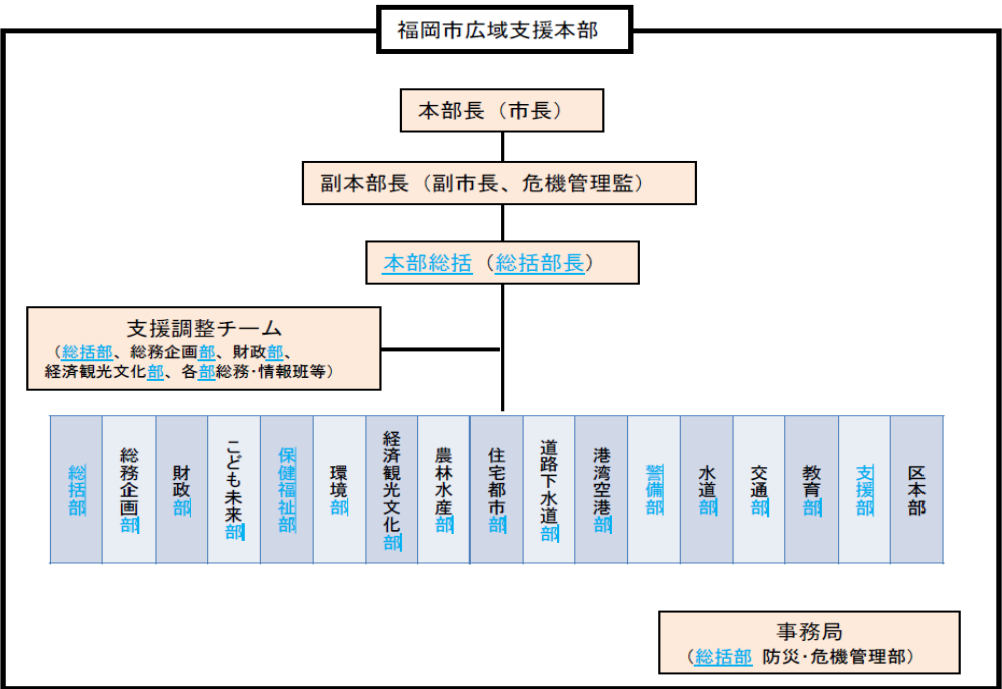
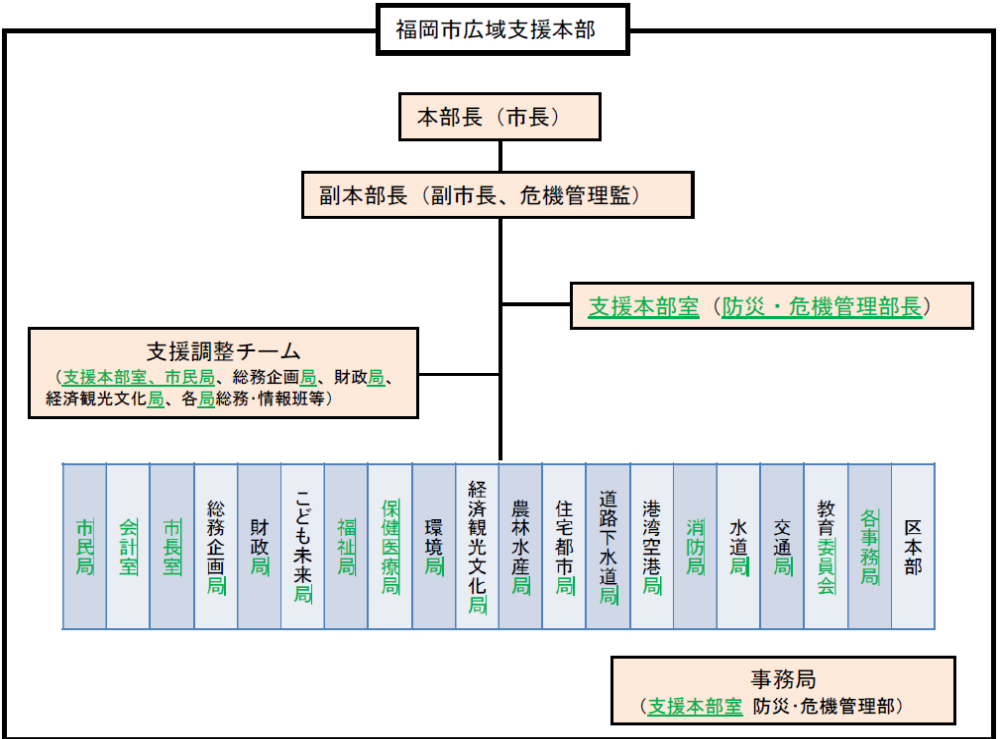
福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																																																																																																				
5-78		第３　り災証明書の発行（<u>市民局、市長室、財政局、住宅都市局、農林水産局、区役所</u>） １　担当部署と実施項目 <table><tr><th>担当部署</th><th>実施項目</th></tr><tr><td><u>総括部</u></td><td>・り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・り災証明書の発行に関する広報の実施</td></tr><tr><td>財政<u>部</u></td><td>・家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理</td></tr><tr><td>住宅都市<u>部</u></td><td>・家屋被害認定調査の支援</td></tr><tr><td>区災害対策本部</td><td>・り災証明書、り災届出証明書の発行 ・家屋被害認定調査の実施 ・り災台帳の作成</td></tr><tr><td>受援調整チーム</td><td>・他都市職員の支援派遣要請</td></tr></table>	担当部署	実施項目	<u>総括部</u>	・り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・り災証明書の発行に関する広報の実施	財政 <u>部</u>	・家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理	住宅都市 <u>部</u>	・家屋被害認定調査の支援	区災害対策本部	・り災証明書、り災届出証明書の発行 ・家屋被害認定調査の実施 ・り災台帳の作成	受援調整チーム	・他都市職員の支援派遣要請	第３　り災証明書の発行 １　担当部署と実施項目 <table><tr><th>担当部署</th><th>実施項目</th></tr><tr><td><u>り災証明チーム</u></td><td>・り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・り災証明書の発行に関する広報の実施</td></tr><tr><td>財政<u>局</u></td><td>・家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理</td></tr><tr><td>住宅都市<u>局</u></td><td>・家屋被害認定調査の支援</td></tr><tr><td>区災害対策本部</td><td>・り災証明書、り災届出証明書の発行 ・家屋被害認定調査の実施 ・り災台帳の作成</td></tr><tr><td>受援調整チーム</td><td>・他都市職員の支援派遣要請</td></tr></table>	担当部署	実施項目	<u>り災証明チーム</u>	・り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・り災証明書の発行に関する広報の実施	財政 <u>局</u>	・家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理	住宅都市 <u>局</u>	・家屋被害認定調査の支援	区災害対策本部	・り災証明書、り災届出証明書の発行 ・家屋被害認定調査の実施 ・り災台帳の作成	受援調整チーム	・他都市職員の支援派遣要請	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正																																																																												
担当部署	実施項目																																																																																																							
<u>総括部</u>	・り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・り災証明書の発行に関する広報の実施																																																																																																							
財政 <u>部</u>	・家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理																																																																																																							
住宅都市 <u>部</u>	・家屋被害認定調査の支援																																																																																																							
区災害対策本部	・り災証明書、り災届出証明書の発行 ・家屋被害認定調査の実施 ・り災台帳の作成																																																																																																							
受援調整チーム	・他都市職員の支援派遣要請																																																																																																							
担当部署	実施項目																																																																																																							
<u>り災証明チーム</u>	・り災証明書発行事務の統括・連絡調整 ・り災証明書の発行に関する広報の実施																																																																																																							
財政 <u>局</u>	・家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整 ・家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理																																																																																																							
住宅都市 <u>局</u>	・家屋被害認定調査の支援																																																																																																							
区災害対策本部	・り災証明書、り災届出証明書の発行 ・家屋被害認定調査の実施 ・り災台帳の作成																																																																																																							
受援調整チーム	・他都市職員の支援派遣要請																																																																																																							
6-3	第６章 第２節	第６章 受援計画 第２節 受援体制 第２　受援対象業務 他の自治体等からの支援が必要となることが想定される業務は、次の表のとおり。 <table><tr><th colspan="2">受援対象業務</th><th>業務の概要</th><th>業務所管<u>部</u></th><th>根拠</th></tr><tr><td colspan="2">消防活動に関する業務</td><td>・消火活動、救助活動、救急活動</td><td><u>警備部</u></td><td>①</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">医療支援に関する業務</td><td>・医療・救護活動</td><td rowspan="2"><u>保健福祉部</u></td><td>②</td></tr><tr><td>・精神保健医療に関する活動 ※DPATで調整</td><td>③</td></tr><tr><td colspan="2">救援物資に関する業務</td><td>・物資集積拠点の運営</td><td><u>こども未来部</u></td><td>※</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">被災地の安全対策に関する業務</td><td>・被災建築物応急危険度判定</td><td rowspan="2">住宅都市<u>部</u></td><td>④</td></tr><tr><td>・被災宅地危険度判定</td><td>⑤</td></tr><tr><td rowspan="3">避難所</td><td>避難所運営に関する業務</td><td>・避難所運営等の支援</td><td><u>区災害対策本部</u></td><td>※</td></tr><tr><td rowspan="2">保健・福祉・衛生に関する業務</td><td>・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）</td><td rowspan="2"><u>保健福祉部</u></td><td>※</td></tr><tr><td>動物愛護に関する業務</td><td>・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育</td><td>⑥</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">ライフライン復旧に関する業務</td><td>・応急給水活動</td><td rowspan="2"><u>水道部</u></td><td rowspan="2">⑦</td></tr><tr><td>・上水道施設の被害調査・復旧</td></tr><tr><td>・下水道施設の被害調査・復旧</td><td><u>道路下水道部</u></td><td>⑧</td></tr></table>	受援対象業務		業務の概要	業務所管 <u>部</u>	根拠	消防活動に関する業務		・消火活動、救助活動、救急活動	<u>警備部</u>	①	医療支援に関する業務		・医療・救護活動	<u>保健福祉部</u>	②	・精神保健医療に関する活動 ※DPATで調整	③	救援物資に関する業務		・物資集積拠点の運営	<u>こども未来部</u>	※	被災地の安全対策に関する業務		・被災建築物応急危険度判定	住宅都市 <u>部</u>	④	・被災宅地危険度判定	⑤	避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	<u>区災害対策本部</u>	※	保健・福祉・衛生に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）	<u>保健福祉部</u>	※	動物愛護に関する業務	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	⑥	ライフライン復旧に関する業務		・応急給水活動	<u>水道部</u>	⑦	・上水道施設の被害調査・復旧	・下水道施設の被害調査・復旧	<u>道路下水道部</u>	⑧	第６章 受援計画 第２節 受援体制 第２　受援対象業務 他の自治体等からの支援が必要となることが想定される業務は、次の表のとおり。 <table><tr><th colspan="2">受援対象業務</th><th>業務の概要</th><th>業務所管<u>局等</u></th><th>根拠</th></tr><tr><td colspan="2">消防活動に関する業務</td><td>・消火活動、救助活動、救急活動</td><td><u>消防局</u></td><td>①</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">医療支援に関する業務</td><td>・医療・救護活動</td><td rowspan="2"><u>緊急医療調整チーム</u></td><td>②</td></tr><tr><td>・精神保健医療に関する活動 ※DPATで調整</td><td>③</td></tr><tr><td colspan="2">救援物資に関する業務</td><td>・物資集積拠点の運営</td><td><u>物資調達・輸送チーム</u></td><td>※</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">被災地の安全対策に関する業務</td><td>・被災建築物応急危険度判定</td><td rowspan="2">住宅都市<u>局</u></td><td>④</td></tr><tr><td>・被災宅地危険度判定</td><td>⑤</td></tr><tr><td rowspan="3">避難所</td><td>避難所運営に関する業務</td><td>・避難所運営等の支援</td><td><u>福祉局</u></td><td>⑮⑯ ※</td></tr><tr><td rowspan="2">保健・福祉・衛生に関する業務</td><td>・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）</td><td rowspan="2"><u>福祉局 保健医療局</u></td><td>※</td></tr><tr><td>動物愛護に関する業務</td><td>・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育</td><td>⑥</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">ライフライン復旧に関する業務</td><td>・応急給水活動</td><td rowspan="2"><u>水道局</u></td><td rowspan="2">⑦</td></tr><tr><td>・上水道施設の被害調査・復旧</td></tr><tr><td>・下水道施設の被害調査・復旧</td><td><u>道路下水道局</u></td><td>⑧</td></tr></table>	受援対象業務		業務の概要	業務所管 <u>局等</u>	根拠	消防活動に関する業務		・消火活動、救助活動、救急活動	<u>消防局</u>	①	医療支援に関する業務		・医療・救護活動	<u>緊急医療調整チーム</u>	②	・精神保健医療に関する活動 ※DPATで調整	③	救援物資に関する業務		・物資集積拠点の運営	<u>物資調達・輸送チーム</u>	※	被災地の安全対策に関する業務		・被災建築物応急危険度判定	住宅都市 <u>局</u>	④	・被災宅地危険度判定	⑤	避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	<u>福祉局</u>	⑮⑯ ※	保健・福祉・衛生に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）	<u>福祉局 保健医療局</u>	※	動物愛護に関する業務	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	⑥	ライフライン復旧に関する業務		・応急給水活動	<u>水道局</u>	⑦	・上水道施設の被害調査・復旧	・下水道施設の被害調査・復旧	<u>道路下水道局</u>	⑧	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
受援対象業務		業務の概要	業務所管 <u>部</u>	根拠																																																																																																				
消防活動に関する業務		・消火活動、救助活動、救急活動	<u>警備部</u>	①																																																																																																				
医療支援に関する業務		・医療・救護活動	<u>保健福祉部</u>	②																																																																																																				
		・精神保健医療に関する活動 ※DPATで調整		③																																																																																																				
救援物資に関する業務		・物資集積拠点の運営	<u>こども未来部</u>	※																																																																																																				
被災地の安全対策に関する業務		・被災建築物応急危険度判定	住宅都市 <u>部</u>	④																																																																																																				
		・被災宅地危険度判定		⑤																																																																																																				
避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	<u>区災害対策本部</u>	※																																																																																																				
	保健・福祉・衛生に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）	<u>保健福祉部</u>	※																																																																																																				
		動物愛護に関する業務		・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	⑥																																																																																																			
ライフライン復旧に関する業務		・応急給水活動	<u>水道部</u>	⑦																																																																																																				
		・上水道施設の被害調査・復旧																																																																																																						
		・下水道施設の被害調査・復旧	<u>道路下水道部</u>	⑧																																																																																																				
受援対象業務		業務の概要	業務所管 <u>局等</u>	根拠																																																																																																				
消防活動に関する業務		・消火活動、救助活動、救急活動	<u>消防局</u>	①																																																																																																				
医療支援に関する業務		・医療・救護活動	<u>緊急医療調整チーム</u>	②																																																																																																				
		・精神保健医療に関する活動 ※DPATで調整		③																																																																																																				
救援物資に関する業務		・物資集積拠点の運営	<u>物資調達・輸送チーム</u>	※																																																																																																				
被災地の安全対策に関する業務		・被災建築物応急危険度判定	住宅都市 <u>局</u>	④																																																																																																				
		・被災宅地危険度判定		⑤																																																																																																				
避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	<u>福祉局</u>	⑮⑯ ※																																																																																																				
	保健・福祉・衛生に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）	<u>福祉局 保健医療局</u>	※																																																																																																				
		動物愛護に関する業務		・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	⑥																																																																																																			
ライフライン復旧に関する業務		・応急給水活動	<u>水道局</u>	⑦																																																																																																				
		・上水道施設の被害調査・復旧																																																																																																						
		・下水道施設の被害調査・復旧	<u>道路下水道局</u>	⑧																																																																																																				

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）				令和4年度案				修正理由																																																								
		<table><tr><td rowspan="3">清掃対策に関する業務</td><td>・廃棄物の収集・運搬、処分</td><td rowspan="3">環境部</td><td>⑨</td></tr><tr><td>・し尿の収集・運搬、処分</td><td>⑩</td></tr><tr><td>・仮設トイレ等の確保・設置</td><td>⑪</td></tr><tr><td rowspan="2">教育に関する業務</td><td>・学校施設の被害調査・復旧</td><td rowspan="2">教育部</td><td rowspan="2">⑫</td></tr><tr><td>・特別支援教育支援</td></tr><tr><td rowspan="4">公共施設等の応急対策に関する業務</td><td>・道路の被害調査・復旧</td><td rowspan="2">道路下水道部</td><td rowspan="2">※</td></tr><tr><td>・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保)</td></tr><tr><td>・河川の被害調査・復旧</td><td rowspan="2">港湾空港部</td><td rowspan="2">※</td></tr><tr><td>・港湾施設の被害調査・復旧</td></tr><tr><td rowspan="3">被災者の生活再建に関する業務</td><td>・家屋被害認定調査</td><td>財政部</td><td>※</td></tr><tr><td>・応急仮設住宅供与支援</td><td>住宅都市部</td><td>※</td></tr><tr><td>・り災証明書の発行</td><td>区災害対策本部</td><td>※</td></tr></table> ※は、個別支援の枠組みが整っていないため、受援調整チームで支援要請及び受援調整を行う業務。なお、本表に記載のない業務は、受援調整チームで支援要請及び受援調整を行う。 本市が締結している自治体間における相互支援協定は、「資料編〈災害時応援協力等〉」を参照。	清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分	環境部	⑨	・し尿の収集・運搬、処分	⑩	・仮設トイレ等の確保・設置	⑪	教育に関する業務	・学校施設の被害調査・復旧	教育部	⑫	・特別支援教育支援	公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧	道路下水道部	※	・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保)	・河川の被害調査・復旧	港湾空港部	※	・港湾施設の被害調査・復旧	被災者の生活再建に関する業務	・家屋被害認定調査	財政部	※	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市部	※	・り災証明書の発行	区災害対策本部	※	<table><tr><td rowspan="3">清掃対策に関する業務</td><td>・廃棄物の収集・運搬、処分</td><td rowspan="3">環境局</td><td>⑨</td></tr><tr><td>・し尿の収集・運搬、処分</td><td>⑩</td></tr><tr><td>・仮設トイレ等の確保・設置</td><td>⑪</td></tr><tr><td rowspan="2">教育に関する業務</td><td>・学校施設の被害調査・復旧</td><td rowspan="2">教育委員会</td><td rowspan="2">⑫</td></tr><tr><td>・特別支援教育支援</td></tr><tr><td rowspan="4">公共施設等の応急対策に関する業務</td><td>・道路の被害調査・復旧</td><td rowspan="2">道路下水道局</td><td rowspan="2">※</td></tr><tr><td>・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保)</td></tr><tr><td>・河川の被害調査・復旧</td><td rowspan="2">港湾空港局</td><td rowspan="2">※</td></tr><tr><td>・港湾施設の被害調査・復旧</td></tr><tr><td rowspan="3">被災者の生活再建に関する業務</td><td>・応急仮設住宅供与支援</td><td>住宅都市局</td><td>※</td></tr><tr><td>・家屋被害認定調査</td><td rowspan="2">り災証明チーム</td><td rowspan="2">⑮⑯ ※</td></tr><tr><td>・り災証明書の発行</td></tr></table> ※は、受援調整チームで支援要請及び受援調整を行う業務。なお、本表に記載のない業務は、受援調整チームで支援要請及び受援調整を行う。 本市が締結している自治体間における相互支援協定は、「資料編〈災害時応援協力等〉」を参照。	清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分	環境局	⑨	・し尿の収集・運搬、処分	⑩	・仮設トイレ等の確保・設置	⑪	教育に関する業務	・学校施設の被害調査・復旧	教育委員会	⑫	・特別支援教育支援	公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧	道路下水道局	※	・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保)	・河川の被害調査・復旧	港湾空港局	※	・港湾施設の被害調査・復旧	被災者の生活再建に関する業務	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局	※	・家屋被害認定調査	り災証明チーム	⑮⑯ ※	・り災証明書の発行	
清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分	環境部		⑨																																																														
	・し尿の収集・運搬、処分			⑩																																																														
	・仮設トイレ等の確保・設置		⑪																																																															
教育に関する業務	・学校施設の被害調査・復旧	教育部	⑫																																																															
	・特別支援教育支援																																																																	
公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧	道路下水道部	※																																																															
	・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保)																																																																	
	・河川の被害調査・復旧	港湾空港部	※																																																															
	・港湾施設の被害調査・復旧																																																																	
被災者の生活再建に関する業務	・家屋被害認定調査	財政部	※																																																															
	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市部	※																																																															
	・り災証明書の発行	区災害対策本部	※																																																															
清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分	環境局	⑨																																																															
	・し尿の収集・運搬、処分		⑩																																																															
	・仮設トイレ等の確保・設置		⑪																																																															
教育に関する業務	・学校施設の被害調査・復旧	教育委員会	⑫																																																															
	・特別支援教育支援																																																																	
公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧	道路下水道局	※																																																															
	・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保)																																																																	
	・河川の被害調査・復旧	港湾空港局	※																																																															
	・港湾施設の被害調査・復旧																																																																	
被災者の生活再建に関する業務	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局	※																																																															
	・家屋被害認定調査	り災証明チーム	⑮⑯ ※																																																															
	・り災証明書の発行																																																																	
6-6	第6章 第3節	第3節 支援職員等の受入れ 第2 受入れの準備 6 支援職員等の活動拠点の確保 支援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、各部において所管施設等を活用して確保する。ただし、各部による確保が困難な場合は、受援調整チームと協議の上、確保する。				第3節 支援職員等の受入れ 第2 受入れの準備 6 支援職員等の活動拠点の確保 支援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、各局等において所管施設等を活用して確保する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。ただし、各局等による確保が困難な場合は、受援調整チームと協議の上、確保する。				防災基本計画 (R3.5月修正)に 基づく修正																																																								
6-12	第6章 第4節	第4節 関係機関別の受援 第3 企業・NPO、ボランティア 2 ボランティア等 (4) その他 ① 各種ボランティア 災害ボランティアセンターで受け付けを行わない各種ボランティアについては、本部（総括部ボランティア班）が、福岡市NPO・ボランティア交流センター等と連携し、各災害応急業務の所管部と活動調整を行う。				第4節 関係機関別の受援 第3 企業・NPO、ボランティア 2 ボランティア等 (4) その他 ① 各種ボランティア 災害ボランティアセンターで受け付けを行わない各種ボランティアについては、本部（市民局）が、福岡市NPO・ボランティア交流センター等と連携し、各災害応急業務の所管局等と活動調整を行う。				災害対応業務の担 当区分変更に基づ く修正																																																								
7-1	第7章 第1節	第7章 災害復旧・復興計画 第1 災害復旧・復興計画の基本方針 第5 災害復旧・復興事業からの暴力団排除活動 警察は、暴力団等動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、福岡市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。				第7章 災害復旧・復興計画 第1 災害復旧・復興計画の基本方針 第5 災害復旧・復興事業からの暴力団排除活動 警察は、暴力団等による、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、福岡市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。				表現の適正化																																																								

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由																								
8-2	第8章 第1節	第8章 支援計画 第1節 広域支援の基本 第2 福岡市広域支援本部等 2 福岡市広域支援本部 (3) 支援本部の組織 (4) 支援本部の事務局は、 <u>総括部（防災・危機管理部）</u> に置く。	第8章 支援計画 第1節 広域支援の基本 第2 福岡市広域支援本部等 2 福岡市広域支援本部 (3) 支援本部の組織 (4) 支援本部の事務局は、 <u>災害対策本部室</u> に置く。	災害対応業務の担 当区分変更に基づ く修正																								
8-3		(6) 支援本部の廃止 	(6) 支援本部の廃止 	災害対応業務の担 当区分変更に基づ く修正																								
8-4		※ 災害の規模や被害の状況等に応じて、組織の一部を縮小又は省略する。 第3 支援調整にかかる体制 1 支援調整チームの構成・役割 <table><tr><th>構成部</th><th>役割</th></tr><tr><td>総括部</td><td>・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること</td></tr><tr><td>総務企画部</td><td>・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること （物資、避難所、り災証明発行業務等）</td></tr><tr><td>財政部</td><td>・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること</td></tr><tr><td>経済観光文化部</td><td>・支援職員の宿泊施設の確保に関すること</td></tr><tr><td>各総務・情報班(総務班) 及び議会事務局班</td><td>・各局区室における支援職員の確保に関すること ※道路下水道部、警備部、水道部を除く</td></tr></table>	構成部	役割	総括部	・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること	総務企画部	・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること （物資、避難所、り災証明発行業務等）	財政部	・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること	経済観光文化部	・支援職員の宿泊施設の確保に関すること	各総務・情報班(総務班) 及び議会事務局班	・各局区室における支援職員の確保に関すること ※道路下水道部、警備部、水道部を除く	※ 災害の規模や被害の状況等に応じて、組織の一部を縮小又は省略する。 第3 支援調整にかかる体制 1 支援調整チームの構成・役割 <table><tr><th>構成局等</th><th>役割</th></tr><tr><td>支援本部室及び市民局</td><td>・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること</td></tr><tr><td>総務企画局</td><td>・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること （物資、避難所、り災証明発行業務等）</td></tr><tr><td>財政局</td><td>・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること</td></tr><tr><td>経済観光文化局</td><td>・支援職員の宿泊施設の確保に関すること</td></tr><tr><td>各局等総務・情報班(総務班) 及び議会事務局班</td><td>・各局区室における支援職員の確保に関すること ※道路下水道局、消防局、水道局を除く</td></tr></table>	構成局等	役割	支援本部室及び市民局	・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること	総務企画局	・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること （物資、避難所、り災証明発行業務等）	財政局	・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること	経済観光文化局	・支援職員の宿泊施設の確保に関すること	各局等総務・情報班(総務班) 及び議会事務局班	・各局区室における支援職員の確保に関すること ※道路下水道局、消防局、水道局を除く	災害対応業務の担 当区分変更に基づ く修正
構成部	役割																											
総括部	・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること																											
総務企画部	・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること （物資、避難所、り災証明発行業務等）																											
財政部	・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること																											
経済観光文化部	・支援職員の宿泊施設の確保に関すること																											
各総務・情報班(総務班) 及び議会事務局班	・各局区室における支援職員の確保に関すること ※道路下水道部、警備部、水道部を除く																											
構成局等	役割																											
支援本部室及び市民局	・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること																											
総務企画局	・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること （物資、避難所、り災証明発行業務等）																											
財政局	・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること																											
経済観光文化局	・支援職員の宿泊施設の確保に関すること																											
各局等総務・情報班(総務班) 及び議会事務局班	・各局区室における支援職員の確保に関すること ※道路下水道局、消防局、水道局を除く																											

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由																																																																																		
		【支援調整の流れ（概要）】	【支援調整の流れ（概要）】	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正																																																																																		
8-5	第8章 第2節	第2節 支援活動の展開 第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 (2) 各所管部署で派遣調整を行う業務 <table><tr><th>支援業務</th><th>業務の概要</th><th>所管部署</th></tr><tr><td>消防活動に関する業務</td><td>・消火活動、救助活動、救急活動</td><td>警備部</td></tr><tr><td>医療支援に関する業務</td><td>・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動（DPATで調整）</td><td>保健福祉部</td></tr><tr><td>被災地の安全対策に関する業務</td><td>・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定</td><td>住宅都市部</td></tr><tr><td rowspan="2">避難所</td><td>保健・福祉・衛生に関する業務</td><td rowspan="2">保健福祉部</td></tr><tr><td>動物愛護に関する業務</td></tr><tr><td rowspan="3">ライフライン復旧支援に関する業務</td><td>・応急給水活動</td><td>水道部</td></tr><tr><td>・上水道施設の被害調査・復旧</td><td rowspan="2">道路下水道部</td></tr><tr><td>・下水道施設の被害調査・復旧</td></tr><tr><td rowspan="3">清掃対策に関する業務</td><td>・廃棄物の収集・運搬、処分</td><td rowspan="3">環境部</td></tr><tr><td>・し尿の収集・運搬、処分</td></tr><tr><td>・仮設トイレ等の確保・設置</td></tr><tr><td>教育に関する業務</td><td>・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援</td><td>教育部</td></tr><tr><td rowspan="4">公共施設等の応急対策に関する業務</td><td>・道路の被害調査・復旧</td><td rowspan="4">道路下水道部</td></tr><tr><td>・緊急輸送道路の確保（応急措置、迂回路の確保）</td></tr><tr><td>・河川の被害調査・復旧</td></tr><tr><td>・港湾施設の被害調査・復旧</td></tr><tr><td rowspan="2">被災者の生活再建に関する業務</td><td>・家屋被害認定調査</td><td>財政部</td></tr><tr><td>・応急仮設住宅供与支援</td><td>住宅都市部</td></tr></table>	支援業務	業務の概要	所管部署	消防活動に関する業務	・消火活動、救助活動、救急活動	警備部	医療支援に関する業務	・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動（DPATで調整）	保健福祉部	被災地の安全対策に関する業務	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市部	避難所	保健・福祉・衛生に関する業務	保健福祉部	動物愛護に関する業務	ライフライン復旧支援に関する業務	・応急給水活動	水道部	・上水道施設の被害調査・復旧	道路下水道部	・下水道施設の被害調査・復旧	清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分	環境部	・し尿の収集・運搬、処分	・仮設トイレ等の確保・設置	教育に関する業務	・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援	教育部	公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧	道路下水道部	・緊急輸送道路の確保（応急措置、迂回路の確保）	・河川の被害調査・復旧	・港湾施設の被害調査・復旧	被災者の生活再建に関する業務	・家屋被害認定調査	財政部	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市部	第2節 支援活動の展開 第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 (2) 各所管局等で派遣調整を行う業務 <table><tr><th>支援業務</th><th>業務の概要</th><th>所管局等</th></tr><tr><td>消防活動に関する業務</td><td>・消火活動、救助活動、救急活動</td><td>消防局</td></tr><tr><td>医療支援に関する業務</td><td>・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動（DPATで調整）</td><td>保健医療局</td></tr><tr><td>被災地の安全対策に関する業務</td><td>・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定</td><td>住宅都市局</td></tr><tr><td rowspan="2">避難所</td><td>保健・福祉・衛生に関する業務</td><td rowspan="2">福祉局 保健医療局</td></tr><tr><td>動物愛護に関する業務</td></tr><tr><td rowspan="3">ライフライン復旧支援に関する業務</td><td>・応急給水活動</td><td>水道局</td></tr><tr><td>・上水道施設の被害調査・復旧</td><td rowspan="2">道路下水道局</td></tr><tr><td>・下水道施設の被害調査・復旧</td></tr><tr><td rowspan="3">清掃対策に関する業務</td><td>・廃棄物の収集・運搬、処分</td><td rowspan="3">環境局</td></tr><tr><td>・し尿の収集・運搬、処分</td></tr><tr><td>・仮設トイレ等の確保・設置</td></tr><tr><td>教育に関する業務</td><td>・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援</td><td>教育委員会</td></tr><tr><td rowspan="4">公共施設等の応急対策に関する業務</td><td>・道路の被害調査・復旧</td><td rowspan="4">道路下水道局</td></tr><tr><td>・緊急輸送道路の確保（応急措置、迂回路の確保）</td></tr><tr><td>・河川の被害調査・復旧</td></tr><tr><td>・港湾施設の被害調査・復旧</td></tr><tr><td rowspan="2">被災者の生活再建に関する業務</td><td>・家屋被害認定調査</td><td>財政局</td></tr><tr><td>・応急仮設住宅供与支援</td><td>住宅都市局</td></tr></table>	支援業務	業務の概要	所管局等	消防活動に関する業務	・消火活動、救助活動、救急活動	消防局	医療支援に関する業務	・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動（DPATで調整）	保健医療局	被災地の安全対策に関する業務	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市局	避難所	保健・福祉・衛生に関する業務	福祉局 保健医療局	動物愛護に関する業務	ライフライン復旧支援に関する業務	・応急給水活動	水道局	・上水道施設の被害調査・復旧	道路下水道局	・下水道施設の被害調査・復旧	清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分	環境局	・し尿の収集・運搬、処分	・仮設トイレ等の確保・設置	教育に関する業務	・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援	教育委員会	公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧	道路下水道局	・緊急輸送道路の確保（応急措置、迂回路の確保）	・河川の被害調査・復旧	・港湾施設の被害調査・復旧	被災者の生活再建に関する業務	・家屋被害認定調査	財政局	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
支援業務	業務の概要	所管部署																																																																																				
消防活動に関する業務	・消火活動、救助活動、救急活動	警備部																																																																																				
医療支援に関する業務	・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動（DPATで調整）	保健福祉部																																																																																				
被災地の安全対策に関する業務	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市部																																																																																				
避難所	保健・福祉・衛生に関する業務	保健福祉部																																																																																				
	動物愛護に関する業務																																																																																					
ライフライン復旧支援に関する業務	・応急給水活動	水道部																																																																																				
	・上水道施設の被害調査・復旧	道路下水道部																																																																																				
	・下水道施設の被害調査・復旧																																																																																					
清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分	環境部																																																																																				
	・し尿の収集・運搬、処分																																																																																					
	・仮設トイレ等の確保・設置																																																																																					
教育に関する業務	・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援	教育部																																																																																				
公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧	道路下水道部																																																																																				
	・緊急輸送道路の確保（応急措置、迂回路の確保）																																																																																					
	・河川の被害調査・復旧																																																																																					
	・港湾施設の被害調査・復旧																																																																																					
被災者の生活再建に関する業務	・家屋被害認定調査	財政部																																																																																				
	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市部																																																																																				
支援業務	業務の概要	所管局等																																																																																				
消防活動に関する業務	・消火活動、救助活動、救急活動	消防局																																																																																				
医療支援に関する業務	・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動（DPATで調整）	保健医療局																																																																																				
被災地の安全対策に関する業務	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市局																																																																																				
避難所	保健・福祉・衛生に関する業務	福祉局 保健医療局																																																																																				
	動物愛護に関する業務																																																																																					
ライフライン復旧支援に関する業務	・応急給水活動	水道局																																																																																				
	・上水道施設の被害調査・復旧	道路下水道局																																																																																				
	・下水道施設の被害調査・復旧																																																																																					
清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分	環境局																																																																																				
	・し尿の収集・運搬、処分																																																																																					
	・仮設トイレ等の確保・設置																																																																																					
教育に関する業務	・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援	教育委員会																																																																																				
公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧	道路下水道局																																																																																				
	・緊急輸送道路の確保（応急措置、迂回路の確保）																																																																																					
	・河川の被害調査・復旧																																																																																					
	・港湾施設の被害調査・復旧																																																																																					
被災者の生活再建に関する業務	・家屋被害認定調査	財政局																																																																																				
	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局																																																																																				

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由																																																																								
8-6		3 支援職員派遣における留意事項 (4) <u>支援職員の体調管理</u> やメンタルケア等の健康管理に配慮する。	3 支援職員派遣における留意事項 (4) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、支援職員の体調管理やマスク着用等を徹底するとともに、メンタルケア等の健康管理に配慮する。</u>	防災基本計画（R3.5月修正）に基づく修正																																																																								
8-7	第8章 第3節	第3節 被災地から避難してきた被災者の生活支援 <table><tr><td></td><td>支援項目</td><td>支援内容</td><td>所管<u>部署</u></td></tr><tr><td>1</td><td>住宅の確保に関すること</td><td>・市営住宅への入居</td><td>住宅都市<u>部</u></td></tr><tr><td>2</td><td>学校・保育施設等への受入れに関すること</td><td>・市立学校への受入れ ・保育施設・幼稚園等の利用 ・保育所での一時預かりの利用 ・留守家庭子ども会への受入れ</td><td>教育<u>部</u> こども未来<u>部</u></td></tr><tr><td>3</td><td>母子等に関すること</td><td>・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・子どもの心のケアに関する相談</td><td>こども未来<u>部</u></td></tr><tr><td>4</td><td>健康、医療に関すること</td><td>・健康相談等の実施 ・医療機関等への受診時の被保険者証等の免除 ・予防接種</td><td><u>保健福祉部</u></td></tr><tr><td>5</td><td>高齢者に関すること</td><td>・高齢者に関する相談 ・介護保険サービスの利用</td><td><u>保健福祉部</u></td></tr><tr><td>6</td><td>障がい者に関すること</td><td>・障がい者に関する相談</td><td><u>保健福祉部</u></td></tr><tr><td>7</td><td>被災者の就労や被災企業に関すること</td><td>・就労相談 ・被災企業向け相談</td><td>経済観光文化<u>部</u></td></tr><tr><td>8</td><td>その他の支援</td><td>・リユース家具、衣類、指定ごみ袋の提供 ・生活相談等の総合相談窓口の設置</td><td>環境<u>部</u> <u>総括部</u></td></tr></table>		支援項目	支援内容	所管 <u>部署</u>	1	住宅の確保に関すること	・市営住宅への入居	住宅都市 <u>部</u>	2	学校・保育施設等への受入れに関すること	・市立学校への受入れ ・保育施設・幼稚園等の利用 ・保育所での一時預かりの利用 ・留守家庭子ども会への受入れ	教育 <u>部</u> こども未来 <u>部</u>	3	母子等に関すること	・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・子どもの心のケアに関する相談	こども未来 <u>部</u>	4	健康、医療に関すること	・健康相談等の実施 ・医療機関等への受診時の被保険者証等の免除 ・予防接種	<u>保健福祉部</u>	5	高齢者に関すること	・高齢者に関する相談 ・介護保険サービスの利用	<u>保健福祉部</u>	6	障がい者に関すること	・障がい者に関する相談	<u>保健福祉部</u>	7	被災者の就労や被災企業に関すること	・就労相談 ・被災企業向け相談	経済観光文化 <u>部</u>	8	その他の支援	・リユース家具、衣類、指定ごみ袋の提供 ・生活相談等の総合相談窓口の設置	環境 <u>部</u> <u>総括部</u>	第3節 被災地から避難してきた被災者の生活支援 <table><tr><td></td><td>支援項目</td><td>支援内容</td><td>所管<u>局等</u></td></tr><tr><td>1</td><td>住宅の確保に関すること</td><td>・市営住宅への入居</td><td>住宅都市<u>局</u></td></tr><tr><td>2</td><td>学校・保育施設等への受入れに関すること</td><td>・市立学校への受入れ ・保育施設・幼稚園等の利用 ・保育所での一時預かりの利用 ・留守家庭子ども会への受入れ</td><td>教育<u>委員会</u> こども未来<u>局</u></td></tr><tr><td>3</td><td>母子等に関すること</td><td>・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・子どもの心のケアに関する相談</td><td>こども未来<u>局</u></td></tr><tr><td>4</td><td>健康、医療に関すること</td><td>・健康相談等の実施 ・医療機関等への受診時の被保険者証等の免除 ・予防接種</td><td><u>保健医療局</u></td></tr><tr><td>5</td><td>高齢者に関すること</td><td>・高齢者に関する相談 ・介護保険サービスの利用</td><td><u>福祉局</u></td></tr><tr><td>6</td><td>障がい者に関すること</td><td>・障がい者に関する相談</td><td><u>福祉局</u></td></tr><tr><td>7</td><td>被災者の就労や被災企業に関すること</td><td>・就労相談 ・被災企業向け相談</td><td>経済観光文化<u>局</u></td></tr><tr><td>8</td><td>その他の支援</td><td>・リユース家具、衣類、指定ごみ袋の提供 ・生活相談等の総合相談窓口の設置</td><td>環境<u>局</u> <u>市民局</u></td></tr></table>		支援項目	支援内容	所管 <u>局等</u>	1	住宅の確保に関すること	・市営住宅への入居	住宅都市 <u>局</u>	2	学校・保育施設等への受入れに関すること	・市立学校への受入れ ・保育施設・幼稚園等の利用 ・保育所での一時預かりの利用 ・留守家庭子ども会への受入れ	教育 <u>委員会</u> こども未来 <u>局</u>	3	母子等に関すること	・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・子どもの心のケアに関する相談	こども未来 <u>局</u>	4	健康、医療に関すること	・健康相談等の実施 ・医療機関等への受診時の被保険者証等の免除 ・予防接種	<u>保健医療局</u>	5	高齢者に関すること	・高齢者に関する相談 ・介護保険サービスの利用	<u>福祉局</u>	6	障がい者に関すること	・障がい者に関する相談	<u>福祉局</u>	7	被災者の就労や被災企業に関すること	・就労相談 ・被災企業向け相談	経済観光文化 <u>局</u>	8	その他の支援	・リユース家具、衣類、指定ごみ袋の提供 ・生活相談等の総合相談窓口の設置	環境 <u>局</u> <u>市民局</u>	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
	支援項目	支援内容	所管 <u>部署</u>																																																																									
1	住宅の確保に関すること	・市営住宅への入居	住宅都市 <u>部</u>																																																																									
2	学校・保育施設等への受入れに関すること	・市立学校への受入れ ・保育施設・幼稚園等の利用 ・保育所での一時預かりの利用 ・留守家庭子ども会への受入れ	教育 <u>部</u> こども未来 <u>部</u>																																																																									
3	母子等に関すること	・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・子どもの心のケアに関する相談	こども未来 <u>部</u>																																																																									
4	健康、医療に関すること	・健康相談等の実施 ・医療機関等への受診時の被保険者証等の免除 ・予防接種	<u>保健福祉部</u>																																																																									
5	高齢者に関すること	・高齢者に関する相談 ・介護保険サービスの利用	<u>保健福祉部</u>																																																																									
6	障がい者に関すること	・障がい者に関する相談	<u>保健福祉部</u>																																																																									
7	被災者の就労や被災企業に関すること	・就労相談 ・被災企業向け相談	経済観光文化 <u>部</u>																																																																									
8	その他の支援	・リユース家具、衣類、指定ごみ袋の提供 ・生活相談等の総合相談窓口の設置	環境 <u>部</u> <u>総括部</u>																																																																									
	支援項目	支援内容	所管 <u>局等</u>																																																																									
1	住宅の確保に関すること	・市営住宅への入居	住宅都市 <u>局</u>																																																																									
2	学校・保育施設等への受入れに関すること	・市立学校への受入れ ・保育施設・幼稚園等の利用 ・保育所での一時預かりの利用 ・留守家庭子ども会への受入れ	教育 <u>委員会</u> こども未来 <u>局</u>																																																																									
3	母子等に関すること	・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・子どもの心のケアに関する相談	こども未来 <u>局</u>																																																																									
4	健康、医療に関すること	・健康相談等の実施 ・医療機関等への受診時の被保険者証等の免除 ・予防接種	<u>保健医療局</u>																																																																									
5	高齢者に関すること	・高齢者に関する相談 ・介護保険サービスの利用	<u>福祉局</u>																																																																									
6	障がい者に関すること	・障がい者に関する相談	<u>福祉局</u>																																																																									
7	被災者の就労や被災企業に関すること	・就労相談 ・被災企業向け相談	経済観光文化 <u>局</u>																																																																									
8	その他の支援	・リユース家具、衣類、指定ごみ袋の提供 ・生活相談等の総合相談窓口の設置	環境 <u>局</u> <u>市民局</u>																																																																									
9-1	福岡市 水防計画	福岡市水防計画 5 水防活動 (1) 水防活動の基準 ① 第1配備（注意態勢） 気象業務法に基づく警報が <u>発令</u> される等局部的な…	福岡市水防計画 5 水防活動 (1) 水防活動の基準 ① 第1配備（注意態勢） 気象業務法に基づく警報が <u>発表</u> される等局部的な…	表現の適正化																																																																								
9-2		(6) 都市型水害用機材整備 簡易土のうや止水用合板等の水防資 <u>機</u> 材を整備するとともに、拠点となる所署に配置している救命ボートの活用を図る。	(6) 都市型水害用機材整備 簡易土のうや止水用合板等の水防資 <u>器</u> 材を整備するとともに、拠点となる所署に配置している救命ボートの活用を図る。	表現の適正化																																																																								

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																								
9-6		8 水防警報 (1) 県知事が発令する水防警報 ① 水防本部長（福岡県知事）は、水防法第10条第１項の規定により福岡管区気象台から洪水、津波又は高潮の予・警報通知を受け又は洪水、津波、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発する。 ② 各地方本部長（県土整備事務所長・支所長）は、水防本部長からの水防警報を受けるいとまがなく、洪水、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発するとともにその旨を直ちに水防本部長に報告しなければならない。 ③ 水防警報の通知を受けた水防管理者（市長）は、関係住民に連絡するとともに消防機関を待機させ又は必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。 ④ 水防法第16条第1項の規定により知事が行う水防警報は、次のとおりとする。 第１段階 待機 <u>氾濫注意水位に達すると思われるとき。</u> 第２段階 準備 <u>氾濫注意水位を突破すると思われるとき。</u> 第３段階 出動 <u>氾濫注意水位に達し、なお上昇見込のあるとき。</u> 第４段階 解除 <u>氾濫注意水位以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。</u> (2) 警報の段階 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第１段階 (特 機)</td><td><u>消防団員の足留めを警告するもので状況に応じてすみやかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。</u> <u>又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差支えない旨を警告するもの。</u></td></tr><tr><td>第２段階 (準 備)</td><td><u>水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防等の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨を警告するもの。</u></td></tr><tr><td>第３段階 (出 動)</td><td><u>消防団員が出動する必要があるもの。</u></td></tr><tr><td>第４段階 (解 除)</td><td><u>水防活動を必要とする増水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。</u></td></tr></table>	種 類	内 容	第１段階 (特 機)	<u>消防団員の足留めを警告するもので状況に応じてすみやかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。</u> <u>又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差支えない旨を警告するもの。</u>	第２段階 (準 備)	<u>水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防等の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨を警告するもの。</u>	第３段階 (出 動)	<u>消防団員が出動する必要があるもの。</u>	第４段階 (解 除)	<u>水防活動を必要とする増水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。</u>	8 水防警報 (1) 県知事が発令する水防警報 ① 水防本部長（福岡県知事）は、水防法第10条第１項の規定により福岡管区気象台から洪水、津波又は高潮の予・警報通知を受け又は洪水、津波、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発する。 ② 各地方本部長（県土整備事務所長・支所長）は、水防本部長からの水防警報を受けるいとまがなく、洪水、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発するとともにその旨を直ちに水防本部長<u>および水防管理者（市長）</u>に報告・<u>通知</u>しなければならない。 ③ 水防警報の通知を受けた水防管理者（市長）は、関係住民に連絡するとともに<u>水防団、</u>消防機関を待機させ又は必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。 ④ 水防法第16条第1項の規定により知事が行う水防警報は、次のとおりとする。 第１段階 待機 <u>水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。</u> 第２段階 準備 <u>水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。</u> 第３段階 出動 <u>氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。</u> 第４段階 警戒 <u>避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。</u> 第５段階 嚴重警戒 <u>氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。</u> 第６段階 解除 <u>氾濫注意水位以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。</u> (2) 警報の段階 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第１段階 (特 機)</td><td><u>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</u></td></tr><tr><td>第２段階 (準 備)</td><td><u>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</u></td></tr><tr><td>第３段階 (出 動)</td><td><u>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</u></td></tr><tr><td>第４段階 (警 戒)</td><td><u>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</u></td></tr><tr><td>第５段階 (嚴重警戒)</td><td><u>出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</u></td></tr><tr><td>第６段階 (解 除)</td><td><u>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</u></td></tr></table>	種 類	内 容	第１段階 (特 機)	<u>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</u>	第２段階 (準 備)	<u>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</u>	第３段階 (出 動)	<u>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</u>	第４段階 (警 戒)	<u>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</u>	第５段階 (嚴重警戒)	<u>出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</u>	第６段階 (解 除)	<u>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</u>	福岡県水防計画書（R3年修正）に基づく修正
種 類	内 容																											
第１段階 (特 機)	<u>消防団員の足留めを警告するもので状況に応じてすみやかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。</u> <u>又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差支えない旨を警告するもの。</u>																											
第２段階 (準 備)	<u>水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防等の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨を警告するもの。</u>																											
第３段階 (出 動)	<u>消防団員が出動する必要があるもの。</u>																											
第４段階 (解 除)	<u>水防活動を必要とする増水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。</u>																											
種 類	内 容																											
第１段階 (特 機)	<u>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</u>																											
第２段階 (準 備)	<u>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</u>																											
第３段階 (出 動)	<u>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</u>																											
第４段階 (警 戒)	<u>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</u>																											
第５段階 (嚴重警戒)	<u>出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</u>																											
第６段階 (解 除)	<u>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</u>																											

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）					令和４年度案									修正理由																																																																																																																								
9-7		<table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>第一段階 待 機</th><th>第二段階 準 備</th><th>第三段階 出 勤</th><th>第四段階 解 除</th><th>水防警報 発令者</th></tr><tr><td rowspan="2">多々良川</td><td>雨水橋 (粕屋町)</td><td>氾濫注意水位 (2.41m)に達する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.41m)を突破する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.41m)に達し、 なお上昇見込の あるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.41m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき</td><td rowspan="2">福岡水防 地方本部長</td></tr><tr><td>金川橋 (篠栗町)</td><td>氾濫注意水位 (2.57m)に達する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.57m)を突破する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.57m)に達し、 なお上昇見込の あるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.57m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき</td></tr><tr><td>宇美川</td><td>片峰新橋 (志免町)</td><td>氾濫注意水位 (2.8m)に達する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.8m)を突破する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.8m)に達し、 なお上昇見込の あるとき</td><td>氾濫注意水位(2.8m) 以下に下って再び増 水のおそれがないと 思われるとき</td><td>福岡水防 地方本部長</td></tr><tr><td>樋井川</td><td>田島橋 (城南区)</td><td>氾濫注意水位 (2.34m)に達する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.34m)を突破する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.34m)に達し、 なお上昇見込の あるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.34m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき</td><td>福岡水防 地方本部長</td></tr><tr><td>室見川</td><td>橋本橋 (西区)</td><td>氾濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (3.5m)に達し、 なお上昇見込の あるとき</td><td>氾濫注意水位(3.5m) 以下に下って再び増 水のおそれがないと 思われるとき</td><td>福岡水防 地方本部長</td></tr><tr><td>御笠川</td><td>隅田橋 (博多区)</td><td>氾濫注意水位 (1.0m)に達する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (1.0m)を突破する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (1.0m)に達し、 なお上昇見込の あるとき</td><td>氾濫注意水位(1.0m) 以下に下って再び増 水のおそれがないと 思われるとき</td><td>那珂水防 地方本部長</td></tr><tr><td>那珂川</td><td>下臼佐 (南区)</td><td>氾濫注意水位 (4.29m)に達する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (4.29m)を突破する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (4.29m)に達し、 なお上昇見込の あるとき</td><td>氾濫注意水位 (4.29m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき</td><td>那珂水防 地方本部長</td></tr><tr><td>瑞梅寺川</td><td>池 田 (糸島市)</td><td>氾濫注意水位 (2.16m)に達する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.16m)を突破する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.16m)に達し、 なお上昇見込の あるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.16m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき</td><td>前原水防 地方本部長</td></tr><tr><td>雷山川</td><td>潤 橋 (糸島市)</td><td>氾濫注意水位 (2.14m)に達する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.14m)を突破する と思われるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.14m)に達し、 なお上昇見込の あるとき</td><td>氾濫注意水位 (2.14m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき</td><td>前原水防 地方本部長</td></tr></table>					河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 勤	第四段階 解 除	水防警報 発令者	多々良川	雨水橋 (粕屋町)	氾濫注意水位 (2.41m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.41m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.41m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.41m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	福岡水防 地方本部長	金川橋 (篠栗町)	氾濫注意水位 (2.57m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.57m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.57m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.57m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	宇美川	片峰新橋 (志免町)	氾濫注意水位 (2.8m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.8m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.8m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位(2.8m) 以下に下って再び増 水のおそれがないと 思われるとき	福岡水防 地方本部長	樋井川	田島橋 (城南区)	氾濫注意水位 (2.34m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.34m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.34m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.34m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	福岡水防 地方本部長	室見川	橋本橋 (西区)	氾濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (3.5m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位(3.5m) 以下に下って再び増 水のおそれがないと 思われるとき	福岡水防 地方本部長	御笠川	隅田橋 (博多区)	氾濫注意水位 (1.0m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (1.0m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (1.0m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位(1.0m) 以下に下って再び増 水のおそれがないと 思われるとき	那珂水防 地方本部長	那珂川	下臼佐 (南区)	氾濫注意水位 (4.29m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (4.29m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (4.29m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (4.29m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	那珂水防 地方本部長	瑞梅寺川	池 田 (糸島市)	氾濫注意水位 (2.16m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.16m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.16m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.16m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	前原水防 地方本部長	雷山川	潤 橋 (糸島市)	氾濫注意水位 (2.14m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.14m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.14m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.14m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	前原水防 地方本部長	<table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>第一段階 待 機</th><th>第二段階 準 備</th><th>第三段階 出 勤</th><th>第四段階 警 戒</th><th>第五段階 嚴重警戒</th><th>第六段階 解 除</th><th>水防警報 発令者</th></tr><tr><td rowspan="2">多々良川</td><td>雨水橋 (粕屋町)</td><td>水防団待機水位 (2.02m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.41m) に 達 す る見込みがある とき</td><td>水防団待機水位 (2.02m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.41m)を突破す る見込みがある とき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (2.41m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき</td><td>避難判断水位 (2.84m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき</td><td>氾 濫 危 険 水 位 (3.46m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (2.41m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき</td><td rowspan="2">福岡水防 地方本部長</td></tr><tr><td>金川橋 (篠栗町)</td><td>水防団待機水位 (1.47m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.57m) に 達 す る見込みがある とき</td><td>水防団待機水位 (1.47m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.57m)を突破す る見込みがある とき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (2.57m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき</td><td>避難判断水位 (3.09m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき</td><td>氾 濫 危 険 水 位 (3.72m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (2.57m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき</td></tr><tr><td>宇美川</td><td>片峰新橋 (志免町)</td><td>水防団待機水位 (2.00m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.80m) に 達 す る見込みがある とき</td><td>水防団待機水位 (2.00m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.80m)を突破す る見込みがある とき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (2.80m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき</td><td>避難判断水位 (3.10m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき</td><td>氾 濫 危 険 水 位 (3.50m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (2.80m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき</td><td>福岡水防 地方本部長</td></tr><tr><td>樋井川</td><td>田島橋 (城南区)</td><td>水防団待機水位 (1.59m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.34m) に 達 す る見込みがある とき</td><td>水防団待機水位 (1.59m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.34m)を突破す る見込みがある とき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (2.34m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき</td><td>避難判断水位 (2.47m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき</td><td>氾 濫 危 険 水 位 (2.72m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (2.34m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき</td><td>福岡水防 地方本部長</td></tr><tr><td>室見川</td><td>橋本橋 (西区)</td><td>水防団待機水位 (3.00m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (3.50m) に 達 す る見込みがある とき</td><td>水防団待機水位 (3.00m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (3.50m)を突破す る見込みがある とき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (3.50m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき</td><td>避難判断水位 (3.70m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき</td><td>氾 濫 危 険 水 位 (3.90m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき</td><td>氾 濫 注 意 水 位 (3.50m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき</td><td>福岡水防 地方本部長</td></tr></table>									河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 勤	第四段階 警 戒	第五段階 嚴重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者	多々良川	雨水橋 (粕屋町)	水防団待機水位 (2.02m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.41m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (2.02m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.41m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (2.41m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (2.84m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (3.46m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (2.41m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長	金川橋 (篠栗町)	水防団待機水位 (1.47m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.57m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (1.47m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.57m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (2.57m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (3.09m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (3.72m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (2.57m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	宇美川	片峰新橋 (志免町)	水防団待機水位 (2.00m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.80m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (2.00m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.80m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (2.80m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (3.10m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (3.50m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (2.80m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長	樋井川	田島橋 (城南区)	水防団待機水位 (1.59m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.34m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (1.59m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.34m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (2.34m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (2.47m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (2.72m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (2.34m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長	室見川	橋本橋 (西区)	水防団待機水位 (3.00m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (3.50m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (3.00m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (3.50m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (3.50m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (3.70m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (3.90m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (3.50m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長	
河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 勤	第四段階 解 除	水防警報 発令者																																																																																																																																		
多々良川	雨水橋 (粕屋町)	氾濫注意水位 (2.41m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.41m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.41m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.41m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	福岡水防 地方本部長																																																																																																																																		
	金川橋 (篠栗町)	氾濫注意水位 (2.57m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.57m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.57m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.57m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき																																																																																																																																			
宇美川	片峰新橋 (志免町)	氾濫注意水位 (2.8m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.8m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.8m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位(2.8m) 以下に下って再び増 水のおそれがないと 思われるとき	福岡水防 地方本部長																																																																																																																																		
樋井川	田島橋 (城南区)	氾濫注意水位 (2.34m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.34m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.34m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.34m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	福岡水防 地方本部長																																																																																																																																		
室見川	橋本橋 (西区)	氾濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (3.5m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位(3.5m) 以下に下って再び増 水のおそれがないと 思われるとき	福岡水防 地方本部長																																																																																																																																		
御笠川	隅田橋 (博多区)	氾濫注意水位 (1.0m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (1.0m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (1.0m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位(1.0m) 以下に下って再び増 水のおそれがないと 思われるとき	那珂水防 地方本部長																																																																																																																																		
那珂川	下臼佐 (南区)	氾濫注意水位 (4.29m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (4.29m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (4.29m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (4.29m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	那珂水防 地方本部長																																																																																																																																		
瑞梅寺川	池 田 (糸島市)	氾濫注意水位 (2.16m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.16m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.16m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.16m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	前原水防 地方本部長																																																																																																																																		
雷山川	潤 橋 (糸島市)	氾濫注意水位 (2.14m)に達する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.14m)を突破する と思われるとき	氾濫注意水位 (2.14m)に達し、 なお上昇見込の あるとき	氾濫注意水位 (2.14m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われるとき	前原水防 地方本部長																																																																																																																																		
河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 勤	第四段階 警 戒	第五段階 嚴重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者																																																																																																																																
多々良川	雨水橋 (粕屋町)	水防団待機水位 (2.02m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.41m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (2.02m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.41m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (2.41m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (2.84m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (3.46m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (2.41m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長																																																																																																																																
	金川橋 (篠栗町)	水防団待機水位 (1.47m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.57m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (1.47m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.57m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (2.57m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (3.09m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (3.72m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (2.57m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき																																																																																																																																	
宇美川	片峰新橋 (志免町)	水防団待機水位 (2.00m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.80m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (2.00m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.80m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (2.80m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (3.10m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (3.50m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (2.80m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長																																																																																																																																
樋井川	田島橋 (城南区)	水防団待機水位 (1.59m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (2.34m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (1.59m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (2.34m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (2.34m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (2.47m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (2.72m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (2.34m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長																																																																																																																																
室見川	橋本橋 (西区)	水防団待機水位 (3.00m)を超え、 氾 濫 注 意 水 位 (3.50m) に 達 す る見込みがある とき	水防団待機水位 (3.00m)に達し、 氾 濫 注 意 水 位 (3.50m)を突破す る見込みがある とき	氾 濫 注 意 水 位 (3.50m)に達し、 なお水位上昇の 見込があるとき	避難判断水位 (3.70m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾 濫 危 険 水 位 (3.90m)に達し、 氾濫発生のおそ れがあるとき	氾 濫 注 意 水 位 (3.50m) 以下 に 下って再び増水 のおそれがない と思われるとき	福岡水防 地方本部長																																																																																																																																

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）		令和４年度案								修正理由
				御笠川	隅田橋 (博多区)	水防団待機水位 (0.30m)を超え、 氾濫注意水位 (1.00m)に達する 見込みがあるとき	水防団待機水位 (0.30m)に達し、 氾濫注意水位 (1.00m)を突破する 見込みがあるとき	氾濫注意水位 (1.00m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	避難判断水位 (1.25m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾濫危険水位 (1.75m)に達し、 氾濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (1.00m)以下に 下って再び増水の おそれがないとき と思われるとき	那珂水防 地方本部長
				那珂川	下臼佐 (南区)	水防団待機水位 (3.83m)を超え、 氾濫注意水位 (4.29m)に達する 見込みがあるとき	水防団待機水位 (3.83m)に達し、 氾濫注意水位 (4.29m)を突破する 見込みがあるとき	氾濫注意水位 (4.29m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	避難判断水位 (5.29m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾濫危険水位 (5.55m)に達し、 氾濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (4.29m)以下に 下って再び増水の おそれがないとき と思われるとき	那珂水防 地方本部長
				瑞梅寺川	池田 (糸島市)	水防団待機水位 (1.50m)を超え、 氾濫注意水位 (2.16m)に達する 見込みがあるとき	水防団待機水位 (1.50m)に達し、 氾濫注意水位 (2.16m)を突破する 見込みがあるとき	氾濫注意水位 (2.16m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	避難判断水位 (2.62m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾濫危険水位 (2.81m)に達し、 氾濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.16m)以下に 下って再び増水の おそれがないとき と思われるとき	前原水防 地方本部長
				雷山川	潤橋 (糸島市)	水防団待機水位 (1.60m)を超え、 氾濫注意水位 (2.14m)に達する 見込みがあるとき	水防団待機水位 (1.60m)に達し、 氾濫注意水位 (2.14m)を突破する 見込みがあるとき	氾濫注意水位 (2.14m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	難判断水位 (2.67m)に達し、 なお水位上昇の 見込みがあるとき	氾濫危険水位 (3.00m)に達し、 氾濫発生のおそれ があるとき	氾濫注意水位 (2.14m)以下に 下って再び増水の おそれがないとき と思われるとき	前原水防 地方本部長

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	現行（令和3年度版）	令和4年度案	修正理由
9-8		9 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統 (3) 伝達系統図	9 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統 (3) 伝達系統図	機器更新に伴う修正

風水害対策タイムライン ※現行（令和３年度）

区 分			発災前	発災日～発災+2日	発災+3日～発災+1週間	発災+1週間～
災害対策本部の運営	全庁的事項	本部運営全般	・災害警戒本部の設置	・災害対策本部の設置 ・区災害対策本部の設置 ・災害対策本部会議（機能別会議）	・ 災害救助法適用のための処置	
		職員の動員等	・第1～2 配備	・第3 配備～ ・職員の勤務体制管理 ・BCP 計画 の適用 ・職員の被災状況の把握	・職員の健康管理（心のケアを含む）	
		庁舎の管理		・庁舎機能の維持・回復（代替施設の指定）		
		受 援		・災害対策に係る国等との調整 ・自衛隊への災害派遣要請 ・広域応援要請（消防、水道） ・受入職員等の宿泊場所調整 ・支援機関等の活動拠点調整 ・災害ボランティアセンターの開設協議・準備	・国・自治体職員の受入れ ・災害ボランティアセンターの開設・運営	
		その他		・防災関係機関等の活動拠点等の確保	・政府・国会議員等の視察対応	
	情報の収集 ・整理 ・伝達	被害状況の把握・報告等		・人的被害・家屋被害状況の把握 ・インフラの被害状況及び復旧予定の把握 ・業務システム・ネットワークの維持・管理		
		避難勧告等	・ 避難勧告等 （Lv3～4）の発令 ・警戒区域の設定	・ 災害発生情報 （Lv5）の発令		
		市民等への情報提供	・市HPに特設ページの作成、HPの災害時モードへの変更 ・報道機関への情報提供 ・防災メール等による情報提供 ・広報車による広報		・情報相談窓口（コールセンター等）の開設 ・安否情報の提供	
	救助・救急	負傷者の救命・救助等		・緊急道路の確保 ・救護所の開設・運営 ・応急医療救護 ・行方不明者の捜索 ・遺体安置所の開設・運営	・埋火葬対策	
		孤立者の救出等		・孤立者の救出 ・帰宅困難者対策		
市民生活の維持	避難対策	避難所の運営	・（福祉）避難所の開設・運営 ・要配慮者（障がい者、子ども、高齢者、外国人）対策		・防疫・保健衛生対策 ・愛玩動物対策 ・指定外避難所の把握 ・被災者の心のケア	
		物資の提供		・物資支援要請 ・食料生活必需品の調達 ・救援物資の受入提供 ・応急給水 ・輸送力の確保 ・物資集積拠点の開設	・物資集積拠点の運営	
	都市機能の確保	生活インフラの応急対策		・道路・橋梁 ・上下水道・排水施設 ・河川 ・港湾・海岸施設 ・公園その他の公共施設 ・渋滞対策 ・障害物の除去 ・災害廃棄物の処理 ・し尿の処理 ・仮置場の開設	・保育施設等の開設・運営 ・仮置場の運営	
		市民生活の安全確保		・危険物施設等の応急対策（石油等、放射性物質、毒物・劇薬） ・被災宅地危険度判定 ・治安・デマ対策 ・充電サービスの提供		
被災者の生活再建				・家屋被害認定調査	・義援金の受入 ・応急教育対策 ・り災証明の発行	・義援金の配分 ・租税の減免 ・応急仮設住宅の供与 ・復旧・復興計画の作成 ・産業・経済対策

※ 各活動を開始するタイミングを表記

風水害対策タイムライン ※修正案（令和４年度）

区 分			発災前	発災日～発災＋2日	発災＋3日～発災＋1週間	発災＋1週間～
災害対策本部の運営	全庁的事項	本部運営全般	・災害警戒本部の設置	・災害対策本部の設置 ・区災害対策本部の設置 ・災害対策本部会議（機能別会議） ・災害救助法適用のための処置		
		職員の動員等	・第1～2 配備	・第3 配備～ ・職員の勤務体制管理 ・BCPの適用 ・職員の被災状況の把握	・職員の健康管理（心のケアを含む）	
		庁舎の管理		・庁舎機能の維持・回復（代替施設の指定）		
		受 援		・災害対策に係る国等との調整 ・自衛隊への災害派遣要請 ・広域応援要請（消防、水道） ・受入職員等の宿泊場所調整 ・支援機関等の活動拠点調整 ・災害ボランティアセンターの開設協議・準備	・国・自治体職員の受入れ ・災害ボランティアセンターの開設・運営	
		その他		・防災関係機関等の活動拠点等の確保	・政府・国会議員等の視察対応	
	情報の収集 ・整理 ・伝達	被害状況の把握・報告等		・人的被害・家屋被害状況の把握 ・インフラの被害状況及び復旧予定の把握 ・業務システム・ネットワークの維持・管理		
		避難情報	・避難情報（Lv3～4）の発令 ・警戒区域の設定	・緊急安全確保（Lv5）の発令		
		市民等への情報提供	・市HPに特設ページの作成、HPの災害時モードへの変更 ・報道機関への情報提供 ・防災メール等による情報提供 ・広報車による広報		・情報相談窓口（コールセンター等）の開設 ・安否情報の提供	
	救助・救急	負傷者の救命・救助等		・緊急道路の確保 ・救護所の開設・運営 ・応急医療救護 ・行方不明者の捜索 ・遺体安置所の開設・運営	・埋火葬対策	
		孤立者の救出等		・孤立者の救出 ・帰宅困難者対策		
市民生活の維持	避難対策	避難所の運営	・（福祉）避難所の開設・運営 ・要配慮者（障がい者、子ども、高齢者、外国人）対策		・防疫・保健衛生対策 ・愛玩動物対策 ・指定外避難所の把握 ・被災者の心のケア	
		物資の提供		・物資支援要請 ・食料生活必需品の調達 ・救援物資の受入提供 ・応急給水 ・輸送力の確保 ・物資集積拠点の開設	・物資集積拠点の運営	
	都市機能の確保	生活インフラの応急対策		・道路・橋梁 ・上下水道・排水施設 ・河川 ・港湾・海岸施設 ・公園その他の公共施設 ・渋滞対策 ・障害物の除去 ・災害廃棄物の処理 ・し尿の処理 ・災害廃棄物仮置場の開設	・保育施設等の開設・運営 ・災害廃棄物仮置場の運営	
		市民生活の安全確保		・危険物施設等の応急対策（石油等、放射性物質、毒物・劇薬） ・被災宅地危険度判定 ・治安・デマ対策 ・充電サービスの提供		
被災者の生活再建				・家屋被害認定調査	・義援金の受入 ・応急教育対策 ・り災証明の発行	・義援金の配分 ・租税の減免 ・応急仮設住宅の供与 ・復旧・復興計画の作成 ・産業・経済対策

※ 各活動を開始するタイミングを表記

震災対策タイムライン ※現行（令和３年度）

区 分			発災日～発災＋２日	発災＋３日～発災＋１週間	発災＋１週間～
災害対策本部の運営	全庁的事項	本部運営全般	★災害対策本部等の設置 ★区災害対策本部の設置 ★災害対策本部会議（機能別会議）	・災害救助法適用のための処置	
		職員の動員等	★職員の動員 ・職員の勤務体制管理 ・BCPの適用 ★職員の被災状況の把握	・職員の健康管理（心のケアを含む）	
		庁舎の管理	★庁舎機能の維持・回復（代替施設の指定）		
		受 援	★災害対策に係る国等との調整 ★自衛隊への災害派遣要請 ★広域応援要請（消防、水道） ・受入職員等の宿泊場所調整 ・支援機関等の活動拠点調整 ・災害ボランティアセンターの開設協議・準備	・国・自治体職員の受入れ ・災害ボランティアセンターの開設・運営	
		その他	・防災関係機関等の活動拠点等の確保	・政府・国会議員等の視察対応	
	情報の収集 ・整理 ・伝達	被害状況の把握・報告等	★人的被害・家屋被害状況の把握 ★インフラの被害状況及び復旧予定の把握 ★業務システムネットワークの維持・管理		
		避難勧告等	★避難勧告等の発令 ★警戒区域の設定		
		市民等への情報提供	★市HPに特設ページの作成、HPの災害時モードへの変更 ★報道機関への情報提供 ★防災メール等による情報提供 ★広報車による広報	・情報相談窓口（コールセンター等）の開設 ・安否情報の提供	
	救助・救急	負傷者の救命・救助等	★緊急道路の確保 ★救護所の開設・運営 ★応急医療救護 ★行方不明者の捜索 ★遺体安置所の開設・運営	・埋火葬対策	
		孤立者の救出等	★孤立者の救出 ★帰宅困難者対策		
消火活動		★地上火災への対応 ★海上火災への対応			
市民生活の維持	避難対策	避難所の運営	★（福祉）避難所の開設・運営 ★要配慮者（障がい者、子ども、高齢者、外国人）対策	・防疫・保健衛生対策 ・愛玩動物対策 ・指定外避難所の把握 ・被災者の心のケア	
		物資の提供	★物資支援要請 ・食料生活必需品の調達 ・救援物資の受入提供 ・応急給水 ★輸送力の確保 ★物資集積拠点の開設	・物資集積拠点の運営	
	都市機能の確保	生活インフラの応急対策	★道路・橋梁 ★上下水道・排水施設 ★河川 ★港湾・海岸施設 ★渋滞対策 ★障害物の除去 ★災害廃棄物の処理 ★し尿の処理 ★仮置場の開設	・保育施設の開設・運営 ・仮置場の運営	
		市民生活の安全確保	★危険物施設等の応急対策（石油等、放射性物質、毒物・劇薬） ・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定 ★治安・デマ対策 ★充電サービスの提供		
被災者の生活再建			・家屋被害認定調査	・義援金の受入 ・応急教育対策 ・り災証明の発行	・義援金の配分 ・租税の減免 ・応急仮設住宅の供与 ・復興・復旧計画の作成 ・産業・経済対策

※ 各活動を開始するタイミングを表記 ★印は発災初日の実施を追求する業務

震災対策タイムライン ※修正案（令和４年度）

区 分			発災日～発災＋2日	発災＋3日～発災＋1週間	発災＋1週間～
災害対策本部の運営	全庁的事項	本部運営全般	★災害対策本部等の設置 ★区災害対策本部の設置 ★災害対策本部会議（機能別会議） ・災害救助法適用のための処置		
		職員の動員等	★職員の動員 ・職員の勤務体制管理 ・BCPの適用 ★職員の被災状況の把握	・職員の健康管理（心のケアを含む）	
		庁舎の管理	★庁舎機能の維持・回復（代替施設の指定）		
		受 援	★災害対策に係る国等との調整 ★自衛隊への災害派遣要請 ★広域応援要請（消防、水道） ・受入職員等の宿泊場所調整 ・支援機関等の活動拠点調整 ・災害ボランティアセンターの開設協議・準備	・国・自治体職員の受入れ ・災害ボランティアセンターの開設・運営	
		その他	・防災関係機関等の活動拠点等の確保	・政府・国会議員等の視察対応	
	情報の収集 ・整理 ・伝達	被害状況の把握・報告等	★人的被害・家屋被害状況の把握 ★インフラの被害状況及び復旧予定の把握 ★業務システムネットワークの維持・管理		
		避難情報	★避難情報の発令 ★警戒区域の設定		
		市民等への情報提供	★市HPに特設ページの作成、HPの災害時モードへの変更 ★報道機関への情報提供 ★防災メール等による情報提供 ★広報車による広報	・情報相談窓口（コールセンター等）の開設 ・安否情報の提供	
	救助・救急	負傷者の救命・救助等	★緊急道路の確保 ★救護所の開設・運営 ★応急医療救護 ★行方不明者の捜索 ★遺体安置所の開設・運営	・埋火葬対策	
		孤立者の救出等	★孤立者の救出 ★帰宅困難者対策		
消火活動		★地上火災への対応 ★海上火災への対応			
市民生活の維持	避難対策	避難所の運営	★（福祉）避難所の開設・運営 ★要配慮者（障がい者、子ども、高齢者、外国人）対策	・防疫・保健衛生対策 ・愛玩動物対策 ・指定外避難所の把握 ・被災者の心のケア	
		物資の提供	★物資支援要請 ・食料生活必需品の調達 ・救援物資の受入提供 ・応急給水 ★輸送力の確保 ★物資集積拠点の開設	・物資集積拠点の運営	
	都市機能の確保	生活インフラの応急対策	★道路・橋梁 ★上下水道・排水施設 ★河川 ★港湾・海岸施設 ★渋滞対策 ★障害物の除去 ★災害廃棄物の処理 ★し尿の処理 ★災害廃棄物仮置場の開設	・保育施設の開設・運営 ・災害廃棄物仮置場の運営	
		市民生活の安全確保	★危険物施設等の応急対策（石油等、放射性物質、毒物・劇薬） ・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定 ★治安・デマ対策 ★充電サービスの提供		
被災者の生活再建			・家屋被害認定調査	・義援金の受入 ・応急教育対策 ・り災証明の発行	・義援金の配分 ・租税の減免 ・応急仮設住宅の供与 ・復興・復旧計画の作成 ・産業・経済対策

※ 各活動を開始するタイミングを表記 ★印は発災初日の実施を追求する業務

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案

頁	章 節	現 行（令和 3 年度版）	令 和 4 年 度 案	修 正 理 由
4	第 1 章 第 5 節	第 1 章 総 則 第 5 節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲 （１）予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、緊急時活動レベル（E A L ※表 1）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 （２）緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone） 最終行に記載なし	第 1 章 総 則 第 5 節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲 （１）予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、緊急時活動レベル（E A L *表 1 *表 2）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 （２）緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone） 最終行に以下を記載 <u>ただし、炉規法第 4 3 条の 3 の 3 4 条第 2 項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径 5 km を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てを U P Z とする。</u> <u>※原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 2 7 年原子力規制委員会告示第 1 4 号）において定められている。</u>	表現の適正化 原子力災害対策指針との整合 （本記載は玄海 1 / 2 号機が対象）
5		表 1 施設敷地緊急事態を判断する E A L ⑪炉心の損傷が発生していない場合において、<u>炉心の損傷を防止するために</u>原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	表 1 施設敷地緊急事態を判断する E A L ⑪炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	原子力災害対策指針との整合

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由																								
7		<u>表２ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u> <table><tr><td>警戒事態を判断するＥＡＬ （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr></table> <table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td><td>ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</td></tr></table> <table><tr><td>全面緊急事態を判断するＥＡＬ</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td><td>ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</td></tr></table>	警戒事態を判断するＥＡＬ （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。	全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	<u>表２ 原子炉の運転等のための施設（「原子力災害対策指針」の「表２ 各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて」に記載の１. から８. までに掲げるものを除く。）</u> <table><tr><td>警戒事態を判断するＥＡＬ （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr></table> <table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td><td>ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。ＵＰＺのみが設定される場合は、ＵＰＺ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</td></tr></table> <table><tr><td>全面緊急事態を判断するＥＡＬ</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</td><td>ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</td></tr></table>	警戒事態を判断するＥＡＬ （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要	① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。ＵＰＺのみが設定される場合は、ＵＰＺ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。	全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	表現の適正化
警戒事態を判断するＥＡＬ （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要																											
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																											
施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要																											
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。																											
全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要																											
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。																											
警戒事態を判断するＥＡＬ （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要																											
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																											
施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要																											
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。ＵＰＺのみが設定される場合は、ＵＰＺ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。																											
全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要																											
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。																											

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案

頁	章節	現行（令和３年度版）	令和４年度案	修正理由
8		表３ ＯＩＬと防護措置について ・初期設定地※<u>１</u> ・$500\mu\text{Sv/h}$※<u>６</u> （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※<u>２</u>） ・β線：13,000cpm※<u>４</u>【<u>１か月後の値</u>】 ・地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※<u>５</u>の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準 ・※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。	表３ ＯＩＬと防護措置について ・初期設定地※<u>１</u> ・$500\mu\text{Sv/h}$ （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※<u>２</u>） ・β線：13,000cpm※<u>４</u>【<u>１か月後の値</u>】 ・地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※<u>５</u>の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準 ・※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。	原子力災害対策指針との整合
24	第２章 第７節	第２章 原子力災害事前対策 第７節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 ５ 物資の調達、供給体制の整備 市は、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するなど体制を整備するものとする。 <u>（新設）</u>	第２章 原子力災害事前対策 第７節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 ５ 物資の調達、供給体制の整備 市は、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するなど体制を整備するものとする。 <u>また、物資の調達、供給体制の整備に関する事項は「福岡市地域防災計画」『本編』によるものとする。</u>	災害対応業務の担当区分変更に基づく修正
36	第３章 第８節	第３章 緊急事態応急対策 第８節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 ２ 飲食物の摂取制限及び出荷制限 市は、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。	第３章 緊急事態応急対策 第８節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 ２ 飲食物<u>や農林水産物</u>の摂取制限及び出荷制限 市は、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、飲食物<u>や農林水産物</u>の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。	表現の適正化
39	第４章 第２節	第４章 原子力災害中長期対策 第２節 被災者の生活再建等の支援 ９ 復旧・復興事業からの暴力団排除 市は、県警察との連携により、暴力団等<u>の動向把握を徹底し</u>、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるものとする。 また、関係行政機関、業界団体等に働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	第４章 原子力災害中長期対策 第２節 被災者の生活再建等の支援 ９ 復旧・復興事業からの暴力団排除 市は、県警察との連携により、暴力団等<u>による</u>復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるものとする。 また、関係行政機関、業界団体等に働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	表現の適正化